

富良野市地域防災計画

(改正案)

資料編

目 次

資料 1 例規・条例関係

1. 富良野市防災会議条例（昭和41年条例第50号）・・・・・・・・・・	1-1
2. 富良野市災害対策本部条例（昭和41年条例第51号）・・・・・・・・	1-3
3. 富良野市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第4号）・・・	1-4
4. 富良野市災害見舞金支給規則（昭和53年規則第11号）・・・・・・・・	1-8

資料 2 関係法令（抜粋）

1. 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）・・・・・・・・・・	2-1
2. 災害救助法（昭和22年法律第118号）・・・・・・・・・・	2-13
3. 気象業務法（昭和27年法律第165号）・・・・・・・・・・	2-14
4. 水防法（昭和24年法律第193号）・・・・・・・・・・	2-16
5. 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）・・・・・・・・・・	2-21
6. 自衛隊法（昭和29年法律第165号）・・・・・・・・・・	2-22
7. 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）・・・・・・・・・・	2-23
8. 消防組織法（昭和22年法律第226号）・・・・・・・・・・	2-23
9. 消防法（昭和23年法律第186号）・・・・・・・・・・	2-23
10. 道路交通法（昭和35年法律第105号）・・・・・・・・・・	2-24
11. 道路法（昭和27年法律第180号）・・・・・・・・・・	2-24
12. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10 年法律第114号）・・・・・・・・・・	2-25
13. 地方自治法（昭和22年法律第67号）・・・・・・・・・・	2-28
14. 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）・・・・・・・・・・	2-28
15. 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）・・・・・・・・	2-29

資料 3 要綱・基準等

1. 北海道災害義援金募集（配分）委員会会則・・・・・・・・・・	3-1
2. 災害義援金募集（配分）事業要綱骨子・・・・・・・・・・	3-3
3. 北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱・・・・・・・・・・	3-5
4. 災害情報等報告取扱要領・・・・・・・・・・	3-8
5. 被害状況判定基準・・・・・・・・・・	3-9
6. 災害救助法による救助の概要・・・・・・・・・・	3-15
7. 激甚法による財政援助一覧・・・・・・・・・・	3-19
8. 災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧・・・・・・・・・・	3-20
9. 各種融資制度の概要・・・・・・・・・・	3-27
10. 気象に関する警報及び注意報の種類と発表基準・・・・・・・・	3-40

1 1. 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び想定される現象等・	3-48
---------------------------------------	------

資料4 様式

1. 災害情報等に関する上川総合振興局への報告様式・	4-1
2. 緊急通行車両確認証明書・	4-6
3. 罹災証明書・罹災証明発行記録・	4-7
4. 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票・	4-9
5. 自衛隊災害派遣要請要求書及び撤収要請要求書・	4-11
6. 避難所設置及び収容状況・	4-13
7. 避難世帯調査票・	4-14
8. 被災世帯調査票・	4-15
9. 災害情報報告書（被害情報等）・	4-16
10. 生活必需品等受払簿・	4-17
11. 炊き出し状況簿・	4-18
12. 応急仮設住宅台帳・	4-19
13. 住宅応急修理記録簿・	4-20
14. 学用品の記録簿・	4-21
15. 救急状況調書・	4-22
16. 被災状況記録集計表・	4-23

資料5 災害対策資料

1. 災害履歴・	5-1
2. 北海道内の主な被害地震（1900年以降）・	5-8
3. 富良野断層帯の概略位置図・	5-9
4. 富良野断層帯の主な調査地点・	5-10
5. 想定地震の地区別震度（令和3年度）・	5-11
6. 想定地震による地区別建物全壊率（令和3年度）・	5-12
6. 重要水防箇所一覧（令和4年度）・	5-13
7. 消防力の現況・	5-15
8. ヘリコプター指定離着陸場・候補地一覧・	5-17

資料6 災害危険箇所一覧

1. 土石流危険渓流・急傾斜地崩落危険区域・地すべり危険区域一覧・	6-1
2. 旭川建設管理部富良野出張所管内土砂災害危険箇所一覧・	6-4
3. 山地災害危険地区・	6-5

資料7 避難所等関係

1. 避難所一覧・	7-1
-----------	-----

2. 避難路指定図・・・・・・・・・・・・・・・・	7-3
3. 重要給水施設一覧・・・・・・・・・・	7-4

資料8 防災資機材等関係

1. 防災資機材整備状況一覧・・・・・・・・	8-1
2. 給水用資機材保有状況一覧・・・・・・・・	8-3
3. 発電機保有状況一覧・・・・・・・・・・	8-3
4. 生活関連物資備蓄一覧・・・・・・・・・・	8-4

資料9 各種協定等

1. 防災協定締結先一覧・・・・・・・・・・	9-1
2. 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定・・・・・・・・	9-6
3. 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目・・	9-9
4. 北海道消防防災ヘリコプター応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・	9-11
5. 全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書・・	9-13
6. 災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書・・・・・・・・	9-15
7. 災害時の避難所利用に関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・	9-18
8. 災害時における医療救護活動に関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・	9-20
9. 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・	9-22
10. 災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定・・・・・・・・	9-25
11. 災害時におけるボランティア活動に関する協定・・・・・・・・・・	9-27
12. 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定・・・・・・・・・・	9-29
13. 災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定・・	9-31
14. 災害時における災害応急復旧業務に関する協定・・・・・・・・・・	9-33
15. 災害等の発生時における富良野市と北海道エルピーガス災害対策協議会 の応急・復旧活動の支援に関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・	9-35
16. 災害時における富良野管工事協会との応急対策復旧業務に関する協定・・	9-37
17. 災害時における応急対策業務に関する協定書・・・・・・・・・・	9-39
18. 災害時における応急対策業務に関する協定・・・・・・・・・・	9-41
19. 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定・・・・・・・・・・	9-44
20. 災害時における非常通信業務に関する協定・・・・・・・・・・	9-46
21. 災害時における石油類燃料の供給に関する協定・・・・・・・・・・	9-48
22. 災害時における輸送等の協力に関する協定・・・・・・・・・・	9-50
23. 災害時における炊き出し業務及び救護活動に関する協定・・・・・・・・	9-52
24. 災害時における放送の協力に関する協定・・・・・・・・・・	9-54
25. 災害発生時における富良野市と富良野市内郵便局の協力に関する協定・・	9-56
26. 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定・・	9-58
27. 自治体と上富良野駐屯地との連絡体制の強化に係る協定書・・・・・・・・	9-60

28. 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定・・・・・・・・	9-62
29. 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定・・・・・・・・	9-65
30. 富良野市と公益社団法人隊友会旭川地方隊友会富良野支部とによる災害 時等における防災支援に関する協定書・・・・・・・・	9-68
31. 災害に係る情報発信等に関する協定・・・・・・・・	9-71
32. 災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定書・・・・・・・・	9-73
33. 包括連携協定書・・・・・・・・	9-75
34. 災害時における応急生活物資の供給に関する協定の締結について・・・	9-77
35. 災害時における医薬品及び応急生活物資の確保に関する協定・・・・・・・・	9-79
36. 災害時等における給電車等の貸出に関する協定・・・・・・・・	9-81
37. 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定・・・・・・・・	9-83
38. 災害時における廃棄物処理等に関する協定・・・・・・・・	9-85
39. 避難行動要支援者支援に関わる個人情報の管理に関する協定・・・	9-88
40. 災害時における災害応急復旧業務に関する協定・・・・・・・・	9-89

資料10 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

1. 浸水想定区域内の要配慮者利用施設・・・・・・・・	10-1
2. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設・・・・・・・・	10-5

資料11 市内協力団体等一覧

1. 市内医療機関一覧・・・・・・・・	11-1
2. 給水施設の応急復旧工事業者一覧・・・・・・・・	11-2
3. し尿収集業者一覧・・・・・・・・	11-2
4. 一般廃棄物収集運搬業者一覧・・・・・・・・	11-2
5. 富良野建設業協会応急復旧業務協力組織図・・・・・・・・	11-4
6. 富良野市自主防災組織一覧・・・・・・・・	11-5

資料12 関係機関連絡先一覧

1. 国・道・指定公共機関・地方公共機関等・・・・・・・・	12-1
-------------------------------	------

富良野市防災会議条例

昭和41年10月15日条例第50号

改正

昭和49年 7 月 5 日条例第26号

平成12年 3 月24日条例第38号

平成21年 3 月24日条例第11号

平成24年 9 月14日条例第20号

平成25年 3 月18日条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、富良野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

ふらの

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富良野地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、議長となり会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 市の教育委員会の教育長
 - (7) 富良野広域連合の富良野消防署長及び富良野消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者、学識経験のある者又は前各号以外の公共的機関の職員のうちから市長が任命する者
- 6 委員の定数は、40名以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間と

する。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者から市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年7月5日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日より適用する。

附 則 (平成12年3月24日条例第38号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 富良野市水防協議会条例(昭和63年条例第14号)は、廃止する。

附 則 (平成21年3月24日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月14日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

富良野市災害対策本部条例

昭和41年10月15日条例第51号

改正

平成24年 9 月14日条例第20号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、富良野市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各項に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 9 月14日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

富良野市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和50年 3 月25日 条例第 4 号

改正

昭和50年 6 月10日 条例第13号

昭和52年 4 月 1 日 条例第 3 号

昭和53年 7 月 5 日 条例第12号

昭和56年 9 月30日 条例第18号

昭和57年12月20日 条例第21号

平成 3 年12月24日 条例第23号

平成23年 9 月16日 条例第12号

令和元年 6 月21日 条例第20号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市民が、令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又

は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合に
あつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた
世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸
付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するも
のでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世
帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間が、おおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負
傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害
(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のハ、又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際し、
その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270
万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」
とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項（ ）
書の場合は5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据
置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセン
トとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するもの
とし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年6月10日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第5条の規定の適用は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定の適用は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和53年7月5日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年9月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年12月20日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (平成3年12月24日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により災害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則 (平成23年9月16日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則 (令和元年6月21日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の

貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

富良野市災害見舞金支給規則

昭和53年6月15日規則第11号

改正

平成3年5月1日規則第7号

平成19年3月29日規則第19号

(目的)

第1条 この規則は、火災及び自然災害により被害を受けたものに対し、応急援護として災害見舞金の支給を行い、もって市民福祉と生活の安定に資することを目的とする。

(支給対象)

第2条 市長は、次に掲げる災害り災者又はその保護者（親権を行う者及び後見人をいう。）若しくはその遺族に対し、災害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 火災及び災害により住居（併用住宅、集合住宅、寮、工場等の附属、居室等を含む。）が焼失、損壊、流出、埋没、床上浸水等の被害を受けた世帯の世帯主
- (2) 火災及び災害により死亡した者（火災及び災害により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。）
- (3) 火災及び災害により10日以上入院治療を要した者

(災害見舞金を支給する遺族)

第3条 災害見舞金を支給する遺族の範囲及びその順序は次のとおりとし、その順序は死亡者の死亡当時において主として死亡者により生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族は後にする。

- (1) 死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養祖父母を先にし、実祖父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その事情により前2項の規定により難いときは前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対してなされたものとみなす。

(支給の認定)

第4条 市長は被害の状況を調査し、災害見舞金支給の可否を認定するものとする。

(災害見舞金の額)

第5条 災害見舞金の額は別表のとおりとする。

(適用除外)

第6条 災害見舞金は、り災者が災害救助法の適用を受けたときはこれを支給しない。

- 2 遺族が災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和50年条例第4号）第3条の規定に基づく災害弔慰金の支給を受けたときは、死亡に係る災害見舞金はこれを支給しない。

(支給の認定)

第7条 市長は災害見舞金の支給の認定をするにあたり、必要がある場合は次の書類の提出を求めることができる。

- (1) り災者の住民票の写し
- (2) り災証明書
- (3) 死亡診断書
- (4) 入院証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(被害状況調査)

第8条 市長は火災及び災害が発生した場合は、被害状況調査認定書（様式第1号）により、速やかに必要な調査確認を行うものとする。

(支出の方法)

第9条 見舞金は、災害発生のとど速かに支給するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 富良野市火災見舞金交付規則（昭和47年規則第4号）は廃止する。

附 則（平成3年5月1日規則第7号）

この規則は、平成3年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

資料 1 例規・条例関係

別表

被害の区分		支給区分	金額	
			単身の世帯	2人以上の世帯
住居 被害	全焼・全壊・流失・埋没	1世帯につき	30,000円	50,000円
	半焼・半壊・半流失・半埋没・床上浸水	1世帯につき	10,000円	30,000円
死亡		1人につき	50,000円	
負傷		1人につき	30,000円	

様式第 1 号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（目的）

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 2 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体を実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（市町村防災会議）

第 16 条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第 2 項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（市町村災害対策本部）

第 23 条の 2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第 7 項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

（職員の派遣の要請）

第 29 条 第 2 項 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

（職員の派遣のあつせん）

第 30 条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第124第1項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第42条の2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（防災に関する組織の整備義務）

第47条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

（防災教育の実施）

第47条の2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

（指定緊急避難場所の指定）

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定緊急避難場所に関する届出）

第49条の5 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築

その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第49条の6 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第49条の4第1項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定により第49条の4第1項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定避難所の指定）

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞行者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第49条の4第2項及び第3項並びに前2条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第49条の4第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第49条の7第1項」と、前条中「第49条の4第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第49条の4第3項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（指定緊急避難場所と指定避難所との関係）

第49条の8 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

（居住者等に対する周知のための措置）

第49条の9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎と

資料２ 関係法令（抜粋）

する名簿（以下この条及び次条第１項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

- ２ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 性別
 - 四 住所又は居所
 - 五 電話番号その他の連絡先
 - 六 避難支援等を必要とする事由
 - 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- ３ 市町村長は、第１項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- ４ 市町村長は、第１項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

- 第４９条の１１ 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第１項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- ２ 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０９条第１項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第４９条の１４第３項第１号及び第４９条の１５において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
 - ３ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

- 第４９条の１２ 市町村長は、前条第２項又は第３項の規定により名簿情報を提供するとき、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に

係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 6 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 8 緊急輸送の確保に関する事項
- 9 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（情報の収集及び伝達等）

- 第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。
- 2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところ

により、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）

第 57 条 前2条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

（市町村長の避難の指示等）

第 60 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

（警察官等の避難の指示）

第 61 条 前条第1項又は第3項の場合において、市町村長が同条第1項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

（指定行政機関の長等による助言）

第 61 条の 2 市町村長は、第 60 条第 1 項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第 3 項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

（避難の指示等のための通信設備の優先利用等）

第 61 条の 3 第 57 条の規定は、市町村長が第 60 条第 1 項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第 3 項の規定により緊急安全確保措置を指示する場合（同条第 6 項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。）について準用する。

（市町村の応急措置）

第 62 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

（市町村長の警戒区域設定権等）

第 63 条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第 1 項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた同法第 8 条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第 1 項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（応急公用負担等）

第 64 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一

時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

- 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

第 65 条 町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第 67 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第 68 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではない。

（災害派遣の要請の要求等）

第 68 条の 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

（災害時における交通の規制等）

第 76 条 道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政

令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

第76条の3 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

3 前2項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

（災害時における車両の移動等）

第76条の6 第76条の4第2項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第3項第3号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。
- 3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第1項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
 - 一 第1項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
 - 二 道路管理者等が、第1項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
 - 三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第1項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合
- 4 道路管理者等は、第1項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

（損失補償等）

第82条 国又は地方公共団体（港務局を含む。）は、第64条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）、同条第7項において同条第1項の場合について準用する第63条第2項、第71条、第76条の3第2項後段（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第76条の6第3項後段若しくは第4項又は第78条第1項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）

第84条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第65条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第2項において準用する第63条第2項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

災害救助法（昭和22年法律第118号）

（目的）

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第2条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（都道府県知事の努力義務）

第3条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

（事務処理の特例）

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（日本赤十字社への委託）

第16条 都道府県知事等は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

（費用の支弁区分）

第18条 第23条の規定による救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。)は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

気象業務法（昭和27年法律第165号）

（目的）

第1条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによって、気象業務の健全な発達を図り、もって災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

（予報及び警報）

第13条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第16条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第1項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

第13条の2 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 気象庁は、第1項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の基準の変更について準用する。

5 前条第3項の規定は、第1項の警報（第15条の2第1項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第14条の2 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和24年法律第193号）第10条第2項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

第15条 気象庁は、第13条第1項、第14条第1項又は前条第1項から第3項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通

知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

第15条の2 気象庁は、第13条の2第1項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

水防法（昭和24年法律第193号）

（目的）

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

（市町村の水防責任）

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（指定水防管理団体）

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（都道府県の水防計画）

第7条 第2項 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第1項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

（国の機関が行う洪水予報等）

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必

要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

- 第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第14条の2第1項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（洪水浸水想定区域）

- 第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 1 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第1項若しくは第2項、第13条の2若しくは第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - 一 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第4号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第4号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他

資料2 関係法令（抜粋）

の者（第15条の11において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 6 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（警戒区域）

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（公用負担）

- 第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前3項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

- 第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）

（避難等の措置）

第 4 条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

（立入）

第 6 条 警察官は、前 2 条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、己むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

2 興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の来集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない。

3 警察官は、前 2 項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

4 警察官は、第 1 項又は第 2 項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）

（災害派遣）

第 83 条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

（災害派遣時等の権限）

第 94 条第 1 項 警察官職務執行法第四条 並びに第 6 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第 83 条第 2 項、第 83 条の 2 又は第 83 条の 3 の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第 4 条第 2 項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

第 94 条の 4 第 83 条の 3 の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項 の規定により読み替えて適用される災害対策基本法 及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第 5 章第 4 節 に規定する応急措置をとることができる。

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

（立退の指示）

第25条 都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

消防組織法（昭和22年法律第226号）

（市町村相互の応援）

第39条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するよう努めなければならない。
2 市町村長は、消防の相互応援に関して協定することができる。

消防法（昭和23年法律第186号）

（用語の定義）

第2条 この法律の用語は左の例による。

7 危険物とは、別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

（火災警戒区域の設定）

第23条の2 ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

2 前項の場合において、消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて同項の職権を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときは、警察署長は、同項の職権を行なうことができる。この場合において、警察署長が当該職権を行ったときは、警察署長は、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知しなければならない。

（消防警戒区域の設定、退去命令及び出入禁止制限）

第28条 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

2 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は消防団員の職権を行うことができる。

道路交通法（昭和35年法律第105号）

（公安委員会の交通規制）

第4条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2 前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行う。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができる。

（警察署長等への委任）

第5条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第1項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。

（警察官等の交通規制）

第6条第4項 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

道路法（昭和27年法律第180号）

（通行の禁止又は制限）

第46条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 1 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)

(定義)

第6条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 この法律において「一類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 エボラ出血熱
- 二 クリミア・コンゴ出血熱
- 三 痘そう
- 四 南米出血熱
- 五 ペスト
- 六 マールブルグ病
- 七 ラッサ熱

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 急性灰白髄炎
- 二 結核
- 三 ジフテリア
- 四 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
- 五 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）
- 六 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。第五項第七号において「特定鳥インフルエンザ」という。）

4 この法律において「三類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 コレラ
- 二 細菌性赤痢
- 三 腸管出血性大腸菌感染症
- 四 腸チフス
- 五 パラチフス

(感染症の病原体に汚染された場所の消毒)

第27条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所

又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

（ねずみ族、昆虫等の駆除）

第 28 条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させることができる。

（物件に係る措置）

第 29 条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症又は三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するために必要な措置をとらせることができる。

（生活の用に供される水の使用制限等）

第 31 条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めて、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずることができる。

2 市町村は、都道府県知事が前項の規定により生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、同項に規定する期間中、都道府県知事の指示に従い、当該生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給しなければならない、

（建物に係る措置）

第 32 条 都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合であつて、消毒により難しいときは、厚生労働省令で定めるところにより、期間を定めて、当該建物への立入りを制限し、又は禁止することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する措置によっても一類感染症のまん延を防止できない場合であつて、緊急の必要があると認められるときに限り、政令で定める基準に従い、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずることができる。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（職員の派遣）

- 第 252 条の 17 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。
- 2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。
- 3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第 1 項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 4 第 2 項に規定するもののほか、第 1 項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに關しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に關する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）

（消毒方法等の実施）

- 第 30 条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。

（検査、注射、薬浴又は投薬）

- 第 31 条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜防疫員に、農林水産省令で定める方法により家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができる。

活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もつて当該地域における住民、登山者その他の者（以下「住民等」という。）の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

（火山防災協議会）

第 4 条 前条第 1 項の規定による警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を組織するものとする。

2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長
 - 二 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長若しくは地方気象台長又はその指名する職員
 - 三 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する職員
 - 四 警戒地域の全部若しくは一部を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 五 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
 - 六 当該市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
 - 七 火山現象に関し学識経験を有する者
 - 八 観光関係団体その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者
- 3 火山防災協議会において協議が調つた事項については、火山防災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、火山防災協議会の運営に関し必要な事項は、火山防災協議会が定める。

（市町村地域防災計画に定めるべき事項等）

第 6 条 市町村防災会議は、第 3 条第 1 項の規定による警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法第 42 条第 1 項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 前条第 1 項第 1 号に掲げる事項
- 二 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
- 三 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

四 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項

五 警戒地域内に次に掲げる施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの

ロ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの

六 救助に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第五号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、火山現象の発生時における同号の施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第1号に掲げる事項として同項第五号の施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めなければならない。

3 前条第2項の規定は、市町村防災会議が第1項の規定により市町村地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定め、又は変更しようとする場合について準用する。

（住民等に対する周知のための措置）

第7条 警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、火山現象の発生及び推移に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

第二節 情報の伝達等

第12条 気象庁長官は、火山現象に関する観測及び研究の成果に基づき、火山の爆発から住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県知事に通報しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通報を受けたときは、地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。次項において同じ。）の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係のある指定地方行政機関（同条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。）の長、指定地方公共機関（同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。）、市町村長その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

3 市町村長は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関及び住民、登山者その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民、登山者その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をすることができる。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則

(目 的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第3条の2第2項及び北海道地域防災計画第32節災害義援金募集(配分)計画に基づき北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名 称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下日赤道支部)という。)に置く。

(組 織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委 員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運 営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附 則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法入税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・遺体の処理(埋葬及び遺体の一時保存を除く)に関する委託協定
(昭和34年9月1日甲北海道知事乙日赤北海道支部長)

災害義援金募集(配分)事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

1 義援金募集要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇 災害義援金募集要綱」とする。

2 実施主体

北海道災害義援金募集委員会とする。

(事務局:日本赤十字社北海道支部)

3 構成団体

委員会構成団体名を明記する。

4 趣旨

都度委員会において定める。

5 義援金の種別

募集する義援金は原則として現金とする。

特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。

6 募集期間

都度委員会において定める。

7 損金等の取扱い

委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。

8 義援金の受付窓口

各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。

9 受領書の発行

各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。

ただし、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書(免税領収書)の発行手続きをとるものとする。

(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。

10 義援金の送金

各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。

(2) 委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が開設する義援金口座に送金するものとする。

11 広報・周知

義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じ

て広報するほか、各構成団体においても、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。

(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。

12 義援品の取り扱い

義援品は原則として取扱わない。

13 経費

各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。

14 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱

第1 趣旨

この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、被災建築物の危険度の判定を行う北海道震災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定することをいう。
- 2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

第3 応急危険度判定士の任務

- 1 応急危険度判定士は、地方公共団体の依頼により応急危険度判定を行うものとする。
- 2 応急危険度判定士は、判定作業中、常時認定証を携帯するものとする。

第4 認定等

- 1 応急危険度判定士は、道内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者で、第5の講習を修了した者の中から知事が認定するものとする。
 - (1) 別表に定める事項に該当する者
 - (2) 前号に規定する者のほか、知事が認めた者
- 2 第1項の規定により認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請しなければならない。

第4の2 他都府県の認定者等

他の都府県等で応急危険度判定士と同等の認定を受けていた者は、第5の講習会を終了した者とみなして第4の規定を適用することができる。この場合において、その認定を受けていたことを証する書類の写しを添付し、知事に申請するものとする。

第5 認定講習

- 1 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、知事が行う北海道震災建築物応急危険度判定士認定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。
- 2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。
 - (1) 総論
 - (2) 応急危険度判定制度
 - (3) 応急危険度判定技術
 - ア 共通の事項
 - イ 建築構造ごとの判定技術

第6 認定証の交付

- 1 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、応急危険度判定士台帳（以下「台帳」という。）に登録し、応急危険度判定士認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。
- 2 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めたときは、認定しないことができる。この場合において知事は、申請者に認定しない旨を通知しなければならない。
- 3 知事は応急危険度判定の実施及び支援が円滑にできるよう、市町村又は北海道

震災建築物応急危険度判定連絡協議会若しくは北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会の会員建築関係団体に対し台帳登録者の情報について提供することができる。

第7 認定証の更新と再認定

- 1 認定証の有効期間は、5年間とする。
- 2 認定証の更新を受けようとする者は、有効期間満了の30日前までに応急危険度判定士認定更新申請書により知事に申請しなければならない。この場合において、第5による講習を有効期間満了年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に更新した旨を記載し、認定証を交付するものとする。
- 4 第2項の更新を受けなかった者で希望する者は、応急危険度判定士再認定申請書により知事に再認定を申請することができる。この場合において、第5による講習を、申請する年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に再認定した旨を記載し、認定証を交付するものとする。

第8 認定事項等の変更

- 1 応急危険度判定士は、第6第1項の規定により交付した認定証の事項に変更が生じた場合は、その変更を生じた日から30日以内に認定証を添え、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正し、かつ、認定証を書き換えて、申請者に交付するものとする。ただし、氏名以外の事項の変更については、認定証の裏面に変更事項を記載して申請者に交付するものとする。
- 3 応急危険度判定士は、第1項に掲げる事項以外で次の各号に該当する事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
 - (1) 住 所
 - (2) 勤 務 先
 - (3) 緊急連絡先
- 4 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正するものとする。

第9 認定証の再交付

- 1 応急危険度判定士は、認定証を紛失又は汚損したときは、遅滞なく応急危険度判定士認定証再交付申請書にその事由を記載し、知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳にその旨を記載し、申請者に認定証を再交付するものとする。
- 3 応急危険度判定士は、前項の規定により認定証の再交付を受けた後、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

第10 認定の辞退

- 1 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消し、認定の取消しを通知するものとする。

第11 認定の取消し

- 1 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当した場合においては、認定の取消しを行うことができる。
 - (1) 建築士法第9条に基づく免許の取消しを受けた者

(2) 前号に規定するもののほか、知事が認めた者

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、台帳から抹消し、応急危険度判定士から認定証を返納させるものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年1月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年1月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年8月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年8月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

別表

区分	実務経験年数
(1) 建築士法(昭和25年法律第202号) 第2条1項の建築士	問わない
(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号) 第77条の58の登録を受けた者	問わない
(3) 実務経験者 i 官公庁の建築技術職員若しくは職にあった者で、建築行政等の実務経験者 ii 地方独立行政法人の建築に係る研究職員若しくは職にあった者で、震災建築物調査等の実務経験者	5年以上

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長に報告するものとする。

1. 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2. 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、様式1-1により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに様式1-2により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に様式1-2により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3. 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
- (3) 総合振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（防災消防課）に報告するものとし、市町村から報告のあった様式1-2の写しを添付するものとする。

4. 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、要綱・基準等の5のとおりとする。

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町の者が隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)、(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)、(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1月未満であるものを軽傷者とする。 (1) 死者欄の(2)、(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1、として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々になっている場合は、2世帯とする。

害	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。

④ 農 業 被 害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は参入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない。)、草地畜産物等をいう。
⑤ 土	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

本 被 害	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止 施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路を形成する橋梁が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、係留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの
	共同利用 施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む。)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。

	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物等	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、立木、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。
⑧ 衛生	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所をいう。
被害	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨商工被害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者(児)福祉施設等をいう。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船を除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(回線)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。

	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

災害救助法による救助の概要(平成25年10月1日現在)

種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり300円以内(加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2. 限度額1戸当たり2,530,000円以内 4. 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 着工	1. 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間最高2年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり1,040円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4～9月)、冬季(10～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。

(単位:円)							
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊、全焼 流失	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
	冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
半壊、半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
	冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者…協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上	
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上	
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上	
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 547,000円以内			災害発生の日から1月以内		
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり4,100円 中学校生徒1人当たり4,400円 高等学校等生徒			災害発生の日から(教科書)1月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	

	徒及び高等学校等生徒	一人当たり 4,800 円		
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり大人(12 歳以上)266,000 円以内小人(12 歳未満)164,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後 3 日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 ・一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,200 円以内 ・検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 134,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の捜索 6. 遺体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤職員で当該	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

資料3 要綱・基準等

		業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める		
--	--	----------------------------	--	--

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

激甚法による財政援助一覧

区 分	財政援助を受ける事業等	区 分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	☐ 公共土木施設災害復旧事業 ☐ 公共土木施設災害関連事業 ☐ 公立学校施設災害復旧事業 ☐ 公営住宅災害復旧事業 ☐ 生活保護施設災害復旧事業 ☐ 児童福祉施設災害復旧事業 ☐ 老人福祉施設災害復旧事業 ☐ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ☐ 知的障害者更生施設災害復旧事業 ☐ 婦人保護施設災害復旧事業 ☐ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ☐ 感染症予防事業 ☐ 堆積土砂排除事業 ☐ 湛水排除事業	中小企業に関する特別の助成	☐ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ☐ 小規模企業者等設備導入資金助成法による償還期間等の特例 ☐ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ☐ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
		その他の財政援助及び助成	☐ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ☐ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ☐ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ☐ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ☐ 水防資材費の補助の特例 ☐ り災者公営住宅建設事業等に対する補助の特例 ☐ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ☐ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ☐ 雇用保険法による求職者給付に関する特例
農林水産業に関する特別の助成	☐ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ☐ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ☐ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ☐ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ☐ 森林災害復旧事業に対する補助 ☐ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ☐ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助		

災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧

適用 法令	事業名	事業 主体	対象及び内容	単位当事業費	負担・ 補助率
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業 国 庫 負 担 法	河川	国、道、 市町村	堤防、護岸、水 制、床止	国施行 1 カ所 500 万円以上 道施行 1 カ所 120 万円以上 市町村施行 1 カ所 60 万円以上	標 準 税 収 入 と 対 比 し て 算 定 する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突 堤	〃	〃
	砂 防 設 備	国、道	治 水 上 施 行 す る砂防施設	国施行 1 カ所 500 万円以上 道施行 1 カ所 120 万円以上	〃
	林 地 荒 廃 防 止 施 設	道	山林砂防、海岸 砂防施設(防波 堤を含む。)	道施行 1 カ所 60 万円以上	〃
	地 す べ り 防 止 施 設	国、道	地すべり防止 区域内にある 排水施設、 擁壁、ダム等	国 その都度決定する。 道施行 1 カ所 120 万円以上	〃
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	〃	急傾斜地崩壊 危険区域内に ある擁壁排水 施設等	〃	〃
	道路	国、道、 市町村	橋梁、側溝、暗 渠、路面、肩道 路、渡船場	国施行 1 カ所 500 万円以上 道施行 1 カ所 120 万円以上 市町村施行 1 カ所 60 万円以上	〃
	港湾	〃	水 域 施 設 (航 路、泊地、船だ まり) 外 かく 施 設 (防 波 堤、水 門、堤防) 係留 施設 (岸壁、浮	国施行 1 カ所 500 万円以上 道施行 1 カ所 120 万円以上 市町村施行 1 カ所 60 万円以上	〃

			標)		
	漁港	〃	水域施設 外かく施設 係留施設、輸送 施設	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	〃
	下水道	道、市 町村	公共下水道、流 域下水道、都市 下水路	道施行1カ所120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び 特定地区公園 (カントリーパ ーク)の街路・ 広場、修景施 設、保養施設、 運動施設等	〃	〃
空 港 整 備 法	空港	国、道、 市町村	基本施設(滑走 路、着陸帯、誘 導路、エプロ ン)、排水施設、 照明施設、護 岸、道路、自動 車駐車場、橋、 法令で定める 空港用地、無線 施設、気象施 設、管制施設 (道、市につい ては上記から 無線施設、気象 施設、管制施設 を除く。)	1施設120万円以上	8/10 国直轄事 業のうち 基本施設 に要する 費用の 2/10は地 方負担
農 林 水 産 業 施	農地	市町村 土地改 良区等	農地	1カ所40万円以上	5/10 ～ 9/10

災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用施設農地又は農作物の災害を防止するために必要な施設	〃	6.5/10 ～ 10/10
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設、林道	1カ所 40万円以上	5/10 ～ 10/10
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10
土地改良法	農業用施設	開発局	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業	1カ所 75万円以上	土地改良法施行令第52条第1項、第3項、第2項第3号及び第6～8項の規定に基づき算定
			基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区等に管理委託を了した施設	1カ所 2,000万円以上	
公営住宅法	公営住宅	道、市町村	公営住宅	毎年国から示される。	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	道、市町村、社会福祉法人、日赤	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上 設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上	1/2
老人福祉	老人福祉	道、市町村、	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、	〃	1/2 又は 1/3

法	施設	社会福祉法人	軽費老人ホーム、老人福祉センター等		
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設	〃	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター等	〃	1/2
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設	〃	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム	〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	〃	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村、社会福祉法人、日赤	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上(保育所については、40万円以上) 設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上(保育所については、30万円以上)	1/2 又は 1/3
母子及び寡婦福祉法	婦人相談所 母子福祉施設	道、市町村、社会福祉法人	母子福祉センター、母子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃
精神保健及び	精神障害者社会復帰	道、市町村、非営利	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/3

精神障害者福祉に関する法律	施設	法人等	福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	市町村	感染症指定医療機関	災害復旧日所要額1件につき60万円以上	1/2
	感染症予防事業	〃	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校	道、市町村	効率の幼稚園、小学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島4/5)
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本	街路	道、市町村	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道	道120万円以上 市町村60万円以上	1/2

方針			路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの		
都市排水施設等	〃		都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
堆積土砂排除	市町村		一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万㎡以上であるもの、又は2千㎡以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千㎡以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村60万円以上	〃

活 動 火 山 対 策 特 別 措 置 法	1) 下 水 道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠(これらに直接接続するポンプ場の沈砂地等を含む。)内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2) 都 市 排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3)公園		公園上に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		〃
	4)宅地		建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む。)に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		〃

各種融資制度の概要

(1) 生活福祉資金(低所得者・高齢者・身体障害者等が対象で年利3%。ただし、据置期間中及び修学資金は、無利子。長期生活支援資金については、年利3%又は毎年4月1日現在の長期プライムレートのいずれか低い方)

種 類		内 容	貸付限度額(円)	据置期間	償還期間	備 考
更生資金	生 業 費	低所得世帯が生業を営むのに必要な経費	低 2,800,000 以内 障 4,600,000	1 年以内	7 年以内 18 月	据置期間 災害による場合は最大 24 月
	技 能 習 得 費	低所得世帯等が就職又は技能を習得するのに必要な支度をする経費 低所得世帯等が生業又は就職に必要な知識・技能を習得するのに必要な経費等	低 1,100,000 障 1,300,000	6 月	8 年	据置期間 災害による場合は最大 24 月
福祉資金	福 祉 費	低所得世帯等が結婚・出産及び葬祭に必要な経費等、転宅に必要な経費、就職時の支度費、日常生活上一時的に必要な経費	500,000	6 月	3 年	
	障害者等福祉用具購入費	障害者又は高齢者の日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入に特に必要な経費	800,000		6 年	
	障害者自動車購入費	障害者等が自動車を購入するのに必要な経費	2,000,000			
	中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等国民年金の保険料を追納するのに必要な経費	4,704,000		10 年	
	就 学 費	低所得者世帯に属する者が高等学校	(高校、専修学校 高等課程)	卒業後 6 カ月		

就 学 資 金		(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。)、大学、短期大学及び専修学校の専門課程又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	月 35,000 卒業 (高専) 月 60,000 (短大、専修学校専門課程) 月 60,000 (大学) 月 50,000	以内	15 年	
	修学支度金	入学に際し必要な経費	500,000			
住 宅 資 金		低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要な経費	2,500,000	6 月	7 年	据置期間 災害による場合は最大 24 月
療養・介護資金		低所得者世帯又は高齢者世帯に対し、世帯員の負傷又は疾病の療養(療養を必要とする期間が 1 年以内の場合に限る。)に必要な経費及び介護保険法による介護サービスを受けるのに必要な経費(原則として 1 年以内の場合に限る。)	1,700,000	6 月	5 年	据置期間 災害による場合は最大 24 月
災害支援資金		低所得世帯に対し、災害を受けたことにより困窮から自立更生するため必要な経費	1,500,000	12 月	7 年	
緊急小口資金		緊急一時的な需要に対応するための経費	50,000	2 月	4 月	
長期生活支援資金		毎月の生活費	土地の評価額に基づき定めた額			一定不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者

					世帯に対し、当該不動産を担保として貸付を行う。
--	--	--	--	--	-------------------------

(2) 母子・寡婦福祉資金(生活、住宅、転宅、結婚資金は年利3%、それ以外は無利子)

種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付期間	据置 期間	償還 期間
事業 開始 資金	・母子家庭の母 ・母子福祉団体 ・寡婦	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年 以内
事業 継続 資金	・母子家庭の母 ・母子福祉団体 ・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000		6月	7年
修学 資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子 本庁舎駐車場	高校、専修学校(高等課程) 大学、短大、専修学校(専門課程)	公立 (自宅)18,000 (自宅外)23,000 私立 (自宅)30,000 (自宅外)35,000 公立 (自宅)44,000 (自宅外)50,000 私立 (自宅)52,000 (自宅外)59,000 大学 立(自宅)44,000 (自宅外)50,000 私立 (自宅)53,000 (自宅外)63,000	就学期間 中	当該学校卒業後6月	20年

資料3 要綱・基準等

技能習得資金	・母子家庭の母 ・寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識・技能を習得するために必要な資金	月額 50,000 円 (特 1 回 450,000)	知識・技能を習得する期間中 3 年を超えない範囲内	知識・技能習得後 6 月	10 年
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するのに必要な知識・技能を習得するために必要な資金	月額 50,000 (特 1 回 450,000) (注)修業施設で知識・技能習得中の児童が 18 歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることがなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識・技能を習得する期間中 3 年を超えない範囲内	知識・技能習得後 6 月	6 年
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父母のいない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等を購入する資金	100,000 (特別 320,000)		1 月	10 年
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童 ・寡婦	医療又は介護(当該医療を受ける期間が 1 年以内の場合に限る。)を受けるために必要な資金	310,000 (特 1 回 450,000) 介護 500,000		6 月	5 年
生活資金	・母子家庭の母 ・寡婦	技能習得資金借受期間中の生活費補給資金	月額 103,000	技能習得資金貸付期間中 3 年以内	知識・技能習得(医療)	10 年

資料3 要綱・基準等

		医療介護資金 借受期間中の 生活費補給資金		医療介護 資金貸付 期間中 1 年以内	後 6 月	7 年
		配偶者のいな い女子になっ て5年未満の家 庭への生活費 補給資金又は 失業中の生活 費補給資金		2 年以内 又は離職 した日の 翌日から 1 年以内	貸付期 間満了 後 6 月	8 年
住 宅 資 金	・母子家庭の母 ・寡婦	住宅を補修し、 保全し、改築 し、増築し、建 築し、又は購入 するのに必要 な資金	2,000,000 補修、保全等 1,500,000		6 月	7 年 (保 全等 は 6 年)
転 宅 資 金	・母子家庭の母 ・寡婦	住居を移転す るために必要 な住宅の賃借 に際し必要な 資金	260,000		6 月	3 年
就 学 支 度 資 金	・母子家庭の母が 扶養する児童 ・父母のいない児 童 ・寡婦が扶養する 子	就学、修業する ために必要な 被服等の購入 に必要な資金	小学校 39,500 中学校 46,100 高校等 公立 (自 宅)75,000 (自宅外)85,000 私立 (自宅)410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大 公立 (自宅)370,000 (自宅外) 380,000 私立 (自宅)580,000 (自宅外) 590,000		6 月	20 年

結婚資金	・母子家庭の母 ・寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000		6月	5年
特例児童扶養資金	・母子家庭の母 ・父母のいない児童	児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のいない女子	平成14年7月分の児童扶養手当支給額と貸付申請時の児童扶養手当支給額との差額	18歳未満の児童を扶養する期間中5年を超えない範囲内	6月	10年

(3) その他

種 類	内 容 ・ 条 件 等				
災 害 援 護 資 金 貸付金	1. 実施主体 市町村が条例で定めるところにより実施する。 2. 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 3. 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸 付 限 度(千円)		利率	据置期間	償還期間 償還方法
	①療養に要する期間が概ね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合		年3%	3年 (特別の事情がある場合5年)	10年 (据置期間を含む。) 半年賦年賦
	イ	家財の価額の概ね1/3以上の損害及び住居の損害がない場合 1,500			
	ロ	家財の価額の概ね1/3以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500			
	ハ	住居が半壊した場合 2,700			
	二	住居が全壊した場合 3,500			
	②世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合				
	イ	家財の価額の概ね1/3以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場			

	合 1,500					
	ロ 住居が半壊した場合 1,700					
	ハ 住居が全壊した場合 2,500					
	二 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500					
	③被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合					
	①のハの場合 3,500					
	②のロの場合 2,500					
	②のハの場合 3,500					
災害復興住宅資金	1. 対象災害 災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する被害を受けた市町村が1以上ある災害及び主務大臣が指定する災害					
	3. 融資対象者 (1) 住宅金融公庫が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等で、自ら居住するか、り災者のために建設、購入、補修する者 (2) 毎月の返済額の4倍以上の月収がある者					
	3. 融資条件					
	区 分		建 設	新築購入	中古購入	補 修
	融資対象	住宅の規格建築基準法	各戸に居住室、炊事室、便所等が備えられていること。 建築基準法等の関係法令に適合すること。 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分が概ね1/2以上あること。			
		住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上(マンションの場合は401㎡以上)175㎡以下	50㎡以上(マンションの場合は401㎡以上)175㎡以下	
	融資限度額	耐火構造 準耐火構造(万円)	建設資金 1,160 土地取得資金 770 整地資金 380	購入資金 1,930	購入資金 1,630	補修資金 640 移転資金 380 整地資金 380
		木造 (万円)	建設資金 1,100 土地取得資金 770 整地資金 380	購入資金 1,870	購入資金 1,420	補修資金 590 移転資金 380 整地資金 380

	返済期間	耐火構造 準耐火構造 造木造	35年以内 35年以内 25年以内	35年以内 35年以内 25年以内	20～35年以内 20～35年以内 20～25年以内	20年以内
		据置期間				1年以内(返済期間に含む。)
	貸付金利		年1,7%(平成16年12月14日現在)			
	受付期間		災害発生の日から2年間			
農業経営維持安定資金	貸付対象	災害により資金を必要とする場合、その農地、施設その他の農業に活用される資源を売渡す等、農業経営に著しい支障を及ぼすことなしに必要な資金の調達ができない農業者				
	融資限度額	農業を営む個人 200万円 農業を営む法人 1,000万円 20年以内(うち据置き3年以内)				
	償還期間	年利0.9～1.6%(H13.9.3現在)				
	貸付利率					
	(1) 農業施設資金					
開拓者資金(災害対策資金)	貸付対象	農林水産大臣が指定する天災の適用地域内に居住する要振興農家被害農業施設をその設置の時の原形に復旧し、又は当該農業施設と同種の農業施設を取得するのに要する経費の額(その総額が3万円以上の場合に限る。)				
	融資限度額	普通被害12年、特別被害20年				
	償還期間	普通被害者年5.5%、特別被害者年3%				
	貸付利率					
	(1) 農業経営資金					
	貸付対象	(1)に同じ				
	融資限度額	農畜産物の損失額の50%又は35万円のいずれか低い額 12年				
	償還期間	(1)に同じ				
	貸付利率					
天災融資法による融資	貸付対象	被害農業者、被害林業者、被害漁業者、被害組合				
	融資限度額	200万円(北海道350万円) (法令で定める資金500万円(法人2,500万円)) 漁具購入5,000万円 6年以内(激甚災害法適用7年以内)				
	償還期間	損失額の割合10%以上で一定の要件に該当する者年6.5%以内 損失額の割合30%以上の者年5.5%以内 特別被害地域の特別被害農業者年3.0%以内				

	貸付利率	(実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定める。)
水産業 施設資金	貸付対象	水産倉庫、網干場、水産増殖施設、水産物陸揚施設、水産加工施設、漁船修理施設又は漁船その他主務大臣の指定するもの
	融資限度額	(1) 貸付対象事業費×0.8 (2) 漁船 1,000 万円その他施設 300 万円 (1) 及び (2) のいずれか低い額で最低限度 1 件 10 万円
	償還期間	15 年以内
	貸付利率	年 0.65～1.45%(H16.12.20 現在)
造林資金	貸付対象	造林地の災害復旧を行う林業を営む者(地方公共団体を含む。)及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	融資限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額,ただし、計画森林にあつては 90%相当額
	償還期間	30 年以内(20 年以内の据置期間を含む。)
	貸付利率	0.90～2.00%
樹苗養成資金	貸付対象	苗畑用地及びかんがい配水施設等の災害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	融資限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
	償還期間	15 年以内(5 年以内の据置期間を含む。)
	貸付利率	0.90 ～ 1.25%
林道資金	貸付対象	自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出σ)のための集材機、トラクター等及び土場を含む。)の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	融資限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
	償還期間	20 年以内(3 年以内の据置期間を含む。)
	貸付利率	0.90～2.00%
主務大臣指定施設資金	貸付対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者、森林組合、同連合会、農業協同組合
	融資限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額又は 1 施設当たり 300 万円(特認 600 万円)のいずれか低い額
	償還期間	15 年以内(3 年以内の据置期間を含む。)
	貸付利率	0.90 ～ 2.00%
共同利用施設資金	貸付対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等

	融 資 限 度 額 償還期間 貸付利率	協同組合 貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額 20 年以内(3 年以内の据置期間を含む。) 0. 90～2. 00%	
林 業 経 営 維 持 資 金	貸付対象 融 資 限 度 額 償還期間 貸付利率	樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人(農 林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経 営する森林面積が 80ha を超えない者)及び法人(合名会社、合資会 社、有限会社及び株式会社に限る。)並びに森林組合、同連合会等(前 記の者に転貸する場合に限る。) 個人 60 万円(但し、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、 その立木の評価額を 60 万円から控除した額)、法人 800 万円 20 年以内(原則一括払い) 0. 90～2. 00%	
林業・木 材 産 業 改 善 資 金	貸付対象 融 資 限 度 額 償還期間 貸付利率	災害により損害を受けた森林の整備を行う森林所有者、素材生産 業、林業を営む会社、森林組合、市町村等 ただし、融資の合計限度額個人 1, 500 万円、会社 3, 000 万円、団体 5, 000 万円) 5 年以内 無利子	
備 考 資 金 直 接 融 資 資 金	貸付対象 融 資 限 度 額 償還期間 貸付利率	備考資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合 各組合市町村の蓄積金現在額の 1. 5 倍以内. 但し、2 千万円未満は 2 千万円まで、災害救助法適用市町村は 4 千万円まで 6 カ月 年利率 3%	
中 小 企 業 総 合 振 興 資 金 (セ ー、フテ イ ノ ッ ト 貸 付 (災害貸 付)	1. 目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通 じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。		
	2. 融資条件		
	融資対象	1. 災害の影響により中小企業信用保険法第 2 条第 3 項の規定 に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中 小企業者等 2. 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受 けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受 けている中小企業者等あって、道が認めた地域内に事業所 を有するもの	
	資金使途	設備資金	運転資金
	融資金額	8, 000 万円	5, 000 万円
	融資期間	10 年以内(据置 2 年以内)	7 年以内(据置 2 年以内)

	融資利率	[固定金利] 5 年以内 年 1.2% 10 年以内 年 1.4% [変動金利] 年 1.2% (融資期間が 3 年超の場合選択可)		
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
	信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き(通常より低い保証料率適用)		
勤 労 者 福 祉 資 金	区 分	中小企業で働く方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方(育児・介護休業中の方も含む) 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12カ月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険需給資格者 ②貸確法の立替払の証明 書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	100万円以内		
	融資期間	5年以内 (育児・介護休業者については、休業期据置終了時まで元金据置可、延置期間分延長可)		5年以内 (6カ月以内元金据置可、据置期間分延長可)
	融資利率	年 1.50%	年 0.60%	
	償還方法	元利金等月賦償還及び半年賦併用可		
	信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	

「被災者生活再建支援法」に基づく支援

区 分	内 容・資 格・条 件 等
目 的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府

	県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。														
法適用の要件	(1) 対象となる自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害 (2) 支給対象世帯 ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)														
支給条件	(1) 支給金額 下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">合 計</th><th colspan="2">①～⑧</th></tr><tr><th>①～④</th><th>⑤～⑧</th></tr><tr><td>複数(2人以上)世帯</td><td>300万円</td><td>100万円</td><td>200万円</td></tr><tr><td>単身(1人)世帯</td><td>225万円</td><td>75万円</td><td>150万円</td></tr></table> ①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 ③住居の移転費又は移転のための交通費 ④住宅を賃借する場合の礼金 ⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円が限度) ⑥住宅の解体(除却)・撤去・整地費 ⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費 (注)大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象(100万円が限度) (注)長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給 (注)他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2	区 分	合 計	①～⑧		①～④	⑤～⑧	複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円	単身(1人)世帯	225万円	75万円	150万円
区 分	合 計			①～⑧											
		①～④	⑤～⑧												
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円												
単身(1人)世帯	225万円	75万円	150万円												

	(2) 支給に係るその他の要件		
	年収等の要件	支給限度額	
		複数世帯	単身世帯
	(年収) ≤ 500 万円の世帯	300 万円	225 万円
	500 万円 < (年収) ≤ 700 万円 かつ、世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯	150 万円	112.5 万円
	700 万円 < (年収) ≤ 800 万円 かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯		
	(注) 要援護世帯: 心神喪失・重度知的障害者、1 級の精神障害者、1、2 級の身体障害者などを構成員に含む世帯		
補助金の 交 付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の 2 分の 1 に相当する額を国が補助		

気象に関する警報及び注意報の種類と発表基準

1. 特別警報、警報、注意報などの種類

(1) 特別警報

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予測される場合である
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予測される場合である

※以下の現象についても特別警報に位置付けられる。

地震（地震動）	<u>震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の大きさの地震動が予想される場合</u> （緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置付ける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予測される場合 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置付ける）

(2) 気象警報

暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</u>
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

(3) 気象注意報

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障
-------	---

	害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがある場合
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生すると予想される場合。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがある場合
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがある場合
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがある場合
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがある場合

(4) 地面現象警報及び注意報

<u>地面現象特別警報</u>	<u>大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害の起こるおそれが著しく高まっていると予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）として発表される。</u>
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こる

	おそれがあると予想される場合に、気象注意報に含めて発表される。
--	---------------------------------

(5) 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象警報に含めて発表される <u>(大雨特別警報又は大雨警報に含めて発表する)</u> 。
浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象注意報に含めて発表される。

(6) 洪水警報及び注意報

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられる。 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
洪水注意報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>

2. 警報・注意報等の発表基準（上川南部）

(1) 警報

警 報 名	発 表 基 準
暴風警報	平均風速 16m/s 以上
暴風雪警報	平均風速 16m/s 以上で雪による視程障害を伴う。
大雨警報	P3-43 大雨警報基準に到達することが予想される場合
洪水警報	P3-43 洪水警報基準に到達することが予想される場合
大雪警報	12 時間降雪の深さ 40 c m 以上

(2) 注意報

注 意 報 名	発 表 基 準
強風注意報	平均風速 12m/s 以上
風雪注意報	平均風速 10m/s 以上で雪による視程障害を伴う。

大雨注意報	P3-44 大雨注意報基準に到達することが予想される場合
洪水注意報	P3-44 洪水注意報基準に到達することが予想される場合
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
大雪注意報	12 時間降雪の深さ 25 c m 以上
なだれ注意報	24 時間降雪の深さ 30 cm 以上、又は積雪の深さ 50 cm 以上で日平均気温 5℃ 以上
融雪注意報	60 mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計
着雪注意報	気温 0℃ くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
低温注意報	4～6 月、8 月中旬～10 月（平均気温） 平年より 6℃ 以上低い 7 月～8 月上旬（気温） 14℃ 以下が 12 時間以上継続 11 月～3 月（最低気温） 平年より 12℃ 以上低い
濃霧注意報	視程 200m 以下
霜注意報	最低気温 3℃ 以下
乾燥注意報	最小湿度 30% 以下で、実効湿度 60% 以下

(3) 記録的短時間大雨情報

1 時間雨量 90mm 以上

大雨警報基準

市町村をまとめた地域	市町村	大 雨	
		(浸水害)	(土砂災害)
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
上川南部	富良野市	15	150
	上富良野町	14	153
	中富良野町	15	153
	南富良野町	14	130
	占冠村	14	169

洪水警報基準

市町村をまとめた地域	市町村	洪水		
		流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
上川南部	富良野市	富良野川流域=30.8 ベベルイ川流域=18.6 ヌッカシ富良野川流域=16 西達布川流域=18.5 川松沢川流域=5.6 布礼別川=9.8	—	空知川上流(布部)
	上富良野町	富良野川流域=18.4 ベベルイ川流域=12.2 ヌッカシ富良野川流域=12.7 ピリカ富良野川流域=6.4 ホロベツナイ川流域=4.7	ピリカ富良野川流域=(5、4.7)	—
	中富良野町	富良野川流域=18 ベベルイ川流域=13.7 ヌッカシ富良野川流域= <u>12.6</u> デボツナイ川流域=6.4	富良野川流域=(7,16.2) ベベルイ川流域=(7,12.3) ヌッカシ富良野川流域=(<u>7, 11.3</u>)	—
	南富良野町	空知川流域=29.4 トナシベツ川流域=22.6 ユクトラシュベツ川流域=8	空地川流域=(5,26.4) ユクトラシュベツ川=(5,7.2)	空知川上流(布部)
	占冠村	鵠川流域=31.2 双珠別川流域=25.9	—	—

大雨注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村	大雨	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
上川南部	富良野市	7	94

	上富良野町	6	96
	中富良野町	9	96
	南富良野町	6	81
	占冠村	6	106

洪水注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村	洪水		
		流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
上川南部	富良野市	富良野川流域=24.6 ベベルイ川流域=13.5 ヌッカシ富良野川流域=12.8 西達布川流域=14.8 川松沢川流域=4.4 布礼別川=7.8	空知川流域=(5、26) ベベルイ川流域=(5、13.5) 西達布川流域=(5,14.8) 布礼別川流域=(5、7.8)	空知川上流(布部)
	上富良野町	富良野川流域=14.7 ベベルイ川流域=9.7 ヌッカシ富良野川流域=10.1 ピリカ富良野川流域=4.2 ホロベツナイ川流域=3.7	富良野川流域=(5,14.7) ピリカ富良野川流域=(5、4.2)	—
	中富良野町	富良野川流域=14.4 ベベルイ川流域=10.9 ヌッカシ富良野川流域=10 デボツナイ川流域=5.1	富良野川流域=(5,14.4) ベベルイ川流域=(5、10.9) ヌッカシ富良野川流域=(7、8.4)	—
	南富良野町	空知川流域=23.5 トナシベツ川流域=18 ユクトラシュベツ川流域=6.4	空地川流域=(5,14.3) ユクトラシュベツ川=(5,5.1)	空知川上流(布部)
	占冠村	鶴川流域=24.9 双珠別川流域=20.7	双珠別川流域=(5,20.7)	—

※注意

- (1) 注意報及び警報は市町村に設定されている基準に到達することが予想される場合、市町村毎に発表される。
- (2) 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。
- (3) 土壌雨量指数は降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- (4) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

(5) 洪水警報・注意報の複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

※風速は平均風速

参考「台風の大きさと強さ」 大きさの階級分け		強さの階級分け	
風速 15m/s 以上の 半径	階 級	最大風速	階 級
500 km未満	<表現なし>	33m/s 未満	<表現なし>
500 km～800 km未満	大型 (大きい)	33m/s～44m/s 未満	強い
800 km以上	超大型(非常に大きい)	44m/s～54m/s 未満	非常に強い
		54m/s 以上	猛烈な

3. 水防活動用気象予報及び警報

市及び水防関係機関は、常に気象の状況に注意すると共に、水防活動用予報・警報、洪水予報、水防警報の収集・伝達に努める。

(1) 水防活動用予報・警報の種類

区 分	種 類	発表機関	内 容
水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報 気象業務法 第14条の2第1項 水防法 第10条第1項	大雨注意報 大雨警報 洪水注意報 洪水警報	旭川地方気象台	水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、一般向け注意報、警報、特別警報により代行する。
洪水予報 (指定河川) 気象業務法 第14条の2第2項 水防法 第10条第2項	注意報 警報	旭川地方気象台 北海道開発局札幌 開発建設部 共同	「空知川上流」について水位又は流量を示して行う予報
水防警報 (指定河川) 水防法第16条	待機・準備 出動・指示 解除	北海道開発局札幌 開発建設部 旭川建設管理部	指定河川区域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表する。

(2) 指定河川洪水予報 (危険レベル、洪水予報の種類、水位の名称及び求める行動等) 気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項に基づき旭川地方気象台及び北海道開発局札幌開発建設部が発表

4. 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	住民が 取るべき行動	住民に行動を 促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
			洪水に関する情報		土砂災害に関 する情報
		避難情報等	水位情報があ る場合	水位情報がない 場合	
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保※1 ※1 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害)) ※3	(大雨特別警報(土砂災害)) ※3 <u>・土砂災害に関するメッシュ情報「災害切迫(黒)」</u>
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	氾濫危険情報	<u>・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「危険(紫)」</u>	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報 <u>「危険(紫)」</u>
警戒レベル 3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 <u>・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「危険(赤)」</u>	・大雨警報(土砂災害) ・大雨に関するメッシュ情報 <u>「警戒(赤)」</u>
警戒レベル 2	避難に備え自らの避難行動を確認する	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	<u>・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「注意(黄)」</u>	・土砂災害に関するメッシュ情報 <u>「注意(黄)」</u>
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル 5 相当情報[洪水]や警戒レベル 5 相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、警戒レベル 5 の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方 及び想定される現象等

十勝岳における噴火警戒レベル



平成20年12月16日運用開始

十勝岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が発生。 過去事例 1926年5月24日16時17分過ぎ：噴火により中央火口丘が崩壊し大規模な融雪型火山泥流発生、あるいは山体崩壊に前駆して発生した12時11分の噴火に伴う融雪型火山泥流 約3,300年前：噴火に伴う火砕流・火砕サージ ●噴煙が火口縁上10,000mを超え、居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流の発生が切迫している。 過去事例 1962年6月30日02時45分：噴火により噴煙の高さが12,000mに達する
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が発生する可能性が高まる。 過去事例 1988年12月16日～1989年3月5日：小規模な噴火が繰り返し発生
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生。あるいは熱活動の高まりがみられている中で、振幅の大きな火山性地震が増加する等、火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散する噴火が予想される。 過去事例 1988年10月～12月：体を感じる規模の地震増加 1962年5月以降：体を感じる規模の地震増加 1926年5月：噴火の10日前から体を感じる規模の地震発生
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。	●火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生。あるいは熱活動の高まりがみられている中で、火口直下で火山性地震が増加する等、火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散する噴火が予想される。 過去事例 1985年6月19日：62-1火口でごく小規模な噴火 1983年2月、5月：微小な地震が増加 1954年：大正火口の噴気活動活性化、溶融硫黄流出、昭和火口で噴火 1952年8月17日：昭和火口で噴火 1925年12月：中央火口丘の火口内の新たな火口(大噴)で噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手続の確認、防災訓練への参加等)。状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により想定火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。

注) 「大きな噴石」とは、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。

この噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、地元自治体にお問い合わせください。

災害情報等に関する上川総合振興局への報告様式

別表1

災 害 情 報				
報 告 日 時		月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関 (振興局・市町村 名等)			受 信 機 関 (振興局・市町村 名等)	
発 信 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災 害 の 原 因	
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水道(飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
(2) 災害救助法		地 区 名	被害棟数	罹災世帯 罹災人員

の適用状況						
		(救助実施内容)				
応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の 状況		地 区 名	避難場所	人 数	日 時
		自 主 避 難				
		避 難 勧 告				
		避 難 指 示				
	(4) 自衛隊 派遣要請 の状況					
	(5) その他 措置の状況					
	(6) 応急対 策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消 防 職 員	名			
		消 防 団 員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
そ の 他		(今後の見通し等)				

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

							月 日 時現在					
災害発生日時			月 日 時 分		災 害 の 原 因							
災害発生場所												
発信	機関(市町村)名					受信	機関(市町村)名					
	職 ・ 氏 名						職 ・ 氏 名					
	発信日時			月 日 時 分			受信日時			月 日 時 分		
項 目			件数等	被害金額(千円)		項 目			件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		農業用施設		箇所				
	行方不明	人				共同利用施設		箇所				
	重 傷	人				営 農 施 設		箇所				
	軽 傷	人				畜 産 被 害		箇所				
	計	人				そ の 他		箇所				
② 住家被害	全 壊	棟				計						
		世帯										
		人										
	半 壊	棟				⑤ 土木被害	道 工 事	河 川	箇所			
		世帯						海 岸	箇所			
		人						砂防設備	箇所			
								地すべり	箇所			
	一部破損	棟						急傾斜地	箇所			
		世帯						道 路	箇所			
		人						橋 梁	箇所			
								小計	箇所			
	床上浸水	棟						市町村工事	河 川	箇所		
		世帯							道 路	箇所		
		人				橋 梁	箇所					
						小計	箇所					
	床下浸水	棟				港 湾	箇所					
		世帯				漁 港	箇所					
		人				下 水 道	箇所					
	計	棟										
	世帯											

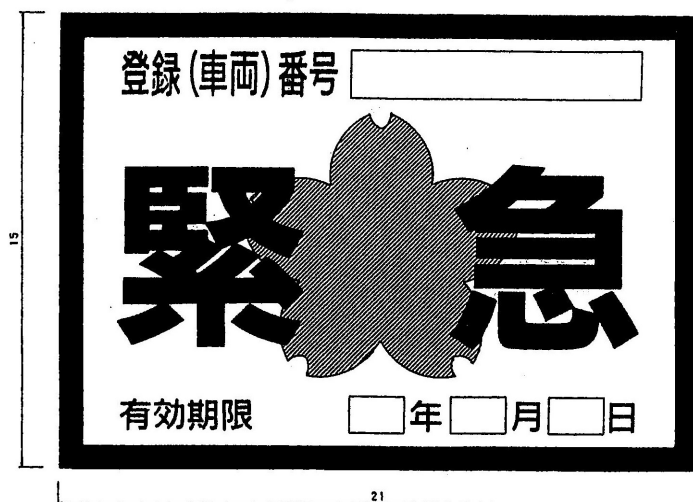
			人			⑥ 水産被害	公 園		箇所		
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟				崖くずれ		箇所		
		その他	棟								
	半壊	公共建物	棟				計		箇所		
		その他	棟				漁 船	沈没流出	隻		
	計	公共建物	棟					破 損	隻		
		その他	棟				計		隻		
④ 農業被害	農地	田	流失埋没	ha			漁 港 施 設		箇所		
			浸冠水	ha			共同利用施設		箇所		
		畑	流失埋没	ha			その他施設		箇所		
			浸冠水	ha			漁 具(網)		件		
	農作物	田	ha				水 産 製 品		件		
		畑	ha				計				

項 目				件数等	被害金額(千円)	項 目				件数等	被害金額(千円)
⑦ 林業被害	道有林	林 地	箇所			⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所			
		治山施設	箇所				中 学 校	箇所			
		林 道	箇所				高 等 学 校	箇所			
		林 産 物	箇所				その他文教施設	箇所			
		そ の 他	箇所				計	箇所			
		小計	箇所			⑪ 社会教育施設被害		箇所			
	一般民有林	林 地	箇所			⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所			
		治山施設	箇所				法 人	箇所			
		林 道	箇所				計	箇所			
		林 産 物	箇所			⑬ その他の	鉄道不通	箇所			—
		そ の 他	箇所				鉄道施設	箇所			
		小計	箇所				被害船舶(漁船除く)	隻			
	計		箇所				空 港	箇所			
	⑧ 衛生	水 道	箇所				水 道	戸			—
		病 公 立	箇所				電 話	回線			—

生 被 害	院		所							
		個 人	箇所				電 気	戸		—
	清 掃 施 設	一般廃棄物	箇所				ガ ス	戸		—
		し尿処理	箇所				ブロック塀等	箇所		—
	火 葬 場	箇所				都市施設	箇所			
	計	箇所				計		—		
⑨商工 被害	商 業	件								
	工 業	件								
	その他	件								
	計	件				被 害 総 額				
公共施設被害市町村数		団体				火災 発生	建 物	件		
罹災世帯数		世帯					危険物	件		
罹 災 者 数		人					その他	件		
消防職員出動延人数		人				消防団員出動延人数		人		
災害対策本部 の設置状況		道(振興局)								
		市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名										
補足資料(※別葉で報告) ☐ 災害発生場所 ☐ 災害発生年月日 ☐ 災害の種類概要 ☐ 人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意 ☐ 応急対策の状況 ☐ 避難の勧告・指示の状況 ☐ 避難所の設置状況 ☐ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ☐ 消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況 ☐ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ☐ 災害ボランティアの活動状況 ほか										

緊急通行車両確認証明書

別図



- 備考
1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

□ 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		北海道知事 ㊞	
		北海道公安委員会 ㊞	
番号標に標示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所 氏名	() 局 番	
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式第1号（第3条関係）

（整理番号 ）

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続柄	年齢

罹災原因	による
------	-----

被災住家 ※の 所在地					
住家※の 被害の程 度	☐ 全壊 ない	☐ 大規模半壊	☐ 半壊	☐ 準半壊	☐ 準半壊に至ら (一部損壊)
浸水区分					

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用して いる建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の 被害	
-------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

富良野市長

印

別記様式

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：	年	月	日
時	分		

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名		
		担当者職氏名		
		連絡先		
災害の状況・派遣理由	覚知	年 月 日 時 分		
	災害発生日時	年 月 日 時 分		
	災害発生場所			
	災害名			
	災害発生状況・措置状況			
派遣を必要とする区域		希望する活動内容		
気象状況				
離着陸場の状況	離着陸場名			
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)		
必要とする資機材			現地での資機材確保状況	
			特記事項	
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況	
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名			
	現場付近で活動中の航空機の状況			
現地最高指揮者	(機関名)		(職・氏名)	
無線連絡方法	(周波数)		H z	

その他参 考となる 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

別記様式1（自衛隊災害派遣要請要求書）

第 年 月 日 号

北海道知事 様

富良野市長 印

災害派遣要請の要求について

このことについて、別紙災害の状況及び派遣を要請する事由書により自衛隊の災害派遣要請を要求します。

別紙

災害の状況及び派遣を要請する事由書

- 1 災害の状況及び自衛隊の派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
年 月 日 日 時 ～ 年 月 日 日 時
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
区域(区域図添付のこと。)
活動内容
- 4 その他参考となる事項
連絡責任者
市町村名
職 名
氏 名
電話番号
※ ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・続柄を記入のこと。

別記様式2（自衛隊災害派遣撤収要請要求書）

第 年 月 日 号

北海道知事 様

富良野市長 印

災害派遣撤収要請要求について

年 月 日付第 号をもって要請依頼しました自衛隊の災害派遣につきましては、次の日時をもって撤収されるよう要請を要求します。

記

年 月 日 時

避難所設置及び収容状況

避難所の 名 称	種 別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品名	数量		
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
計	既存 建物							
	野外 仮設							
	天 幕							

避難世帯調査票

災害内容						
住 所		年 月 日現在				
世 帯 主 氏 名		世帯人員		避難所		
被害の状況 1 全壊 2 半壊 3 一部破損 4 床上浸水 5 床下浸水	住家	居住状況	1 自家アパート 2 借家 3 間借 4 その他 5 施設内 6 飯場 7			
		被害の程度				
	家財	被害の程度				
		生活必需品等の給与の要否				
	その他					
世 帯 の 状 況						
No.	続柄	氏名	年齢	性別	職業・勤務先	備考
1	世帯主			男・女		
2				男・女		
3				男・女		
4				男・女		
5				男・女		
6				男・女		
7				男・女		
備考						

被災世帯調査表

地区名		【月日調査・調査員					】
世帯主		世帯構成人員			避難先		
市民税課税区分		1.非課税 2.均等割のみ 3.均等割・所得割 4.その他					
世帯種別		1.非保護世帯 2.身障世帯 3.老人世帯 4.母子世帯 5.要保護世帯 6.その他					
住家被害の判定		1.全壊(全焼) 2.流失 3.半壊(半焼) 4.一部破損 5.床上浸水(cm,) 6.床下浸水(cm)					
被害の内容	住家	区分	1.自家 2.借家(個人・給与・公営) 3.アパート 4.間借 5.施設 6.飯場 7.その他() 8.1戸に2世帯以上居住()				
		程度	1.修理不能 2.修理等により居住可能 3.居住可能				
		措置区分	1.仮設住宅 2.応急修理() 3.障害物除去				
	家財	1.被服寝具 (特に)		給与の 要否	被服等 要・否 生活必需品..... 要・否 学用品・ 要・否		
		2.生活必需品 (特に)					
		3.学用品 (特に)					
	その他	火災保険等の加入状況(保険) 家屋 万円 家財 万円					
世帯の状況(特記事項:)							
人員	続柄	氏名	年齢	性別	勤務先(職業)	備考	
1				男・女			
2				男・女			
3				男・女			
4				男・女			
5				男・女			
6				男・女			
7				男・女			
8				男・女			
9				男・女			
10				男・女			
その他の記事							

災害情報報告書 (被害情報等)

情報区分
(再掲)

市長	副市長	部長	課長	係長	主査	係	合議

情報提供者の氏名	情報提供者の住所	同電話番号	同所在(具体的)

情報受理者職氏名	情報受理日時・方法
	年 月 日 () 時 分【電話・訪問・使送】

情報の区分

1.被害情報(巡視報告) 2.資器材等要請 3.支援要請 4.その他()

情報の概要(時間・場所・状況・数量・責任者等できる限り具体的に)

[illegible]

処 理 ・ 方 針

生活必需品等受払簿

品 名					
年 月 日	摘 要	受 入	払 出	残	備 考

炊き出し状況簿

炊き出し場の名称				
区 分		食数	実支出額(円)	給 食 内 容
月 日	朝			
	昼			
	夕			
月 日	朝			
	昼			
	夕			
月 日	朝			
	昼			
	夕			
月 日	朝			
	昼			
	夕			
計				

応急仮設住宅台帳

[illegible]

- (注) 1. 「応急仮設住宅番号」は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
2. 「家族数」欄は、入居時における世帯数を含めて人員数を記入すること。
3. 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設した所の住所を記入すること。
4. 「構造区分」欄は 7 木造プレハブ、プレハブ住宅 7 パイプ式組み立て住宅の区分で記入すること。
5. 「敷地区分」欄は、公私有地別とし、有償・無償の別を明らかにすること。
6. 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。

住宅応急修理記録簿

世帯主氏名	修理箇所概要	完了年月日	実支出額	備 考
計	世帯			

学用品の記録簿

学校名

[illegible]

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者(学校長)

- (注) 1. 「給与月日」欄はTその児童(生徒)に対して、最後に給与した給与年月日を記入すること。
2. 「給与品の内訳」欄は、数量を記入すること。

救急状況調書

取扱者	認識番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は傷病者の身体的特徴	傷病程度	収容機関
	No.				男・女		死亡 ・ 重傷 ・ 中程度 ・ 軽症	市内 _____病院 市外 _____病院
	No.				男・女		死亡 ・ 重傷 ・ 中程度 ・ 軽症	市内 _____病院 あ 市外 _____病院
	No.				男・女		死亡 ・ 重傷 ・ 中程度 ・ 軽症	市内 _____病院 市外 _____病院
	No.				男・女		死亡 ・ 重傷 ・ 中程度 ・ 軽症	市内 _____病院 市外 _____病院
	No.				男・女		死亡 ・ 重傷 ・ 中程度 ・ 軽症	市内 _____病院 市外 _____病院

被災状況記録集計表

集計日時 (現在)	性別	死亡		重症	中等 症	軽症	合計	収容場所	出動 隊名
		現場	医療 機関						
年 月 日 時 分現在	男	人	人	人	人	人	人		
	女								
	計								
年 月 日 時 分現在	男	人	人	人	人	人	人		
	女								
	計								
年 月 日 時 分現在	男	人	人	人	人	人	人		
	女								
	計								
年 月 日 時 分現在	男	人	人	人	人	人	人		
	女								
	計								
年 月 日 時 分現在	男	人	人	人	人	人	人		
	女								
	計								
年 月 日 時 分現在	男	人	人	人	人	人	人		
	女								
	計								
年 月 日 時 分現在	男	人	人	人	人	人	人		
	女								
	計								

災 害 履 歴

年 月 日	災害要因	被 害 状 況	関係河川等
1898(明治31)年 9月6～8日	台風	豪雨による被害。空知川はん濫、作物全部流出	空知川
1911(明治44)年 5月11～21日	山火事	下金山(道有林)の山火事の延焼による被害。東大演習林3,600町歩の原生林焼失	
1914(大正3)年 5月18～19日	大火事	老節布川流域の山火事による被害。東大演習林、約400町歩の森林消失	
1916(大正5)年 5月7～8日	暴風雨	豪雨による被害。空知川・布部川・布礼別川決壊、大洪水。道路・橋梁・農作物等の被害甚大	空知川・布部川・布礼別川
1919(大正8)年 8月19日	大雨	大雨による被害。空知川堤防決壊、市街地全域浸水。床下浸水450戸、田畑冠水約800ha。	空知川
1922(大正11)年 8月25日	台風	台風の豪雨による被害。空知川とその支流はん濫。田畑の被害甚大	空知川及びその支流
1923(大正12)年 9月15～17日	大雨	大雨による被害。全体の被害不詳。死者1名、負傷者7名、浸水家屋450戸、田畑冠水20.4ha	
1926(昭和元)年 5月24日	火山噴火	十勝岳中規模噴火による被害。富良野市被害なし。死者・行方不明者144名、建物37棟・田畑740ha消滅	十勝岳噴火
1926(昭和元)年 8月	冷害	5～6分作	
1931(昭和6)年 8月	冷害	低温・日照不足による被害。農作物5分作以下	
1932(昭和7)年 8月	冷害	低温・日照不足による被害。農作物5分作以下	
1933(昭和8)年 8月6～8日	大雨	豪雨による被害。空知川をはじめ主要河川氾濫。市街地一部を除いて床上浸水、橋流失多数、堤防・道路被害甚大	空知川他
1945(昭和20)年 7月	冷害	全国的凶作	
1947(昭和22)年 8月15～16日	豪雨	豪雨による被害。布礼別地区の永喜橋流出。地元住民死者3名	
1947(昭和22)年 9月15日	台風	台風9号による被害。山部地区の各河川氾濫し、堤防決壊、耕地の浸水。	
1952(昭和27)年 3月4日	地震	十勝沖地震の影響で、納屋・畜舎倒壊若干。暗渠排水等埋設施設に相当の被害	
1952(昭和27)年 5月28日	集中豪雨	集中豪雨による被害。麓郷・布礼別の農地に被害	

1952(昭和 27)年 7 月	冷害	5～6 分作	
1953(昭和 28)年 7 月	冷害	5～6 分作	
1954(昭和 29)年 9 月 26 日	台風	台風 15 号による被害。家屋倒壊若干、 農作物・公共施設・森林資源に相当の 被害	
1956(昭和 31)年 7 月	冷害	低温・多雨・日照不足による被害。5 ～6 分作	
1961(昭和 36)年 7 月 24～26 日	大雨	大雨による被害。各河川氾濫し、道路・ 橋梁等の被害甚大。 家屋浸水約 570 戸 農業被害 2400ha 17,934 万円 土木被害約 9,000 万円（救助法適用）	
1962(昭和 37)年 6 月 29 日～7 月 5 日	火山噴火	十勝岳中規模噴火による被害。富良野 市被害なし。死者 5 名、負傷者 11 名	十勝岳噴火
1962(昭和 37)年 8 月 3～4 日	台風	台風第 9 号による被害。 家屋浸水 1,381 戸、3,192 万円 農地被害 208ha、34,375 万円 土木被害 27,110 万円 その他被害 2,342 万円 被害総額 67,019 万円（災害救助法適 用）	
1962(昭和 37)年 8 月 3～4 日	台風	台風 9 号による被害。山部地区で村内 河川・道路・橋梁・農耕地・家屋など 被害総額 15 億円以上 死者 1 名（災害救助法適用）	
1964(昭和 39)年 7 月	冷害	5～6 分作	
1966(昭和 41)年 8 月 19～20 日	集中豪雨	集中豪雨による被害。大沼地区低地帯、 鳥沼地区、新光町、住吉町、錦町で河 川氾濫。 公共土木被害、商業被害 田畑冠水 1,191ha、家屋浸水 322 戸 被害総額 8,473 万円	
1968(昭和 43)年 5 月 16 日	地震	十勝沖地震による被害。 道路決壊、水道管破裂、家屋等の被害。 被害総額 1,038 万円	
1969(昭和 44)年 6 月 17 日	集中豪雨	集中豪雨による被害。八幡丘・麓郷地 区で農業被害 390ha、被害総額 45,400 万円	
1971(昭和 46)年 7 月	冷害	7 月の異常低温などにより市内全域の 農作物に被害。被害総額 116,490 万円	
1973(昭和 48)年 6 月 18 日	集中豪雨、 降ひょう	ひょうを伴った集中豪雨による被害 東山地区農業被害	

1975(昭和50)年 8月23～24日	台風	台風6号で河川氾濫、道路・橋梁等被害、田畑冠水。 降雨量168mm 家屋浸水258戸 330万円 土木被害39,044万円 農業被害33,100万円 その他9,396万円 総額81,870万円	
1976(昭和51)年	冷害	異常低温などによる被害。市内全域の農作物全般 被害総額87,769万円	
1977(昭和52)年 6月8日	集中豪雨 降ひょう	ひょうを伴った集中豪雨による被害。 東山地域農業被害130ha 10,795万円	
1978(昭和53)年 4月17日	突風	突風による被害。公共施設・農業ハウス被害 被害総額999万円	
1979(昭和54)年 5月1日	集中豪雨	集中豪雨による被害。麓郷・布礼別・東山・中五区で田畑冠水200ha 被害総額3,710万円	
1979(昭和54)年 7月8～11日	集中豪雨 降ひょう	ひょうを伴った集中豪雨による被害。 島の下・学田・御料・東山地区で河川氾濫、道路・家屋被害 田畑冠水207ha ひょう害172ha 農業被害129,812万円 土木被害5,126万円 家屋被害116万円 その他19,858万円 被害総額154,912万円	
1979(昭和54)年 9月30日～10月1日	集中豪雨	台風16号の影響による被害 各所の側溝はん濫、家屋浸水 被害総額82,056万円	
1980(昭和55)年 7月～9月	冷害	異常低温などによる被害 全市にわたり冷害、農作物8分作 被害総額約100,200万円	
1981(昭和56)年 8月4～6日	集中豪雨	前線と台風12号による豪雨災害 住家被害(床上浸水27世帯、床下浸水199世帯)650万円 農業被害138,892万円 土木被害51,474万円 その他被害222万円 被害総額191,238万円	※災害対策本部設置
1981(昭和56)年 8月22～23日	台風	台風15号と前線による豪雨災害。最大瞬間風速19m/sの強風。 住家被害(一部損壊27世帯)820万円 農業被害11,722万円 土木被害100万円 教育施設被害700万円 その他被害100万円 森林被害(国有林2,530万円、東大演	

		習林推定 600,000 万円、私有林 687 万円) 被害総額 616,659 万円	
1982(昭和 57)年 8 月 29～30 日	集中豪雨	集中豪雨による被害。御料・学田・五区・山部地区 住家被害 (床下浸水 11 世帯) 農業被害 5,227 万円 土木被害 36,410 万円 その他被害 277 万円 被害総額 41,914 万円	
1983(昭和 58)年 6 月～	冷害	6 月以降の異常低温などによる被害。 水稻・畑作物など大幅減収 被害総額 約 263,400 万円	
1985(昭和 60)年 8 月 31 日～9 月 1 日	台風	台風 13 号による大雨災害 農業被害 553 万円 土木被害 19,354 万円 被害総額 19,907 万円	
1986(昭和 61)年 春	融雪	雪解け遅れによる被害。学田三区・山部 農業被害 930 万円	
1986(昭和 61)年 5 月 30 日	集中豪雨	集中豪雨による被害。麓郷・布礼別・富丘・五区・平沢地区 農業被害 16,238 万円 土木被害 1,122 万円 被害総額 17,360 万円	
1987(昭和 62)年 4 月 22 日	強風	強風による被害。農業ハウス被害 332 万円	
1987(昭和 62)年 8 月 31 日	突風	台風 12 号くずれの突風による被害 家屋被害 農業被害 219ha 被害総額 約 2,000 万円	
1988(昭和 63)年 12 月 16 日～2 月 8 日	火山噴火	十勝岳小規模噴火。富良野市に被害なし。	十勝岳噴火
1990(平成 2)年 8 月 22 日～8 月 23 日	台風	台風 14 号による被害。布礼別地区、農業被害 274 万円	
1992(平成 4)年 8 月 8～9 日	台風	台風 10 号から変わった低気圧による大雨災害 公共施設被害 2,675 万円 土木被害 1,950 万円 被害総額 4,625 万円	
1993(平成 5)年 5 月下旬～9 月下旬	冷害	5 分作以下 (平成米騒動)	
1997(平成 9)年 6 月～12 月	集中豪雨	集中豪雨による被害。東山・平沢地区の局所豪雨 農業被害 2,200 万円	

1997(平成9)年 8月10日	台風	台風11号から変わった低気圧による 大雨災害 農業被害15,044万円 土木被害1,700万円 教育施設被害494万円 被害総額17,238万円	※災害対策本部 設置
1998(平成10)年 8月28～29日	集中豪雨	前線停滞による豪雨災害 住家被害 床下浸水5棟 農業被害14,654万円 土木被害19,122万円 教育施設被害556万円 被害総額34,332万円	
2001(平成13)年 9月9～12日	台風	台風15号及び秋雨前線による豪雨災 害。 農業被害1,913ha 70,032万円 農業施設被害5件 5,565万円 土木被害10箇所 3,169万円 教育施設被害11箇所1,900万円 被害総額80,666万円	
2004(平成16)年 2月22～23日	暴風雪	発達した低気圧による暴風雨。 農業ハウス被害238棟 4,750万円	
2004(平成16)年 8月31日～9月1 日	台風	台風16号による暴風・突風災害。 農作物被害5ha126万円 農業ハウス被害77棟1,260万円 市有林被害184本27万円 学校被害5箇所49万円 被害総額1,462万円	
2004(平成16)年 9月8日	台風	台風18号による暴風・突風災害。 住家被害50棟151万円 農作物被害26ha2,557万円 農業ハウス702棟9,264万円 市有林357本51万円 一般廃棄物処理施設1件30万円 商工被害4件22万円 学校被害12件348万円 社会教育施設5件68万円 社会福祉施設3件36万円 被害総額12,527万円	
2005(平成17)年 8月22日	大雨	大雨による被害。空知川が増水し、河 川敷内の空知川河川運動公園が水没・ 冠水等の被害が発生。 河川教育施設 10箇所 62万円 土木被害 33箇所 2,672万円	空知川
2005(平成17)年 9月8日	台風	台風14号による被害。空知川が増水 し、河川敷内の空知川河川運動公園が 水没・冠水等の被害が発生。	空知川
2010(平成22)年	大雨・落雷	大雨・落雷による豪雨等被害。	

資料5 災害対策資料

8月7～8日		農業被害 7ha 115万円 土木被害 68箇所 660万円 水道施設 1箇所 500万円	
2010(平成22)年 8月23～24日	大雨	大雨等による被害。 土木被害 1,650万円	
2011(平成23)年 9月2～4日	台風	台風12号及び前線による豪雨被害。市内3河川で避難判断水位を超えたため災害対策本部を設置。北大沼及び東学田二区を対象に避難勧告を発令。 農業被害 116ha 土木被害 68箇所 6,986万円	※災害対策本部設置
2012(平成24)年 9月13日	大雨	大雨等による被害。 土木被害 700万円	
2013(平成25)年 3月2～3日	暴風雪	発達した低気圧による暴風雪被害。 死者1名	
2013(平成25)年 4月6～7日	暴風雨	発達した低気圧による暴風雨被害。 農業被害、教育施設被害	
2013(平成25)年 10月16～17日	台風	台風26号により暴風雪、降雪等が発生。東山、麓郷地区を中心に倒木により、停電、道路寸断による被害が発生。 農業被害 ビニールハウス等の被害 土木被害 309万円	
2016(平成28)年 8月17～18日	台風	台風7号による豪雨被害。降雨量148mm 住宅被害3棟(うち床上浸水1カ所) 道路被害45カ所 河川被害4カ所	スッカクシ富良野川、頭無川
2016(平成28)年 8月20～23日	台風	台風11号、9号による豪雨被害。大雨洪水警報・土砂災害警戒情報発表により自主避難体制・避難勧告発令。 避難勧告地域 北斗町、西町の一部、鳥沼地区、国の子寮、北大沼、東学田二区、南扇山地区の一部 住宅被害4棟 道路被害49カ所 河川被害14カ所 農業被害143ha 水道施設被害2件 河川教育施設13カ所	頭無川、布礼別川、ベベルイ川、富良野川、スッカクシ富良野川、西達布川、白鳥川、北白鳥川、空知川 災害対策本部設置
2016(平成28)年 8月30～31日	台風	台風10号の北海道接近による被害。金山ダムの大規模放流により山部地区に避難指示・避難勧告発令。 避難指示地域 共進地区・南陽地区の一部 避難勧告地域 山部東町・山部中町・山部南町・北星地区・桜丘地区の一部	空知川 ※災害対策本部設置

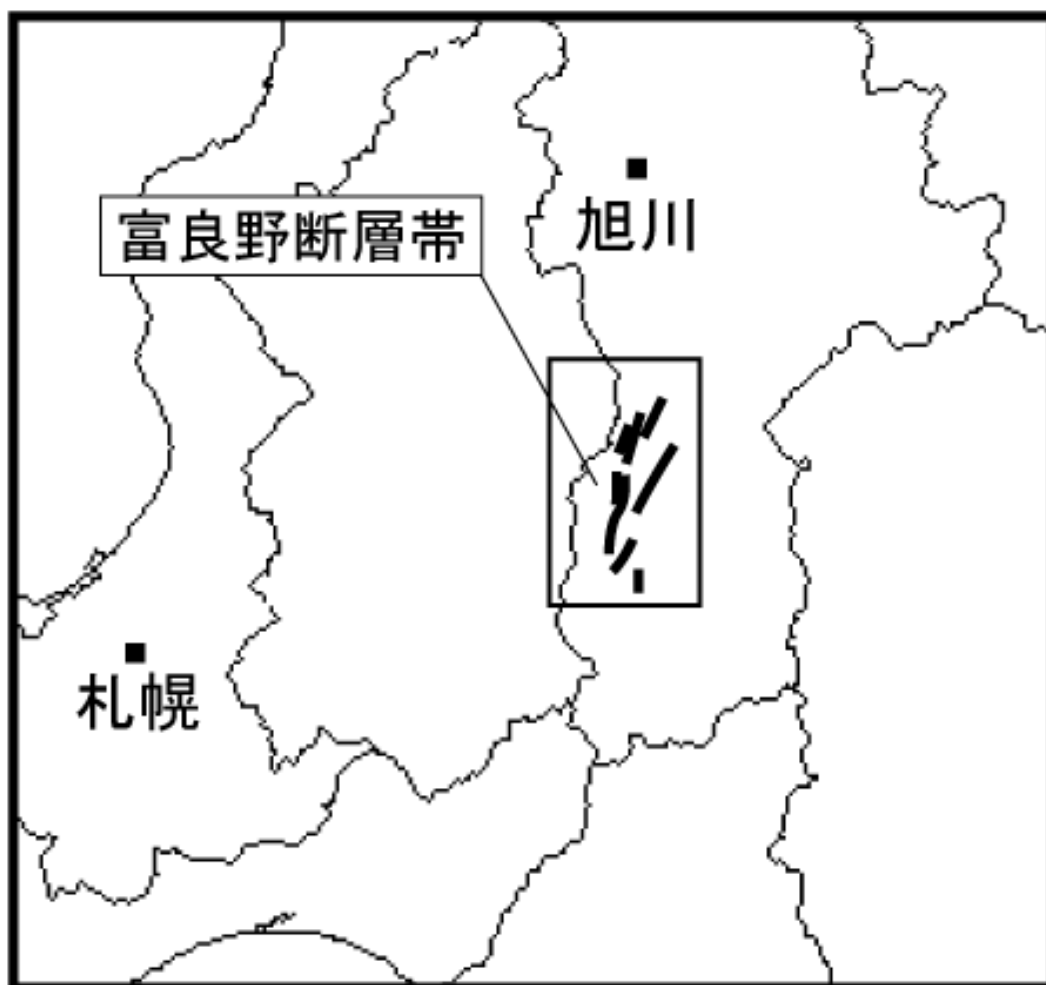
資料5 災害対策資料

		※その他被害（8/17～31） 東大演習林内林道被害 79 ヲ所	
2017(平成 29)年 9 月 18 日	台風	台風 18 号による被害 土木被害 21 路線 老節布会館屋根剥離 農業被害 450ha 等 農業施設被害 ハウス 4 戸 22 棟、牛舎 2 戸、D 型倉庫 5 戸	
2018(平成 30)年 3 月 9 日	雪解け、降 雨	76 ヲの降雨及び気温の上昇に伴う融 雪による被害。布礼別川下流、滝の沢 川、7 号沢川越水。 住宅被害 10 棟（うち床上浸水 3 棟、床 下浸水 7 棟） 農業被害 約 2ha	布礼別川下流、 滝の沢川、7 号沢 川 ※災害対策本部 設置
2018(平成 30)年 9 月 6～7 日	地震	北海道胆振東部地震の影響により市内 全域で停電が発生。 停電による地下水断水被害 商業被害 観光被害 畜産被害 20 戸で生乳約 40 トン廃棄	

北海道内の主な被害地震(1900 年以降)

発生年月日	地域(地震名称)	マグニ チュード	家屋被 害	死者(不 明)
1915(大正 4)年 3 月 18 日	広尾沖	M7.0	一	2 人
1933(昭和 8)年 3 月 3 日	(三陸地震)	M8.1	67 戸	13 人
1938(昭和 13)年 5 月 29 日	屈斜路湖付近	M6.1	7 戸	1 人
1940(昭和 15)年 8 月 2 日	神威岬沖	M7.5	26 戸	10 人
1952(昭和 27)年 3 月 4 日	(十勝沖地震)	M8.2	906 戸	33 人
1959(昭和 34)年 1 月 31 日	弟子屈付近[2 回発生]	M6.3	2 戸	一
1968(昭和 43)年 5 月 16 日	(1968 年十勝沖地震)	M7.9	27 戸	2 人
1970(昭和 45)年 1 月 21 日	北海道南部	M6.7	79 戸	一
1973(昭和 48)年 6 月 17 日	(1973 年 6 月 17 日根室半島 沖地震)	M7.4	2 戸	一
1982(昭和 57)年 3 月 21 日	(昭和 57 年浦河沖地震)	M7.1	13 戸	一
1983(昭和 58)年 5 月 26 日	(昭和 58 年日本海中部地 震)	M7.7	9 戸	4 人
1993(平成 5)年 1 月 15 日	(平成 5 年釧路沖地震)	M7.8	53 戸	2 人
1993(平成 5)年 7 月 12 日	(平成 5 年北海道南西沖地 震)	M7.8	601 戸	229 人
1994(平成 6)年 10 月 4 日	(平成 6 年北海道東方沖地 震)	M8.1	61 戸	一
2003(平成 15)年 9 月 26 日	(平成 15 年十勝沖地震)	M8.0	116 戸	2 人
2018(平成 30)年 9 月 6 日	北海道胆振東部地震	M6.7	409 戸	41 人

富良野断層帯の概略位置図



富良野断層帯の主な調査地点



想定地震の地区別震度（令和3年度）

地区名		震度		地区名		震度	
		計測震度	震度階級			計測震度	震度階級
1	花園町	6.72	7	33	東学田二区	6.59	7
2	錦町	6.63	7	34	北大沼	6.64	7
3	住吉町	6.60	7	35	南大沼	6.32	6 強
4	新光町	6.65	7	36	西鳥沼	6.51	7
5	瑞穂町	6.60	7	37	東鳥沼	6.09	6 強
6	春日町	6.41	6 強	38	北扇山	6.28	6 強
7	西麻町	6.56	7	39	西扇山	6.32	6 強
8	北麻町	6.62	7	40	南扇山	5.94	6 弱
9	東雲町	6.58	7	41	布部市街地	5.48	5 強
10	東麻町	6.57	7	42	布部	5.64	6 弱
11	南麻町	6.63	7	43	上五区	5.99	6 弱
12	東町	6.46	6 強	44	中五区	6.34	6 強
13	桂木町	6.64	7	45	下五区	6.52	7
14	新富町	6.54	7	46	学田三区	6.30	6 強
15	弥生町	6.50	7	47	下御料	5.90	6 弱
16	若松町	6.48	6 強	48	中御料	5.72	6 弱
17	本町	6.47	6 強	49	上御料	5.74	6 弱
18	朝日町	6.49	6 強	50	八幡丘	5.91	6 弱
19	日の出町	6.46	6 強	51	富丘	5.29	5 強
20	幸町	6.46	6 強	52	布礼別	5.40	5 強
21	末広町	6.49	6 強	53	麓郷市街地	5.40	5 強
22	栄町	6.47	6 強	54	北麓郷	5.62	6 弱
23	若葉町	6.42	6 強	55	東麓郷	5.03	5 強
24	緑町	6.40	6 強	56	南麓郷	5.38	5 強
25	扇町	6.54	7	57	西麓郷	5.51	6 弱
26	南町	6.47	6 強	58	山部市街地	5.84	6 弱
27	北の峰町	6.29	6 強	59	山部	5.54	6 弱
28	西町	6.77	7	60	東山	5.25	5 強
29	北斗町	6.74	7	61	西達布	5.09	5 強
30	島の下	6.04	6 強	62	老節布	5.64	6 弱
31	清水山	6.19	6 強	63	平沢	5.67	6 弱
32	西学田二区	6.63	7				

※資料 富良野市耐震化促進計画(令和4年3月改定)

想定地震による地区別建物全壊率（令和3年度）

地 区 名		全壊率		地 区 名		全壊率	
		冬	夏			冬	夏
1	花園町	17.90%	10.40%	33	東学田二区	20.36%	9.97%
2	錦町	12.85%	4.81%	34	北大沼	25.47%	11.48%
3	住吉町	12.91%	4.61%	35	南大沼	8.91%	2.91%
4	新光町	11.36%	5.22%	36	西鳥沼	22.20%	9.40%
5	瑞穂町	14.13%	4.91%	37	東鳥沼	1.41%	0.61%
6	春日町	7.69%	2.11%	38	北扇山	5.17%	1.93%
7	西麻町	11.10%	3.58%	39	西扇山	7.30%	3.22%
8	北麻町	23.87%	14.20%	40	南扇山	0.88%	0.47%
9	東雲町	3.67%	1.38%	41	布部市街地	0.00%	0.00%
10	東麻町	14.88%	8.49%	42	布部	0.10%	0.03%
11	南麻町	21.53%	11.19%	43	上五区	1.01%	0.56%
12	東町	7.58%	2.77%	44	中五区	7.08%	3.97%
13	桂木町	12.54%	4.56%	45	下五区	20.83%	9.54%
14	新富町	5.68%	2.83%	46	学田三区	5.78%	3.21%
15	弥生町	7.00%	2.98%	47	下御料	0.32%	0.18%
16	若松町	8.36%	3.09%	48	中御料	0.12%	0.05%
17	本町	9.08%	3.32%	49	上御料	0.21%	0.07%
18	朝日町	8.42%	2.59%	50	八幡丘	0.69%	0.47%
19	日の出町	11.31%	4.30%	51	富丘	0.00%	0.00%
20	幸町	7.83%	3.12%	52	布礼別	0.00%	0.00%
21	末広町	7.72%	2.87%	53	麓郷市街地	0.00%	0.00%
22	栄町	8.79%	3.06%	54	北麓郷	0.14%	0.10%
23	若葉町	9.12%	3.85%	55	東麓郷	0.00%	0.00%
24	緑町	8.64%	2.81%	56	南麓郷	0.00%	0.00%
25	扇町	15.97%	5.56%	57	西麓郷	0.04%	0.04%
26	南町	1.88%	0.64%	58	山部市街地	0.41%	0.17%
27	北の峰町	2.06%	0.95%	59	山部	0.03%	0.03%
28	西町	17.53%	6.98%	60	東山	0.00%	0.00%
29	北斗町	11.95%	4.17%	61	西達布	0.00%	0.00%
30	島の下	0.93%	0.47%	62	老節布	0.14%	0.07%
31	清水山	0.90%	0.68%	63	平沢	0.13%	0.07%
32	西学田二区	23.34%	12.08%	64			

※資料 富良野市耐震化促進計画(令和4年3月改定)

重要水防箇所一覧(令和4年度)

(1)国直轄区間

令和4年度 富良野市 重要水防箇所調書(空知川)

No.	河川名	左右岸	種 別	重点区間	重要度	築堤名	距離	箇所	延長	位置	計画高水位	計画高堤高	現況堤防高	既往災害	事務所	市町村名
越-1	空知川上流	右岸	越水・浚水		B	山付区間	68.60 ～ 85.20		0.20	68.70	170.87	172.37	-		空知川	富良野市
越-2	空知川上流	右岸	越水・浚水	○	B	山部第3	85.20 ～ 86.00		0.19	85.29	223.03	224.53	224.77		空知川	富良野市
越-3	空知川上流	左岸	越水・浚水		A	山付区間	86.00 ～ 88.20		0.20	86.10	225.89	227.39	-		空知川	富良野市
越-4	空知川上流	右岸	越水・浚水	○	A	-	88.20 ～ 65.00		0.40	88.60	234.54	236.04	-		空知川	富良野市
越-5	空知川上流	右岸	越水・浚水	○	B	-	65.00 ～ 65.60		0.20	65.10	164.46	165.96	-		空知川	富良野市
越-6	空知川上流	右岸	越水・浚水		A	-	65.60 ～ 77.20		0.20	65.70	165.33	166.83	-		空知川	富良野市
越-7	空知川上流	右岸	越水・浚水	○	B	-	77.20 ～ 85.20		0.40	77.60	196.36	197.86	-		空知川	富良野市
越-8	空知川上流	右岸	越水・浚水	○	B	東大	85.20 ～ 85.39		0.19	85.29	223.03	224.53	224.97		空知川	富良野市
越-9	空知川上流	右岸	越水・浚水		B	-	85.40 ～ 67.05		0.20	85.50	223.73	225.23	-		空知川	富良野市
越-10	空知川上流	左岸	堤体漏水		B	学田	67.05 ～ 68.00		0.05	67.02	167.34	168.84	169.51		空知川	富良野市
越-11	空知川上流	左岸	堤体漏水		B	学田	68.00 ～ 67.80		0.60	67.50	167.95	169.45	170.21		空知川	富良野市
越-12	空知川上流	右岸	堤体漏水		B	学田	68.00 ～ 73.80		0.12	68.06	169.37	170.87	171.73		空知川	富良野市
越-13	空知川上流	右岸	堤体漏水		B	五区	73.80 ～ 75.20		0.20	73.90	184.88	186.38	186.76		空知川	富良野市
越-14	空知川上流	左岸	堤体漏水	○	B	山部第1	75.20 ～ 76.00		0.20	75.30	189.66	191.16	191.79		空知川	富良野市
越-15	空知川上流	左岸	堤体漏水	○	B	山部第1	76.00 ～ 77.20		0.40	75.80	191.02	192.52	193.00		空知川	富良野市
越-16	空知川上流	右岸	堤体漏水		B	山部第2	77.20 ～ 78.20		0.20	77.30	196.36	197.86	198.08		空知川	富良野市
越-17	空知川上流	右岸	堤体漏水		B	山部第2	78.20 ～ 78.60		0.40	78.40	199.71	201.21	201.48		空知川	富良野市
越-18	空知川上流	右岸	堤体漏水	○	B	山部第2	78.60 ～ 80.00		1.20	79.40	202.96	204.46	204.64		空知川	富良野市
越-19	空知川上流	右岸	堤体漏水	○	B	富良野	80.00 ～ 68.12		0.92	67.66	168.42	169.92	170.61		空知川	富良野市
越-20	空知川上流	右岸	堤体漏水		B	富良野	68.12 ～ 68.40		1.08	68.94	171.31	172.81	173.68		空知川	富良野市
越-21	空知川上流	右岸	堤体漏水		B	富良野	68.40 ～ 69.60		1.40	70.30	174.68	176.18	176.82		空知川	富良野市
越-22	空知川上流	右岸	堤体漏水		B	学田	69.60 ～ 65.21		0.01	65.20	164.46	165.96	-		空知川	富良野市
越-23	空知川上流	左岸	基礎地盤漏水		B	学田	65.20 ～ 65.40		1.60	66.20	165.92	167.42	168.01		空知川	富良野市
越-24	空知川上流	右岸	基礎地盤漏水	○	B	山付区間	65.40 ～ 68.80		0.20	68.70	170.87	172.37	-		空知川	富良野市
越-25	空知川上流	左岸	基礎地盤漏水		B	五区	68.80 ～ 69.60		0.68	69.14	171.80	173.30	174.07		空知川	富良野市
越-26	空知川上流	左岸	基礎地盤漏水	○	B	五区	69.60 ～ 71.00		2.00	70.60	175.16	176.66	177.12		空知川	富良野市
越-27	空知川上流	右岸	基礎地盤漏水		B	富良野	71.00 ～ 71.80		0.80	71.40	177.12	178.62	178.88		空知川	富良野市
越-28	空知川上流	右岸	基礎地盤漏水		B	布部	71.80 ～ 72.60		0.80	72.20	179.13	180.63	181.07		空知川	富良野市
越-29	空知川上流	右岸	水衝・浚水	○	B	五区	72.60 ～ 69.00		0.60	69.30	172.28	173.78	174.57		空知川	富良野市
越-30	空知川上流	左岸	水衝・浚水		B	山部第1	69.00 ～ 74.80		0.40	75.00	0.00	4.47	0.00		空知川	富良野市
越-31	空知川上流	-	工作物	○	B	平和橋	80.357			80.46	206.88	208.38	-		空知川	富良野市
越-32	空知川上流	-	工作物		B	山部太橋	83.417			83.62	217.75	219.25	219.57		空知川	富良野市
越-33	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	学田	65.40 ～ 65.60		0.20	65.50	165.04	166.54	167.71		空知川	富良野市
越-34	空知川上流	右岸	旧川跡	○	要注意	学田	65.60 ～ 67.05		1.25	66.42	166.47	167.97	168.41		空知川	富良野市
越-35	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	学田	67.05 ～ 68.12		0.92	67.66	168.42	169.92	170.45		空知川	富良野市
越-36	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	五区	68.12 ～ 68.80		0.20	68.90	171.31	172.81	173.45		空知川	富良野市
越-37	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	五区	68.80 ～ 69.20		0.28	69.34	172.28	173.78	174.57		空知川	富良野市
越-38	空知川上流	左岸	旧川跡	○	要注意	五区	69.20 ～ 69.80		0.20	69.70	173.22	174.72	175.33		空知川	富良野市
越-39	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	五区	69.80 ～ 70.00		1.20	70.60	175.16	176.66	177.12		空知川	富良野市
越-40	空知川上流	左岸	旧川跡	○	要注意	五区	70.00 ～ 71.40		0.20	71.50	177.61	179.11	179.86		空知川	富良野市
越-41	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	五区	71.40 ～ 71.80		0.20	71.90	178.57	180.07	180.41		空知川	富良野市
越-42	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	五区	71.80 ～ 72.20		0.20	72.30	179.67	181.17	181.98		空知川	富良野市
越-43	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	五区	72.20 ～ 72.40		0.80	73.20	182.16	183.66	184.14		空知川	富良野市
越-44	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	山部第1	72.40 ～ 74.80		0.12	74.86	188.33	189.83	190.45		空知川	富良野市
越-45	空知川上流	右岸	旧川跡	○	要注意	山部第1	74.80 ～ 75.40		0.20	75.50	190.34	191.84	192.28		空知川	富良野市
越-46	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	山部第1	75.40 ～ 76.00		0.20	76.10	191.71	193.21	193.64		空知川	富良野市
越-47	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	山部第1	76.00 ～ 76.20		0.20	76.30	193.00	194.50	195.08		空知川	富良野市
越-48	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	山部第1	76.20 ～ 76.80		0.20	76.70	194.30	195.80	196.22		空知川	富良野市
越-49	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	山部第1	76.80 ～ 77.40		0.40	77.60	197.04	198.54	198.81		空知川	富良野市
越-50	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	山部第2	77.40 ～ 78.40		0.40	78.60	200.40	201.90	202.48		空知川	富良野市
越-51	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	山部第2	78.40 ～ 80.00		0.36	80.18	205.57	207.07	207.70		空知川	富良野市

※資料 札幌開発建設部河川管理課

令和4年度 富良野市 重要水防箇所調査(空知川)

No.	河川名	左右岸	種 別	重点区間	重要度	築堤名	距離(米)	箇所	延長	位置	計画水位	計画堤高	現況堤防高	既往災害	事務所	市町村名
旧-20	空知川上流	左岸	旧川跡	○	要注意	山部第2	80.80 ~		0.80	81.20	208.88	210.38	210.60		空知川	富良野市
旧-21	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	山部第2	82.40 ~		1.02	82.91	215.03	216.53	216.83		空知川	富良野市
旧-22	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	山部第2	83.60 ~		0.20	83.70	217.75	219.25	220.08		空知川	富良野市
旧-23	空知川上流	左岸	旧川跡	○	要注意	山部第3	84.00 ~		0.20	84.10	218.92	221.42	222.84		空知川	富良野市
旧-24	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	山部第3	84.60 ~		0.20	84.70	221.04	222.54	222.84		空知川	富良野市
旧-25	空知川上流	左岸	旧川跡		要注意	富良野	67.20 ~		0.40	67.40	167.65	169.15	169.73		空知川	富良野市
旧-26	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	67.80 ~		0.20	67.90	168.91	170.41	171.07		空知川	富良野市
旧-27	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	68.20 ~		0.20	68.30	169.85	171.35	172.11		空知川	富良野市
旧-28	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	68.60 ~		0.60	68.90	171.31	172.81	173.68		空知川	富良野市
旧-29	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	69.40 ~		0.08	69.44	172.73	174.23	174.79		空知川	富良野市
旧-30	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	69.80 ~		0.40	70.00	173.73	175.23	175.98		空知川	富良野市
旧-31	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	70.40 ~		0.20	70.50	175.16	176.66	177.47		空知川	富良野市
旧-32	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	71.00 ~		0.60	71.30	177.12	178.62	178.88		空知川	富良野市
旧-33	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	72.00 ~		0.60	72.30	179.67	181.17	181.54		空知川	富良野市
旧-34	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	73.00 ~		0.20	73.10	182.16	183.66	184.28		空知川	富良野市
旧-35	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	73.60 ~		0.40	73.80	184.20	185.70	186.12		空知川	富良野市
旧-36	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	74.40 ~		0.20	74.50	186.94	188.44	188.83		空知川	富良野市
旧-37	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	75.00 ~		0.60	75.30	189.66	191.16	191.47		空知川	富良野市
旧-38	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	76.00 ~		0.40	76.20	192.38	193.88	194.33		空知川	富良野市
旧-39	空知川上流	右岸	旧川跡	○	要注意	山部右岸	80.80 ~		0.60	81.10	208.88	210.38	210.75		空知川	富良野市
旧-40	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	83.20 ~		0.22	83.31	216.35	217.85	218.04		空知川	富良野市
旧-41	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	83.60 ~		0.20	83.70	217.75	219.25	219.57		空知川	富良野市
旧-42	空知川上流	右岸	旧川跡		要注意	富良野	84.20 ~		0.60	84.50	220.35	221.85	222.21		空知川	富良野市
重-1	空知川上流	左岸	重点区間	○	要注意	学区築堤	66.50 ~		0.16	66.40	166.47	167.97	168.41		空知川	富良野市
重-2	空知川上流	左岸	重点区間	○		学区築堤	69.50 ~		0.19	69.60	173.22	174.72	175.33		空知川	富良野市
重-3	空知川上流	左岸	重点区間	○		学区築堤	71.50 ~		0.20	71.60	178.11	179.61	179.15		空知川	富良野市
重-4	空知川上流	左岸	重点区間	○		学区築堤	75.30 ~		0.10	75.40	190.34	191.84	192.21		空知川	富良野市
重-5	空知川上流	左岸	重点区間	○		山部第1築堤	75.50 ~		0.23	75.60	191.02	192.52	192.97		空知川	富良野市
重-6	空知川上流	左岸	重点区間	○		山部第2築堤	80.90 ~		0.22	79.00	202.36	203.86	204.10		空知川	富良野市
重-7	空知川上流	左岸	重点区間	○		山部第2築堤	83.90 ~		0.20	81.00	208.88	210.38	210.75		空知川	富良野市
重-8	空知川上流	左岸	重点区間	○		山部第3築堤	83.90 ~		0.32	84.00	218.92	220.42	220.70		空知川	富良野市
重-9	空知川上流	左岸	重点区間	○		山部第3築堤	85.10 ~		0.26	85.20	223.03	224.53	224.97		空知川	富良野市
重-10	空知川上流	左岸	重点区間	○		山部第3築堤	88.10 ~		0.21	88.20	234.54	236.04	234.51		空知川	富良野市
重-11	空知川上流	左岸	重点区間	○		山部第3築堤	88.40 ~		0.10	88.40	235.39	236.89	234.82		空知川	富良野市
重-12	空知川上流	右岸	重点区間	○		山部第3築堤	64.90 ~		0.20	65.00	164.46	165.96	166.51		空知川	富良野市
重-13	空知川上流	右岸	重点区間	○		富良野築堤	67.10 ~		0.19	67.20	167.65	169.15	169.73		空知川	富良野市
重-14	空知川上流	右岸	重点区間	○		富良野築堤	77.30 ~		0.20	77.40	197.04	198.54	199.05		空知川	富良野市
重-15	空知川上流	右岸	重点区間	○		富良野築堤	80.30 ~		0.20	80.40	206.88	208.38	208.03		空知川	富良野市
重-16	空知川上流	右岸	重点区間	○		富良野築堤	80.50 ~		0.19	80.60	207.51	209.01	227.88		空知川	富良野市
重-17	空知川上流	右岸	重点区間	○		山部右岸築堤	80.90 ~		0.16	81.00	208.88	210.38	210.75		空知川	富良野市
重-18	空知川上流	右岸	重点区間	○		東大築堤	85.10 ~		0.18	85.20	223.03	224.53	224.97		空知川	富良野市

※資料 札幌開発建設部河川管理課

消防力の現況（令和4年4月1日現在）

人員車両

	職員	水槽付消防ポンプ自動車	大型水槽消防自動車	化学消防自動車	消防ポンプ自動車	救助工作車	高規格救急自動車	指令車・指揮車	広報車	連絡車	人員輸送車（マイクロバス）
富良野消防署	31	1	1	1		1	2	2	1	1	1
山部出張所	10	1	1				1		1		
計	41	2	2	1		1	3	2	2	1	1

	団員	水槽付消防ポンプ自動車	大型水槽消防自動車	化学消防自動車	消防ポンプ自動車	救助工作車	高規格救急自動車	指令車	広報車	連絡車	人員輸送車（マイクロバス）
団本部	3										
第1分団（富良野）	39				3						
第2分団（東山）	46	1			2						
第3分団（山部）	27				1						
第4分団（麓郷）	24	1			1						
第5分団（布部）	15				1						
計	154	2			8						

消防水利の現有状況（基準外含む）

	防火水槽		消火栓	井戸等
	4 0 m ³ 以上	4 0 m ³ 未満		
富良野	29	3	231	8
東 山	7	5	3	
山 部	14	4	20	
麓 郷	6	1		
布 部	6		5	
計	62	13	259	8

ヘリコプター指定離着陸場・候補地一覧 (令和●年●月●日現在)

(1)指定離着陸場

名 所	所 在 地	経 緯 度	
		北 緯	東 経
富良野市河川球場	弥生町 6 番地先空知 川右岸堤内	43° 20'35"	142° 22'33"

(2)離着陸候補地

名 所	所 在 地	経 緯 度	
		北 緯	東 経
富良野市宮若葉球場	若葉町 15 番	43° 20'11"	142° 23'35"
富良野市陸上競技場	桂木町 5 番	43° 21'08"	142° 23'07"
富良野高等学校	末広町 1-1	43° 20'24"	142° 23'17"
富良野東中学校	瑞穂町 1-30	43° 20'39"	142° 23'48"
樹海学校	老節布 5007 番地 1	43° 14'12"	142° 28'20"
麓郷小中学校	南麓郷	43° 17'58"	142° 32'05"

注：経緯度は、国土地理院の地形図閲覧サービスによる座標測定値(世界測地系)である

資料6 災害危険箇所一覧

土石流危険溪流・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり危険区域一覧

(令和3年4月1日現在)

(1) 土石流危険溪流

危険区域の現況						予想される被害				整備計画		調査番号
No.	区域名	河川名	溪流名	溪流概況		住家 (戸)	人口 (人)	道路	その他	実施機関	概要	
				延長 (km)	面積 (ha)							
1	島の下	普通河川島の下支流川	吹雪の沢（林野庁）、森の沢（道水産林務部）	2	3			道々美唄富良野線		林野庁 道（水産林務部）	H7 実施 一概	229-229-0001
2	島の下 334・335 林班	普通河川五線川	出鼻の沢（林野庁）	1.3	2					林野庁	S54.55、 58.60 実施	
	学田三区		武田の沢（道水産林務部）	2.7	249					道（水産林務部）	未完	229-229-0002
3	下御料 337 林班	準用河川水車川	337 林班沢（林野庁）	0.6	1	9		国道 38 号線		林野庁	S57 実施	
	学田三区		水車の沢（道水産林務部）	2.9	154					道（水産林務部）	未完	229-229-0003
4	学田三区	普通河川北 3 線川	北 1 の沢	2.3	10	70		国道 38 号線		道（水産林務部）	計画検討中	229-229-0004
5	北の峰 338 林班	普通河川北 2 線川	北の峰沢（林野庁）	1.4	2	10		道々北の峰線		林野庁	S56 実施	
			基線沢（道水産林務部）	2.1	151					道（水産林務部）	未成 H8	229-229-0005
6	下御料 339 林班	普通河川基線川	339 林班沢（林野庁）	1.6	2			道々北の峰線	コ ¹ /47 場 1 田 1 ha 畑 15 ha	林野庁	計画検討中	
			6 線 A 沢（道水産林務部）	4.1	25					道（水産林務部）	計画検討中	229-229-0006
7	中御料 340・341 林班	普通河川御料 3 線川	3 線沢（林野庁）	1.8	3	5		道々北の峰線	コ ¹ /47 場 1 畑 28 ha	林野庁	S35 実施	
			6 線 B 沢（道水産林務部）	1.5	37					道（水産林務部）	計画検討中	229-229-0007
8	中御料 346・347 林班	一級河川 8 線川	8 線沢（林野庁）	2	4	4		市道 2337	畑 8 ha	林野庁	S47.50、 51 実施	
			植の沢 A（道水産林務部）	1.1	3					道（水産林務部）	一概	229-229-0009
9	中御料 348・349 林班	普通河川 9 線川	9 線沢（林野庁）	1.4	2	4		道々北の峰線	畑 30ha	林野庁	S62 実施	
			植の沢 B（道水産林務部）	1.6	95					道（水産林務部）	一概	229-229-0010
10	中御料	普通河川 九線川	普通河川 左の沢川	1.1	71					道（建設部）	H2 ～H6	
11	中御料	一級河川 八線川	普通河川 富沢川	1.0	85					道（建設部）	S60 ～H1	
12	上御料 352・353 林班	一級河川十勝川	沼内沢（林野庁）	0.7	2	4		道々山部北の峰線 市道 2305	畑 40ha	林野庁	S35.38、 39.42.4 3.47.48 実施	
			植の沢 C（道水産林務部）	0.6	2					道（水産林務部）	未成	229-229-0010
13	上御料	一級河川 十線川	一級河川 十線川	2.9	720					道（建設部）	S45 ～S57	
14	上御料	一級河川 十二線川	一級河川 十二線川	0.7	480			道道 山部北の峰線		道（建設部）	S49 ～S50 S53 ～S55	
15	山部西 14 線	一級河川十四線川	中平の沢	0.2	1	6		道々山部北の峰線 市道 3305		道（水産林務部）	未成	229-229-0011
16	山部	一級河川 十八線川	一級河川 十八線川	1.6	780					道（建設部）	S37～38 S41～43 S47～48	
17	山部	一級河川 勇振川	一級河川 勇振川	3.8	1320			道道 山部北の峰線		道（建設部）	S37 ～S46	
18	山部	一級河川 紅葉川	一級河川 紅葉川	1.7	260					道（建設部）	S43 ～S50	
19	山部 375 林班	普通河川一の沢川	藤の沢	1.3		6				林野庁	計画検討中	
			中平 B 沢（道水産林務部）	0.5	2					道（水産林務部）	計画検討中	229-229-0012
20	山部 378～382 林班	普通河川 峰泊沢川	峰泊沢（林野庁）	1.6	4	5				林野庁	S53.54 実施	
			川向の沢（道水産林務部）	1	3					道（水産林務部）	未成	229-229-0013
21	山部 15 区	一級河川山部川	川向 B 沢（道水産林務部）	1	3					道（水産林務部）	計画検討中	229-229-0014
22	山部 391～392 林班	普通河川下の沢川	カツラの沢（林野庁）	0.7	2	7		市道 3346 市道 3502	田 3ha 畑 2ha	林野庁	S45.57 実施	
			27 線の沢（道水産林務部）	0.2	1					道（水産林務部）	計画検討中	229-229-0015
23	山部 393～394 林班	準用河川 旧国道沢川	見晴沢（林野庁）	0.7	1	4			田 7 ha 畑 21ha	林野庁	S44.61、 63 実施	
			苗畑の沢（道水産林務部）	0.3	1					道（水産林務部）	計画検討中	229-229-0016
24	山部	普通河川オンコの沢川	オンコの沢	6.3	38	3		国道 38 号線		道（水産林務部）	計画検討中	229-229-0017
25	東山やなぎ	普通河川砂金沢川	砂金の沢	2.4	14	6		国道 38 号線		道（水産林務部）	計画検討中	229-229-0018
26	山部 9 区	一級河川空知川	山本の沢	0.6	2	5		道々麓郷山部 停車場線		道（水産林務部）	未成	229-229-0019
27	山部 9 区	一級河川空知川	亀谷の沢	0.5	2	3		市道 3332		道（水産林務部）	未成	229-229-0020

資料6 災害危険箇所一覧

28	山部9区	一級河川空知川	研修の沢	0.5	2	4		林道		道(水産林務部)	未成	229-229-0021
29	山部12区	一級河川空知川	筒井の沢	0.5	2	2		林道		道(水産林務部)	未成	229-229-0022
30	山部12区	一級河川空知川	筒井第2の沢	0.5	2	4		林道		道(水産林務部)	未成	229-229-0023
31	山部12区	一級河川空知川	筒井第3の沢	0.5	2	3		林道		道(水産林務部)	一概	229-229-0024
32	山部12区	一級河川空知川	筒井第4の沢	0.7	2	4		林道		道(水産林務部)	未成	229-229-0025
33	山部12区	一級河川空知川	中平の沢C	0.6	2	3		林道		道(水産林務部)	未成	229-229-0026
34	布部石綿	一級河川空知川	小黒瀬の沢	1.9	6	3		道々麓郷山部 停車場線	JR根室線	道(水産林務部)	未成	229-229-0027
35	布部石綿	一級河川空知川	滝の沢	2.6	8	15		道々麓郷山部 停車場線 市道2380 市道2381	JR根室線	道(水産林務部)	未成	229-229-0028
36	麓郷	普通河川ポン布部川	岩谷1の沢	1.1	3	5		道々麓郷山部 停車場線		道(水産林務部)	未成	229-229-0029
37	麓郷	一級河川布部川	岩谷2の沢	0.4	1	3		道々麓郷山部 停車場線	畑25ha	道(水産林務部)	未成	229-229-0030
38	東布礼別	一級河川 布部川	一級河川 ポン布部川	3.8	4622			道道 東山富良野停 車場線		道(建設部)	S62 ～H21	
39	布部	普通河川人見沢川	一見の沢	1.1	3	3		道々麓郷山部 停車場線		道(水産林務部)	未成	229-229-0031
40	布部	一級河川布部川	風穴の沢	0.7	2			道々麓郷山部 停車場線		道(水産林務部)	未成	229-229-0032
41	東山かつら	一級河川昭栄沢川	南木下沢	0.6	2	7		市道4318	田6ha 畑6ha	道(水産林務部)	未成	229-229-0033
42	西達布つつじ	一級河川西達布川	二の山沢	0.6	2	8		国道38号線		道(水産林務部)	計画検 討中	229-229-0034
43	三の山	普通河川幌内沢川	幌内沢	2.9	17	9		林道		道(水産林務部)	未成	229-229-0035
44	三の山	一級河川西達布川	天人峽の沢	2.4	14			林道		道(水産林務部)	計画検 討中	229-229-0046
45	西達布たちばな	一級河川川松沢川	川松沢川支流	1.5	5	9		市道4367		道(水産林務部)	計画検 討中	229-229-0036
46	東島沼	普通河川名取の沢川	3号沢	2.4	7	10	鳥沼 小1		国の子寮	道(水産林務部)	計画検 討中	229-229-0037
47	東島沼	山手幹線用水路	北4号の沢	0.8	2	15	鳥沼 小1		山手幹線 用水路	道(水産林務部)	未成	229-229-0038
48	東島沼	山手幹線用水路	6号沢	0.9	3	17		市道5302	山手幹線 用水路	道(水産林務部)	計画検 討中	229-229-0039
49	東島沼	山手幹線用水路	8号沢	1.5	5	15		市道5301	山手幹線 用水路	道(水産林務部)	計画検 討中	229-229-0040
50	南扇山	一級河川布礼別川	土現の沢	0.5	2			市道5104		道(水産林務部)	計画検 討中	229-229-0041
51	北扇山	山手幹線用水路	墓地の沢	0.6	2	9		道々東山富良 野停車場線	山手幹線 用水路	道(水産林務部)	計画検 討中	229-229-0042
52	富丘更生	山手幹線用水路	梅下の沢	0.3	1			市道5101	山手幹線 用水路 畑5ha	道(水産林務部)	未成	229-229-0043
53	東島沼	普通河川6号沢川	富丘の沢	2.4	11	15		市道5305	山手幹線 用水路 畑5ha	道(水産林務部)	一概	229-229-0044
54	北扇山	山手幹線用水路	南二線	0.3	1			市道5305	山手幹線 用水路	道(水産林務部)	未成	229-229-0045
55	三の山	一級河川西達布川	仙人峽の沢	0.2	5			林道		道(水産林務部)	未成	229-229-0046
56	下御料336林班	普通河川北御料川	鳩の沢	1.8	2.7	3	1	道道・市道		林野庁	S61 実施	
57	山部376林班	一級河川25線川	25線沢	1.8	4.9	42		市道3351 市道3326		林野庁	S41～43 51～56 実施	
58	山部395林班	普通河川境界沢川	山東沢	0.7	1.7		1		JR根室線	林野庁	S48.51. 52実施	
59	ベベルレイ403～410 林班	一級河川布部川	布部川	1.2	5.4			市道5323		林野庁	S34.37. H4～ 11.13 実施	
60	東布礼別	一般河川布部川	布部川	1.2	2.0	7	1	市道5208	畑19ha	道(兼設部)	計画実 施中	
61	島の下327～329林 班	普通河川島の下川	小屋の沢	0.9	22			道々美唄 富良野線		林野庁	H11 実施	
62	島の下	普通河川尻岸馬内川	島の下沢川	0.7	20			道々美唄富良 野線		道(水産林務部)	計画検 討中	廃止
63	山部11区	普通河川紅葉川支流	紅葉川支流	1.7	125	23		市道	畑100ha	道(建設部)	S48 S50～53	
64	東山	一級河川老節布川	東川	0.5	32					道(水産林務部)	計画検 討中	廃止
65	共栄	一級河川西達布川	西達布二の沢川	0.2	9					道(水産林務部)	計画検 討中	229-229-0047
66	たちばな	一級河川川松沢川	貢川	0.8	46					道(水産林務部)	計画検 討中	廃止
67	おもと	普通河川泥沢川	泥沢川	0.9	64					道(水産林務部)	計画検 討中	廃止
68	さくら	普通河川砂沢支流川	砂沢支流川	1.3	123					道(水産林務部)	計画検 討中	廃止
69	かえで	準用河川唐沢川	唐沢川	0.6	29					道(水産林務部)	計画検 討中	廃止

資料6 災害危険箇所一覧

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

危険区域の現況				予想される被害			整備計画		調査番号
No.	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	実施機関	概要	
1	清水山	清水団地(1)	4			市道 2202	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0001
2	下五区	朝日山団地(1)	3			市道 2213	道(水産林務部)	H7 一概	229-229-0002
3	下五区	朝日山団地(2)	4			市道 2213	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0002
4	下五区	朝日山団地(3)	5	6		市道 2213	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0002
5	下五区	御料団地(1)	3	3		市道 2334	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0003
6	下五区	御料団地(2)	4	3		市道 2334	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0003
7	下五区	御料団地(3)	3	5		市道 2334	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0003
8	南扇山	フレベツ団地 1	4			市道 5104	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0004
9	南扇山	フレベツ団地 2	5			市道 5104	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0005
10	南扇山	フレベツ団地 3	3			市道 5104	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0006
11	八幡丘	倉前の沢	3			道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	既成	229-229-0006
12	八幡丘	池尾の沢	4			道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	既成	229-229-0006
13	南扇山	フレベツ団地 6	4			市道 5104	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0006
14	南扇山	フレベツ団地 7	3			市道 5205	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0007
15	東布礼別	布礼別 1	1	1		道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0008
16	東布礼別	布礼別 2	2	2		道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0009
17	東布礼別	布礼別 3	2	1		道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0009
18	老節布	老節布団地 1	1	5		道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0010
19	老節布	老節布団地 2	2			道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0010
20	平沢	平沢団地 1	2			道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0011
21	平沢	小林団地 1	2			道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0012
22	平沢	小林団地 2	3			道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0013
23	平沢	小林団地 3	2			道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0014
24	老節布	カラマツ団地 1	2	5		道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0015
25	老節布	カラマツ団地 2	2	5		道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0015
26	山部南陽	南陽団地	5	5		市道 2334	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0016
27	布部	風穴団地	3			道々麓郷山部停車場線	道(水産林務部)	未成	229-229-0017
28	布部	布部市街地先 1	4	10		道々麓郷山部停車場線	道(水産林務部)	一概	229-229-0018
29	布部	布部市街地先 2	3			道々麓郷山部停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0019
30	山部	野沢地先 1	2			市道 3332	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0020
31	山部	野沢地先 2	3			市道 3332	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0021
32	山部	野沢地先 3	3			林道	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0022
33	山部	野沢地先 4	3			林道	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0023
34	山部	山部川向 1	3			林道	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0024
35	山部	山部川向 2	2			林道	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0024
36	山部	山部川向 3	2	1		林道	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0025
37	清水山	市道 2202 号線沿い 1				市道 2202	富良野市	一部既成	
38	清水山	市道 2202 号線沿い 2				市道 2202	富良野市	計画検討中	
39	清水山	市道 2103 号線沿い 2				市道 2103	富良野市	H13 完成	
40	富丘	市道 5101 号線沿い				市道 5101	富良野市	計画検討中	
41	南扇山	市道 5104 号線沿い 1				市道 5104	富良野市	計画検討中	
42	南扇山	市道 5104 号線沿い 2				市道 5104	富良野市	計画検討中	

(3)地すべり危険区域

危険区域の現況				予想される被害			整備計画	
No.	地区名	場 所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道 路	実施機関	概 要
1	山部見晴沢	194 林班見晴沢 山部 394 林班	4	6		市道 3209	林野庁	計画検討中 H14.1.5 実施

旭川建設管理部富良野出張所管内土砂災害危険箇所一覧

(令和 3 年 4 月現在)

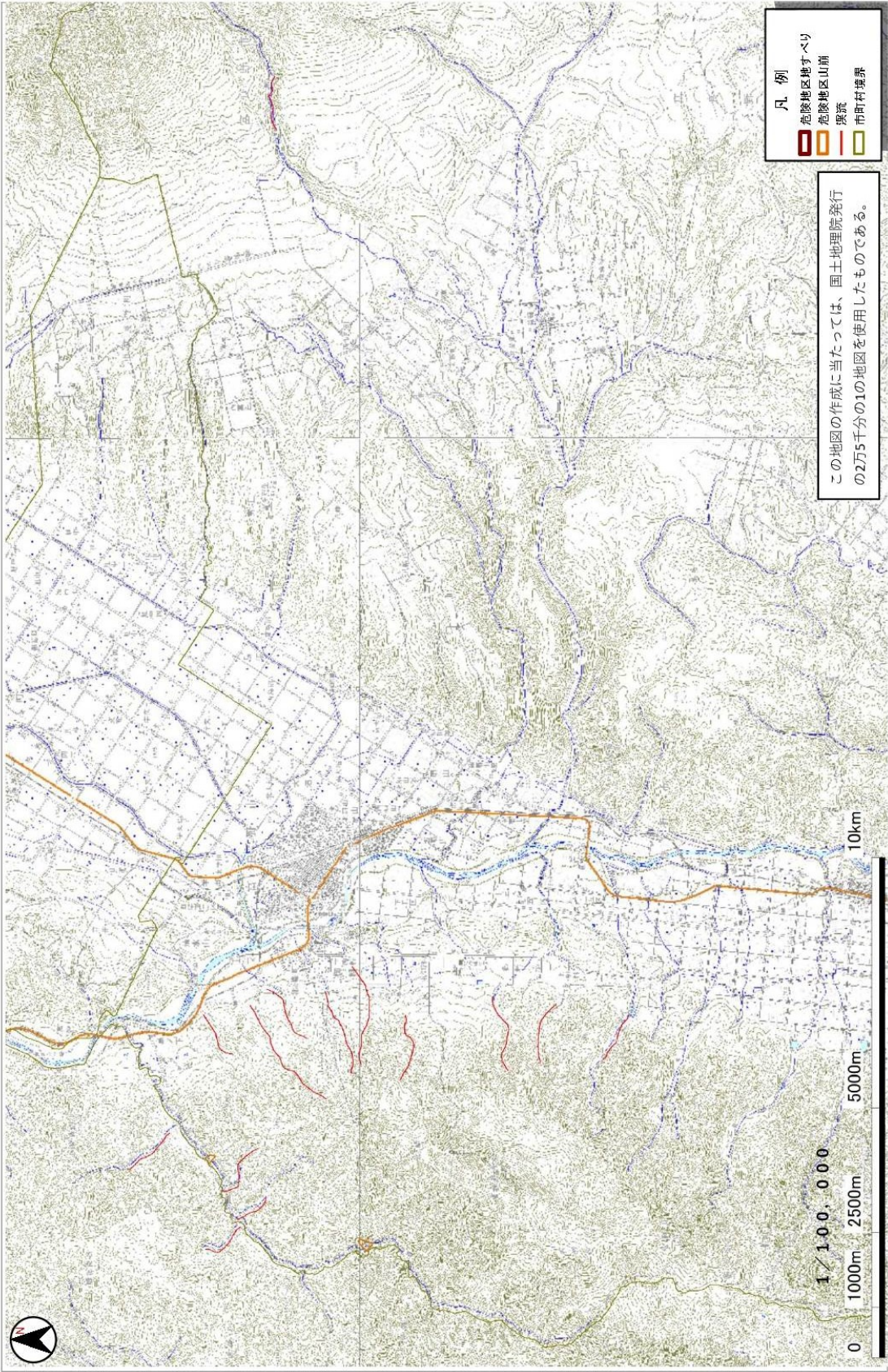
(1)土石流危険渓流（位置図は別途）

危険区域の現況				予想される被害					
図番号	区 域 名	河 川 名	溪 流 名	溪流概況		住 家 (戸)	公設施設 (棟)	道 路	その他
				氾濫面積 (k.m ²)	氾濫危険面積 (m ²)				
土 001	東鳥沼一	ベベルイ川	名取の沢川	1.86	35,190	4	1	市道	田・畑 (1.38ha)
土 002	東山市街	老節布川	東川	0.32	10,270	2		市道	
土 003	東山共栄	西達布川	西達布二の沢川	0.09	9,070	1			田・畑 (0.51ha)
土 004	西達布たちばな	川松沢川	川松沢一の沢川	0.40	12,550	1		市道	田・畑 (0.50ha)
土 005	西達布たちばな	川松沢川	川松沢二の沢川	0.46	17,070	1		市道	田・畑 (0.97ha)
土 006	西達布おもと	泥沢川	泥沢川	0.64	49,270	2		市道	田・畑 (4.01ha)
土 007	東山さくら	砂沢支流川	砂沢支流川	1.23	52,040	2		市道	田・畑 (1.20ha)
土 008	東山かえで	唐沢川	唐沢川	0.29	26,710	2		市道	田・畑 (0.70ha)
土 009	山部第 1 1 区	紅葉川支流川	紅葉川支流川	1.21	69,550	1		市道	田・畑 (2.90ha)
土 010	上御料	九線川	九線川	0.95	44,890	2		市道	田・畑 (2.56ha)
土 011	中御料	四線川	四線川	3.70	91,720		4	市道	
土 012	中御料	御料三線川	御料三線川	0.37	33,300	1			田・畑 (0.54ha)
土 013	北の峰町	北二線川	北二線川	1.51	43,210	35	7	道々北の峰線市道	
土 014	空知川	五線川	五線川	2.49	24,810	1		国道 38 号線 市道 JR 根室路本線	
土 015			水車川						
土 016			島の下沢川						

(2)急傾斜地崩壊危険箇所

危険区域の現況				予想される被害			
図番号	箇 所 名	斜面区分	崩壊危険箇所延長 (m)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路・河川	その他
急 001	富良野西学田二区 1	自然斜面	110		1	市道	
急 002	富良野西学田二区 2	自然斜面	60		1	河川	
急 003	富良野東山 4	自然斜面	70		1	道道	
急 004	富良野中布礼別	自然斜面	25	1			
急 005	富良野東山 1	自然斜面	60	1		河川	
急 006	富良野東山 2	自然斜面	115	3		市道・河川	
急 007	富良野東山 3	自然斜面	95	4		道道	
急 008	富良野松南	自然斜面	35	1			

林野庁北海道森林管理局：山地災害危険地区



避難所一覧(令和●年●月●日現在)

○広域避難場所(指定緊急避難場所)

No.	避難所名称	所 在	面積 (㎡)	収容 人数	洪水 時	備 考
1	ふらの農協駐車場	朝日町 3 番	3,600	0		
2	みどり公園	緑町 13 番	1,500	0		
3	錦町公園	錦町 12 番	4,300	0		
4	富良野市陸上競技場	桂木町 5 番	8,400	0		
5	朝日ヶ丘総合公園駐車場	字下御料	4,000	0		
6	チーズ工房前庭	字中五区	3,000	0		
7	山部中央公園	山部東町 8 番	1,538	0		

○指定緊急避難場所

No.	避難所名称	所 在	面積 (㎡)	収容 人数	洪水 時※	備 考
1	島の下会館	字島の下	149	74		
2	ぶどう果汁工場	字西学田二区	816	408	○	
3	富良野スポーツセンター	桂木町 5 番 10 号	3,357	1,678	●	
4	<u>富良野市複合庁舎</u>	<u>弥生町 1 番 1 号</u>	<u>2,803</u>	<u>1,401</u>	<u>●</u>	<u>自家発電有</u>
5	富良野看護専門学校	弥生町 5 番 1 号	3,076	1,538	●	
6	富良野地域人材開発センター	西麻町 1 番 1 号	2,429	1,214	●	
7	北の峰コミュニティセンター	北の峰町 8 番 1 号	417	208	○	
8	富良野自動車学校	字西扇山 2	466	233	●	
9	扇山公民会館	字南扇山 3	403	201		
10	布部会館	字布部市街	338	160		
11	御園会館	字上御料	178	89		
12	山部北星地区コミュニティセンター	字山部東 14 線 2 番地	338	169		
13	山部南陽地区コミュニティセンター	字山部西 24 線 3 番地	286	143		
14	東山支所	字東山あかしや	864	432		
15	西達布おもと会館	字西達布おもと	168	84		
16	西達布集落センター	字西達布市街	375	187	○	

資料 7 避難所等関係

17	三の山会館	字西達布つつじ	119	59		
18	平沢集落センター	字平沢	313	156	○	
19	麓郷集落センター	字麓郷市街	407	203	○	
20	富丘総合会館	字西富丘	160	80	○	
21	八幡丘会館	字八幡丘	222	111	○	

○指定一般避難所

No.	避難所名称	所 在	面積 (㎡)	収容 人数	洪水 時※1	備 考
1	富良野西中学校	桂木町 1 番	1,187	593	●	外部給電有
2	富良野小学校	若松町 10 番 1 号	1,258	629	●	外部給電有
3	富良野高等学校	末広町 1 番 1 号	1,350	675	●	自家発電有
4	扇山小学校	緑町 8 番 20 号	1,091	545	●	外部給電有
5	富良野緑峰高等学校	西町 1 番 1 号	1,586	793	●	自家発電有
6	富良野東中学校	瑞穂町 1 番 30 号	1,281	640	●	外部給電有
7	東小学校	北麻町 8 番 1 号	1,002	501	●	外部給電有
8	鳥沼小学校	字東鳥沼	703	351		
9	布部小中学校※2	字上五区	932	466	●	
10	山部小学校	山部東町 8 番 64 号	922	461	●	外部給電有
11	生涯学習センター	字山部東 21 線 12 番地	1,257	628	●	
12	樹海小学校	字老節布 <u>5007 番地 1</u>	759	379	○	外部給電有
13	麓郷小中学校	字南麓郷	932	466	●	外部給電有
14	<u>布礼別小学校</u>	<u>字布礼別市街</u>	<u>683</u>	<u>341</u>	⊖	

○指定福祉避難所

No.	避難所名称	所 在	面積 (㎡)	収容 人数	洪水 時※	備 考
1	ふれあいセンター	春日町 12 番 5 号	1,559	779	●	外部給電有
計			<u>59,592</u>	<u>16,609</u>		

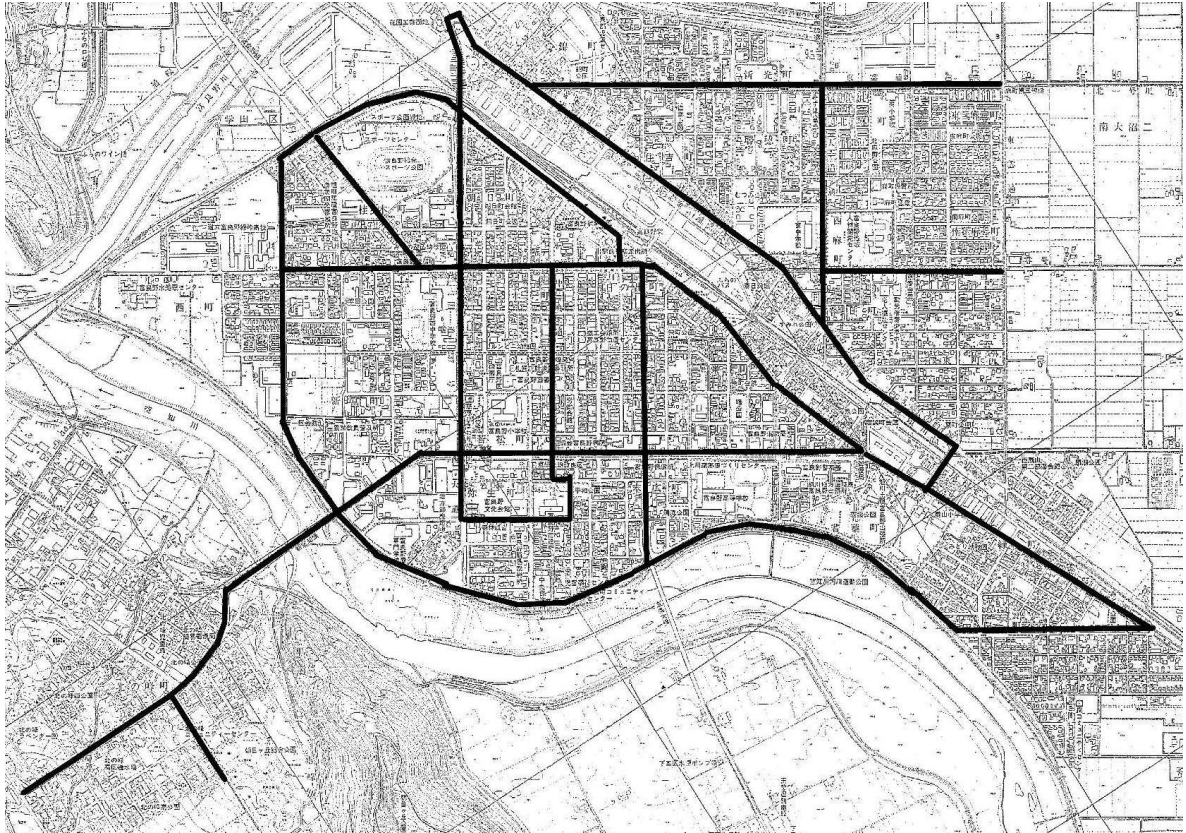
※1 「○」は、ハザードマップでは浸水想定区域外で洪水時に避難可能な施設。

「●」は、ハザードマップでは浸水想定区域内にあるが、2 階以上の建物であり、洪水時には建物の 2 階以上に退避することで避難可能な施設。

※2 布部小中学校は、閉校後（令和 6 年（2024 年）4 月 1 日以降）は指定を解除する。

（注）感染症予防対策によりスペース確保の措置を講じる必要がある場合、収容人数を 1/2 とする。

避難路指定図(平成 21 年 4 月 1 日現在)



重要給水施設一覧（令和 5 年●月●日現在）

◆病床を有する医療機関

医療機関名	所在地	連絡先	備考
北海道社会福祉協会富良野病院	富良野市住吉町 1 番 30 号	0167-23-2181	人口透析 255 床 地下水有
医療法人社団富良野西病院	富良野市桂木町 2 番 77 号	0167-23-6600	人口透析 142 床
医療法人社団かわむら整形外科	富良野市末広町 6 番 8 号	0167-22-4341	19 床
社会医療法人博友会北の峰病院	富良野市字中御料 2062	0167-22-2011	170 床 地下水

◆防災拠点施設

施設名称	所在地	拠点機能	備考
富良野市役所複合庁舎	富良野市弥生町 1 番 1 号	災害対策本部	自家発電有
山部支所	富良野市山部東町 7 番 31 号	山部地区対策班	
東山支所	富良野市字東山あかしや	東山地区対策班	

防災資機材整備状況一覧(令和5年●月●日現在)

区分	分類	種別	規格	単位	数量	管理保管場所
機材	救助用具	担架		台	5	複合庁舎(2)、山部支所、東山支所、保健センター
機材	ケーブル類	ドラム式コード(電エドラム)	20m	台	1	複合庁舎
機材	土木用材	カマ(鎌)		丁	3	複合庁舎
機材	土木用材	クリッパー		丁	1	複合庁舎
機材	土木用材	しの		丁	7	水防倉庫
機材	土木用材	スコップ	剣先	丁	28	複合庁舎(8)、水防倉庫(20)
機材	土木用材	ツルハシ		丁	18	水防倉庫
機材	土木用材	ペンチ		丁	6	水防倉庫
機材	土木用材	掛矢		丁	10	水防倉庫
機材	土木用材	鍬		本	5	水防倉庫
機材	土木用材	斧		丁	1	水防倉庫
機材	標識類	通行止標識		枚	5	水防倉庫
機材	標識類	矢印標識板		枚	28	水防倉庫
機材	照明器具	懐中電灯		個	20	複合庁舎(総務課)
資材	油処理材	オイルフェンス	タフネル TF-20010m	本	16	水防倉庫
資材	油処理材	オイルマット	タフネル BL-5050cm×50cm×4mm	枚	820	水防倉庫
資材	油処理材	中和剤	アースグリーン等(1.8L)	缶	3	水防倉庫
資材	土木用材	むしろ		枚	3	水防倉庫
資材	土木用材	アンカーピン	φ 13mm × 0.8m	本	600	水防倉庫
資材	土木用材	なまし鉄線	#10	kg	200	水防倉庫
資材	土木用材	鉄線	#10	kg	225	水防倉庫

資料 8 防災資機材等関係

資材	土木用材	土のう袋(麻袋含む)	480mm × 620mm	枚	5,900	水防倉庫
資材	土木用材	縄	φ 8mm×20m	巻	16	水防倉庫
資材	土木用材	折りたたみヘルメット		個	21	複合庁舎
資材	土木用材	長靴		足	22	複合庁舎
資材	土木用材	ゴム手袋		組	20	複合庁舎
資材	土木用材	軍手		組	100	複合庁舎
資材	土木用材	レインコート		枚	27	複合庁舎
物資	緊急支援物資	折りたたみ水入れ	10 リットル蛇口付(ビニール袋)	枚	490	中五区水源
物資	緊急支援物資	折りたたみ水入れ	6 リットル蛇口付(ビニール袋)	枚	3,045	中五区水源
物資	緊急支援物資	ポリタンク	浄水用 18L	個	463	中五区水源
機材	車載用インバーター	車載用インバーター	350W	台	4	複合庁舎

給水用資機材保有状況一覧(令和5年●月●日現在)

No.	資器材名	数量	保管場所	備考
1	ポリタンク	463	中五区浄水場 Tel22-3730	浄水用 18 リットル
2	給水タンク	2	下五区水源送水場	2t (ポリエチレン)
3	給水タンク	1	〃	1t (ポリエチレン)
4	給水タンク	1	〃	2t (ステンレス)

発電機（可搬型）保有状況一覧(令和5年●月●日現在)

No.	規格	数量	保管場所	備考
1	100KVA (軽油)	1	水処理センター (西町)	上下水道課
2	60KVA (軽油)	4	車両センター	都市施設課(2)、総務課(2)
3	45KVA (軽油)	9	中五区水源送水場(1)、車両センター(8)	上下水道課(1)、都市施設課(6)、総務課(2)
4	25KVA (軽油)	5	山部水処理センター(3)、車両センター(2)	上下水道課(3)、都市施設課(2)
5	13KVA (軽油)	1	中五区水源送水場	上下水道課
6	2.0～4.0KVA (ガソリン)	12	複合庁舎(8)、山部支所、東山支所、麓郷消防、小学校、樹海学校 各 1	総務課

生活関連物資備蓄一覧(令和5年●月●日現在)

物品種類 (名称)	備蓄目標	現有数量	保管場所
給水袋 (10 ^{リットル})		490	水源(中五区)
給水袋 (6 ^{リットル})		3,445	水源(中五区)
毛布		610	複合庁舎 280、ふれあいセンター330
毛布 (ブランケット)		60	山部支所 20・東山支所 20、麓郷小中学校 10、複合庁舎 10
寝袋		100	複合庁舎 20・ふれあいセンター80
アルミマット		312	複合庁舎 172・ふれあいセンター140
給水タンク (18 ^{リットル})		516	水源(中五区)
簡易ベッド		15	複合庁舎 1、ふれあいセンター14
段ボールベッド (プラ段含む)		65	複合庁舎 11、ふれあいセンター54
プライベートテント (天井あり)		4	複合庁舎 1、ふれあいセンター3
プライベートテント (天井なし) 2m×2m×1.8m		10	複合庁舎 10
プライベートテント (天井メッシュ) 2m×2m×1.7m		102	複合庁舎 26、ふれあいセンター76
非接触式体温計		15	複合庁舎
保存パン		241	複合庁舎 241
アルファ米		2,500	複合庁舎 1,700 ふれあいセンター800
アルファ米 (かゆ)		350	複合庁舎 250 ふれあいセンター100
保存ラーメン		100	ふれあいセンター100
レトルトカレー		322	複合庁舎 232、ふれあいセンター90
カレーライスセット		30	複合庁舎 30
保存用味噌汁		540	ふれあいセンター540
保存用ビスコ		340	複合庁舎 340
担架		5	複合庁舎(2)保健センター(1)支所(各 1)
照明セット 3 脚付		12	ふれあいセンター(6)、複合庁舎(3)、山部・東山支所、麓郷消防、各 1
暖房器具 (ブルーヒーター)		9	ふれあいセンター(4)、水防倉庫、東山支所、複合庁舎(6)
暖房器具 (ファンヒーター)		25	複合庁舎
ガソリン携行缶		7	複合庁舎(3)、水防倉庫、山部・東山支所、麓郷消防 各 1

資料 8 防災資機材等関係

トリアージタグ		2	複合庁舎
防水ミニメガホン		5	山部・東山支所、麓郷消防 各 1 複合庁舎(2)
ラジオ付 LED ライト		5	山部・東山支所、麓郷消防 各 1 複合庁舎(2)
ランタン		10	山部・東山支所、麓郷消防 各 1 複合庁舎(2)
差込式メッシュベルト		60	複合庁舎
携帯用トイレ(1 回使い切り)		1,000	複合庁舎
自動ラップ式トイレ専用便袋 (50 回分)		40	複合庁舎 20、ふれあいセンター20
便袋 100 枚入		2	ふれあいセンター
トイレダスト回収パック 50 回分		2	ふれあいセンター
ダストキャリー		2	ふれあいセンター
消臭シート 50 回分		22	ふれあいセンター
さわやか清拭くタオル		20	ふれあいセンター
ゴム手袋 M		1,200	複合庁舎
ゴム手袋 L		1,200	複合庁舎
ポリ手袋		4,000	複合庁舎
紙おむつ (大人用) M		508	複合庁舎 (88)、ふれあいセンター (420)
紙おむつ (大人用) L		500	複合庁舎 (80)、ふれあいセンター (420)
紙おむつ (新生児用)		180	ふれあいセンター
紙おむつ (S・テープタイプ)		492	複合庁舎 (328)、ふれあいセンター (164)
紙おむつ (M・テープタイプ)		256	複合庁舎
紙おむつ (M・パンツタイプ)		116	ふれあいセンター (116)
紙おむつ (L・テープタイプ)		216	複合庁舎
紙おむつ (L・パンツタイプ)		88	ふれあいセンター
紙おむつ (ビック・パンツタイプ)		244	複合庁舎 (168) ふれあいセンター (76)
生理用品		4,740	複合庁舎 (4500)、ふれあいセンター (240)
手ぬぐい		500	複合庁舎
粉ミルク (スティックタイプ 100g 用)		90	複合庁舎

資料 8 防災資機材等関係

使い捨て哺乳瓶		100	複合庁舎
テント付簡易トイレ		2	ふれあいセンター
テント付マンホール トイレ		7	複合庁舎(1)、ふれあいセンター(6)
自動ラップ式トイレ		7	ふれあいセンター
マスク		10,000	複合庁舎
マスク (子供用)		1,000	複合庁舎
フェイスシールド		60	複合庁舎
感染症予防用ガウン		100	複合庁舎
使い捨てスリッパ		1,000	複合庁舎
ヘアキャップ		1,000	複合庁舎
ポンプ式アルコール 消毒器		24	複合庁舎
アルコール消毒液詰 替え用(50)		20	複合庁舎
ハンドソープ		24	複合庁舎
除菌シート(10 枚入)		1,000	複合庁舎
紙コップ		1,000	複合庁舎
靴袋 (レジ袋)		1,000	複合庁舎
加湿器		6	複合庁舎
ペット用ケージ		5	ふれあいセンター
カセットコンロ		4	複合庁舎
ポケットティッシュ		500	複合庁舎

防災協定締結先一覧（令和5年●月現在）

協定名	締結日	締結先	担当（要請）窓口 （電話番号）
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	平成27年3月31日	北海道 北海道市長会 北海道町村会	上川総合振興局地域政策部地域政策課 0167-46-5321
北海道消防防災ヘリコプター応援協定	平成8年6月25日	北海道 道内72市町	富良野広域連合消防本部富良野消防署 0167-23-5119
全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書	平成24年1月17日	栃木県佐野市 福島県本宮市 兵庫県西脇市 岡山県吉備中央町 熊本県山都町 沖縄県宜野座村 群馬県渋川市 山梨県中央市 北海道富良野市	西脇市都市経営部次世代創生課 0795-22-3111
災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書	平成25年4月8日	旭川市 留萌市 稚内市 芦別市 紋別市 士別市 名寄市 深川市 富良野市	旭川市消防部防災課 0166-33-9969
災害時の避難所利用に関する協定	平成26年12月25日	芦別市	芦別市総務部総務課 0124-22-2111
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	平成27年4月1日	旭川歯科医師会	旭川歯科医師会 0166-22-2361
災害時における医療救護活動に関する協定	平成元年1月26日	富良野医師会	富良野医師会 0167-22-2767
災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定	平成25年5月1日	富良野市社会福祉協議会 富良野あさひ郷	富良野市社会福祉協議会 0167-39-2215 富良野あさひ郷 0167-23-1619
災害時におけるボランティア活動に関する協定	平成25年5月1日	社会福祉協議会	社会福祉協議会 0167-39-2215
災害時における宿泊	平成25年5月1日	北の峰旅館組合	

資料9 各種協定等

施設等の提供に関する協定		富良野旅館業組合	
災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定	平成 25 年 5 月 1 日	ふらの観光協会	ふらの観光協会 0167-22-5777
災害時における災害応急復旧業務に関する協定	平成 9 年 2 月 10 日	富良野建設業協会 道北電気工事業協同組合富良野支部 富良野管工事業協同組合 北海道建築士会 富良野支部長	富良野建設業協会 (那知組) 0167-23-3585
災害等の発生時における富良野市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	平成 22 年 6 月 17 日	北海道エルピーガス災害対策協議会	北海道エルピーガス災害対策協議会 上川支部 0166-46-3220 富良野分会(津山興産) 0167-22-2135
災害時における富良野管工事業協会との応急対策復旧業務に関する協定	平成 22 年 11 月 1 日	富良野管工事業協同組合	富良野管工事業協同組合(後田設備工材) 0167-23-3565
災害時における応急対策業務に関わる協定書	平成 23 年 12 月 1 日	道北電気工事協同組合富良野支部	道北電気工事協同組合富良野支部(一戸電建) 0167-23-4467
災害時における応急対策業務に関する協定	平成 27 年 10 月 30 日	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町及び幌加内町、上川地方建設業協会連絡協議会	一般社団法人旭川建設業協会 0166-22-5144
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	平成 25 年 3 月 15 日	ホクレン商事エーコープフォー	ホクレン商事エーコープフォーレス

資料9 各種協定等

する協定		レスト店 ホクレン商事エーコープ山部店 生活協同組合市民生協コープさっぽろ富良野店 (株)西川食品 DCM株式会社 道北アークスラルズマート富良野店	ト店 0167-22-4340 ホクレン商事エーコープ山部店 0167-42-2088 生活協同組合市民生協コープさっぽろ富良野店 0167-22-2147 (株)西川食品 0167-22-4664 DCM富良野店 0167-39-1080 道北アークスラルズマート富良野店 0167-23-4567
災害時における非常通信業務に関する協定	平成8年9月24日	富良野市無線赤十字奉仕団	富良野市無線赤十字奉仕団(事務局箭原) 0167-39-2323
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	平成25年3月15日	富良野地方石油業協同組合	富良野地方石油業協同組合(西出興業株式会社) 0167-22-3505
災害時における輸送等の協力に関する協定	平成8年9月27日	ふらのバス株式会社 旭川地区トラック協会富良野部会 富良野沿線ハイヤー協会	ふらのバス株式会社 0167-23-3131 旭川地区トラック協会 0166-48-7244 富良野沿線ハイヤー協会 0167-23-1254
災害時における炊き出し業務及び救護活動に関する協定	平成8年10月2日	富良野市赤十字奉仕団	富良野市赤十字奉仕団(団長高崎) 0167-22-4822
災害時における放送の協力に関する協定	平成24年7月1日	ラジオふらの	ラジオふらの 0167-22-2761
災害時発生時における富良野市と富良野市内郵便局の協力に関する協定	平成31年3月29日	日本郵便株式会社	富良野郵便局 0167-22-8115

資料9 各種協定等

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	平成 29 年 2 月 17 日	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	株式会社セブン-イレブン・ジャパン旭川南地区担当 0166-33-9970
自治体と上富良野駐屯地との連絡体制の強化に係る協定	平成 29 年 5 月 22 日	陸上自衛隊上富良野駐屯地	陸上自衛隊第 104 特科大隊 0167-45-3101（内線 2263）
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	平成 30 年 3 月 23 日	北海道、道内市町村、道内全下水道事業者	北海道建設部まちづくり局都市環境課 011-204-5572
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	平成 30 年 3 月 23 日	北海道、道内市町村、道内全下水道事業者	北海道建設部まちづくり局都市環境課 011-204-5572
富良野市と公益社団法人隊友会旭川隊友会富良野支部とによる災害時等における防災支援に関する協定	平成 30 年 4 月 13 日	公益社団法人隊友会旭川隊友会富良野支部	公益社団法人隊友会旭川隊友会富良野支部 0167-23-3109
災害発生時に係る情報発信等に関する協定	平成 31 年 1 月 17 日	ヤフー株式会社	ヤフー株式会社社会貢献事業本部 03-6898-6763
災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成 31 年 4 月 1 日	株式会社共成レントテム富良野営業所	株式会社共成レントテム富良野営業所 0167-39-0220
包括連携協定	平成 31 年 4 月 23 日	ヤマト運輸株式会社	ヤマト運輸株式会社道北主管支店富良野支店 0570-200-704
災害時における応急生活物資の供給に関する協定の締結について	令和元年 8 月 30 日	株式会社合同容器	合同容器株式会社旭川営業所 0166-57-2431
災害時における医薬品及び応急生活物資の確保に関する協定	令和元年 10 月 8 日	株式会社ツルハ	株式会社ツルハ北海道第三店舗運営部 0166-34-1193
災害時等における給電車等の貸出に関する協定	令和 2 年 7 月 30 日	旭川トヨタ自動車株式会社、旭川トヨペット株式会社、トヨタカローラ道北株式会社、ネッツトヨタ旭川株式会社、株式会社トヨタレンタリース旭川	旭川トヨタ自動車株式会社富良野店 0167-22-3175 旭川トヨペット株式会社富良野店 0167-23-4196 トヨタカローラ道

資料9 各種協定等

			北株式会社 0167-22-3584 ネットヨタ旭川 株式会社ふらの店 0167-23-3166 株式会社トヨタレ ンタリース旭川富 良野店 0167-23-2100
災害時におけるし尿 等の収集運搬に関す る協定	令和2年8月20日	株式会社ふらの 衛生社、富良野浄 化工業株式会社、 株式会社西塚清 掃社	株式会社ふらの衛 生社 0167-42-2396 富良野浄化工業株 式会社 0167-22-4744 株式会社西塚清掃 社 0167-23-1643
災害時における廃棄 物処理等に関する協 定	令和2年9月10日	富良野地区清掃 事業協同組合、ア ートクリーン有 限会社、富桑工業 株式会社、北清ふ らの株式会社	富良野地区清掃事 業協同組合 0167-39-2323 アートクリーン有 限会社 0167-23-1211 富桑工業株式会社 0167-22-2522 北清ふらの株式会 社 0167-42-2396
避難行動要支援者支 援に関わる個人情報 の管理に関する協定	令和2年11月18日	富良野市民生委 員児童委員協議 会	事務局（福祉課） 0167-39-2211
し尿等処理に係る相 互支援協定書 （広域連合間締結）	令和3年4月1日	南宗谷衛生施設 組合、西天北五町 衛生施設組合、大 雪浄化組合、名寄 地区衛生施設事 務組合	南宗谷衛生施設組 合 01634-2-2415 西天北五町衛生施 設組合 01632-5-1154 大雪浄化組合 0166-85-2580 名寄地区衛生施設

資料 9 各種協定等

			事務組合 01654-2-9090
災害時における災害 応急復旧業務に関する協定	令和 3 年 6 月 28 日	株式会社橋場ガラス	株式会社橋場ガラス 0167-22-2012
大規模災害時における相互協力に関する基本協定	令和 4 年 2 月 1 日	北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社	北海道電力ネットワーク株式会社富良野ネットワークセンター 0167-23-4131

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害応急対策に従事する職員の派遣
- （2）災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供あつせん
- （3）被災市町村に対する災害救急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあつせん
- （4）広域一時滞在等による被災住民の受入
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあつた事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- （1）第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援の要請

- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 職員の職種別人員
 - (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、企画及び台数
 - (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
 - (5) 受入を求める被災住民の人数等
 - (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
 - (7) 応援等の期間
 - (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあつてはその応援の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあつてはその旨を当該市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあつては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

- 第8条 応援に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。
- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

- 第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。
- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があつたものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

- 第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げる

ものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

(別表省略)

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（以下「協定」という。）第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行なうものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

(経費負担の内容)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び手当の合計額の範囲内の額
 - (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資及び資機材 当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、船艇、機械器具等借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供借上料
 - (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費その実施に要した額
- 2 協定第8条第2項に規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。
- 3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- 4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務に生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。
- 5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細目は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

(別表1及び別表2 省略)

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合(以下「市町等」という。))が災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター(以下「消防防災ヘリコプター」という。))の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等(以下「発災市町等」という。))の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動が必要と判断する場合に、北海道知事(以下「知事」という。))に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動がもっとも有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊(以下「防災航空隊」という。))を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。))の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、

発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定(以下「消防相互応援協定」という。)第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事

以下道内72市町等の長

全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、全国へそのまち協議会規約に基づき、当協議会加盟市町村（以下「加盟市町村」という。）のいずれかの市町村域内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）で十分な応急措置が実施できない場合、加盟市町村が相互に応援し、応急対策及び復旧活動に万全を期することを目的として締結する。

(連絡体制)

第2条 加盟市町村の相互応援に関する連絡担当課は、協議会の事務を担当する課とする。
なお、災害の状況等により連絡担当課を変更する場合は、速やかに他の加盟市町村に連絡を行うものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及びその他生活必需品の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策、復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応急対策及び復旧活動に必要と認められる事項

(応援の要請)

第4条 応援を要請しようとする被災市町村は、災害の概要を明らかにして、第2条に定める連絡担当課を通じて口頭、文書等で応援を要請するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された加盟市町村は、要請の内容に基づき、可能な範囲で応援に努めるものとする。
2 加盟市町村は、必要と認めたときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができる。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として応援を要請する被災市町村が負担するものとする。ただし、加盟市町村が自主的に応援をした場合は、原則として加盟市町村が負担するものとする。
2 前項の規程によりがたい場合は、被災市町村と応援を実施した加盟市町村の間で協議して定めるものとする。

(情報等の交換)

第7条 加盟市町村は、この覚書に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な情報、資料等を相互に交換するものとする、

(協 議)

第8条 この覚書に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、加盟市町村が協議し

て定めるものとする。

平成24年1月17日

北海道富良野市長

福島県本宮市長

栃木県佐野市長

群馬県渋川市長

兵庫県西脇市長

岡山県吉備中央町長

熊本県山都町長

沖縄県宜野座村長

奈良県吉野町長

山梨県中央市長

災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書

道北市長会構成市である旭川市、留萌市、稚内市、芦別市、紋別市、士別市、名寄市、深川市及び富良野市（以下「構成市」という。）は、災害時の相互応援に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時において構成市が相互に協力することにより、迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被害者の救護を図り、もって構成市住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（災害時の相互応援）

第2条 構成市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、構成市が締結している災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定、北海道広域消防相互応援協定その他の災害応援協定に定めるもののほか、この覚書の定めるところにより、他の構成市に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された都市（第7条の規定により自主的に出動する場合を含む。以下「応援都市」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあつせん
- (2) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供又はあつせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供又はあつせん
- (4) 救護及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 児童及び生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第4条 被災都市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、学校及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数

- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援の期間
- (8) その他必要な事項
(派遣職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、原則として被災都市の市長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる応援の経費については、原則として被災都市の負担とする。
- (2) 第3条第4号に掲げる応援の経費については、応援都市の負担とする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、被災都市との連絡が取れない等の混乱した状況において、応援都市は被災都市の情報収集に努め、関係職員による情報収集班の派遣等、可能な処置をとるものとし、被災都市の要請がなくとも明らかに応援都市において被災都市に対し緊急の応援が必要と判断される場合には、応援活動に必要な要員、物資、資機材等を想定し自主的に出動するものとする。

- 2 前項の自主出動に直接要した経費については、原則として応援都市の負担とし、他の経費については前条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第8条 構成市は、この規定に基づく相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この覚書の有効期限は、覚書締結の日から平成26年4月8日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までにいずれからも申し出のないときは、更に5年間覚書を自動的に更新し、以後についても同様とする。

(その他)

第10条 この覚書の実施に関して必要な事項及びこの覚書に定めない事項については、構成市が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため本覚書9通を作成し、各都市の市長が署名の上、各1通を保有する。

平成25年4月8日

旭川市長

留萌市長

稚内市長

芦別市長

紋別市長

士別市長

名寄市長

深川市長

富良野市長

災害時の避難所利用に関する協定書

災害時における避難所としての利用に関し、富良野市（以下「甲」という。）と芦別市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、芦別市泉地区（以下「泉地区」という。）において災害が発生、又はそのおそれがある場合に、泉地区の住民が甲の指定する施設を避難所として利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（連絡責任者）

第2条 この協定に関する連絡責任者は、甲、乙ともに総務課長とする。

（利用する避難所）

第3条 泉地区の住民が利用する避難所は、島の下会館とする。なお、甲が別な施設への避難を指示した場合は、甲が指定した避難所を利用する。

（避難者への救援等）

第4条 甲は、避難所に避難している住民に対して、すべて同等に救援活動等を行うものとし、乙は甲から当該避難所の開設作業等に従事する職員の派遣が要請された場合、乙は職員を派遣するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、泉地区の住民の避難所における救援活動等に要した経費について、乙に負担を求めることができ、乙は負担するものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難所及び避難状況について、相互に情報を共有するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までを初年度とし、

以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前まで

に甲乙いずれかより協定解除又は変更の申出がないときは、さらに1年延長するもの

とし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を
保有する。

平成26年12月25日

甲 富良野市弥生町1番1号
富良野市
富良野市長 能 登 芳 昭

乙 芦別市北1条東1丁目3番地
芦別市
芦別市長 清 澤 茂 宏

災害時における医療救護活動に関する協定

災害時における医療救護活動の万全を期するため、富良野市(以下「甲」という。)と富良野医師会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、富良野市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の編成)

第2条 甲は、富良野地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場などの救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護計画を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うこれを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(救護班に対する指揮命令)

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に関わる連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 救護班員が携行した医薬品を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定のために必要な事項は別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成元年1月26日

甲 富良野市 富良野市長

乙 富良野医師会長

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科医療救護活動の万全を期するため、富良野市（以下「甲」という。）と社団法人旭川歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、富良野市地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護部隊の派遣）

第2条 甲は、富良野市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護部隊の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護部隊を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害の状況により緊急を要するものと判断し、救護部隊を派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 前項の規定により承認を得た場合は、第1項の規定による要請により派遣されたものとみなす。

5 第2項及び第3項に規定する救護部隊の編成は、乙の会員、歯科技工士、歯科衛生士、その他の職員により構成するものとする。

6 乙は、災害が激甚で救護部隊に危害を及ぼし、又はその恐れがあると判断した場合は、派遣の要請を拒むことができる。

（災害歯科医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 災害歯科医療救護計画は、乙が行う救護部隊の編成及び歯科医療救護活動を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（救護部隊の業務）

第4条 救護部隊は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護部隊の業務は、次のとおりとする。

（1）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

（2）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（3）避難所における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導

（4）検死・検案に際しての法歯学上の協力（ただし、関係する機関からの要請の場合とする。）

（5）前4号に掲げるもののほか、歯科医療救護活動及び救護部隊本部に伴う業務

（救護部隊に対する指揮命令等）

第5条 救護部隊に対する指揮命令は乙の長が行うものとし、歯科医療救護活動に係る連

絡調整等については、甲乙双方が密に行うものとする。

(救護部隊の輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護部隊の輸送について必要な措置を取るものとする。

(医療資器材等の提供)

第7条 甲は、乙が派遣する救護部隊に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(医薬品の補給等)

第8条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、患者負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、医療費を患者負担とすることが困難な事態又は支払不能の事態が生じ、収容医療機関に損害を与えると判断したときは、甲は乙と協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

(医事紛争)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める歯科医療救護活動において医事紛争が生じたときは、誠意をもって協議を行い解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護部隊の編成及び派遣に要する経費
- (2) 救護部隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護部隊員が歯科医療救護活動において負傷、疾病、障害又は死亡の場合の扶助金
- (4) 収容医療機関における施設又は設備の損傷に係る実費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した費用

(細 則)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は別に定めるものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年4月1日

富良野市弥生町1番1号
甲 富良野市
富良野市長 能 登 芳 昭

旭川市金星町1丁目1番52号
乙 一般社団法人 旭川歯科医師会
会 長 三 戸 知 史

災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定

富良野市(以下「甲」という、)と (以下「乙」という。)と
は、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 災害時において甲が災害応急活動の実施を必要とするときは、甲は乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 乙が運営管理する施設、設備及び物品の提供
- (2) 乙が運営管理する施設を甲が避難所として利用する場合の避難者の介護支援等
- (3) 甲が設置する福祉避難所への介護支援員等の派遣及び従事
- (4) 前3号に定めるもののほか、甲からの要請に基づく災害応急活動についての必要な協力

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り業務協力を行うものとする。

(要請の方法等)

第4条 第2条の要請は、原則として様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、災害時に支障をきたさないよう日頃から点検、改善に努めるものとする。

(報告)

第5条 乙は、第3条の規定による業務協力を完了したときは、様式第2号により、実施した業務内容を速やかに提出するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

- 2 経費の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲、乙協議して決めるものとする。

(経費の請求)

第7条 前条に規定する経費は、災害発生後1ヶ月以内に、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市財務規則等に基づき速やかに支払うものとする。

(協 議)

第9条 この協定の実施に関し必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成25年5月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年5月1日

甲 富良野市 富良野市長

乙 市内社会福祉協議会 2 事業者

(様式第1号及び様式第2号 省略)

災害時におけるボランティア活動に関する協定

富良野市(以下「甲」という、)と社会福祉法人富良野市社会福祉協議会(以下「乙」という、)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という、)に、ボランティア活動を円滑に行うための甲と乙の協力体制について必要な事項を定める。

(災害ボランティアセンターの設置)

第2条 甲は、災害時の円滑なボランティア活動の円滑な推進のため、乙と協議し、次の各号のいずれかの場合に災害ボランティアセンター(以下「センター」という、)を設置する。

- (1) 市内で震度6以上の地震が発生したとき
- (2) 前号による被害と同等程度の被害が予想又は発生したとき

(連携及び協力)

第3条 甲と乙は、センターの設置と運営について連携及び協力し、必要な活動を実施する。

(センターの活動)

第4条 センターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること
- (2) 収容避難所の支援及び協力に関すること
- (3) 自宅避難者の生活の支援及び協力に関すること
- (4) その他、応急対策及び復興対策の支援に関すること
- (5) センターの運営及び記録等に関すること

(設置場所)

第5条 センターの設置場所は、富良野市地域福祉センターとする。ただし、被災状況等により他の場所に設置することがある。

(平常時の協力)

第6条 甲と乙は、災害時のセンター機能を効果的に発揮するため、平常時から活動体制を整え、連携協力をするよう努める。

- 2 乙は、甲とともに、平常人から相互に協議及び連携し、ボランティア団体、地域住民、消防署等の関係団体と良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。
- 3 乙は、災害時の応急活動等を円滑に進めるために、地域の防災訓練等に積極的に参加し、関係団体との連携強化に努めるものとする。

(資器材の確保)

第7条 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資器材を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第8条 センターの運営に要する経費は、甲が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲、乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成25年5月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年5月1日

甲 富良野市 富良野市長

乙 社会福祉法人富良野市社会福祉協議会
会長 小玉 将臣

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

富良野市(以下「甲」という、)と (以下「乙」という。)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲が行う被災者及び災害対応の応援者の実施に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 災害時において甲が第1条の業務の実施を必要とするときは、甲は乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1)被災者及び応援職員等の宿泊施設として団体構成員の旅館又はホテルの客室の提供
- (2)前号の提供を行うに当たっての空き室状況の把握及び提供の調整
- (3)被災者及び応援職員等に対する団体構成員の旅館又はホテルの入浴施設の提供

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り業務協力を行うものとする。

(要請の方法等)

第4条 第2条の要請は、原則として様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、災害時に支障をきたさないよう日頃から点検、改善に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、第3条の規定による業務協力を完了したときは、様式第2号により、次に掲げる事項を速やかに提出するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1)避難者及び応援職員等の受入れ数(宿泊数又は入浴施設利用者数)
- (2)第2条第2号の業務に要した経費、労務人数

(経費の負担)

第8条 第2条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

- 2 経費の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲、乙協議して決めるものとする。

(経費の請求)

第7条 前条に規定する経費は、災害発生後1ヶ月以内に、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市財務規則等に基づき速やかに支払うものとする。

(協 議)

第9条 この協定の実施に関し必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成25年5月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年5月1日

甲 富良野市 富良野市長

乙 市内旅館組合 2組合

(様式第1号及び様式第2号 省略)

災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定

富良野市(以下「甲」という。)と一般社団法人ふらの観光協会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲が行う災害応急対策の実施に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 災害時において甲が災害応急対策の実施を必要とするときは、甲は乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1)観光客等への災害広報活動
- (2)観光客等の避難誘導
- (3)その他、観光客等への災害応急対策に必要な事項

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り業務協力を行うものとする。

(要請の方法等)

第4条 第2条の要請は、原則として様式1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、災害時に支障をきたさないよう日頃から点検、改善に努めるものとする。

(報告)

第9条 乙は、第3条の規定による業務協力を完了したときは、様式第2号により、次に掲げる事項を速やかに提出するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1)災害広報の実施方法及び回数
- (2)作業開始・終了時間
- (3)労務人数
- (4)その他の災害応急対策を実施した場合、その業務内容

(経費の負担)

第10条 第2条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲乙協議して決めるものとする。

(経費の請求)

第7条 前条に規定する経費は、災害発生後1ヶ月以内に、甲が指定する職員の確認を得

た後、乙の作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市財務規則に基づき速やかに支払うものとする。

(協 議)

第9条 この協定の実施に関し必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成25年5月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年5月1日

甲 富良野市 富良野市長

乙 一般社団法人ふらの観光協会
会長 松井 敬二

災害時における災害応急復旧業務に関する協定

富良野市(以下「甲」という、)と富良野建設業協会長(以下「乙」という、)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という、)に、その災害応急復旧に関して必要な車両、建設機械、資材、労力等(以下「建設資機材等」という、)の確保について、甲が乙に協力を要請する手続を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が富良野市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において建設資機材等を必要とするときは、甲は乙に対して建設資機材等の協力を要請することができる。

(要請の方法等)

第4条 前条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(業務の実施報告)

第5条 乙は、業務が完了したときは、建設機械の種類、作業開始・終了時間、資材及び労務人数等を速やかに書面により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により乙が建設資機材等の協力に要した経費については、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 前条に規定する経費は、乙の建設資機材等活動実績に基づき作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市の規定に基づき速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の提供)

第10条 乙は、災害応急復旧業務活動中に覚知した被害状況等の情報を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成9年3月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年2月10日

甲 富良野市 富良野市長

乙 富良野建設業協会長
道北電気工事業協同組合富良野支部長
富良野管工事業協同組合長
社団法人 北海道建築士会富良野支部長

災害等の発生時における富良野市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

富良野市（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、富良野市の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する富良野市災害対策本部会議、富良野市国民保護対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年6月17日

甲 富良野弥生町1番1号
富良野市
富良野市長 能登 芳昭

乙 旭川市永山3条18丁目1-11
北海道エルピーガス災害対策協議会
現地本部長 八田 光永

災害時における富良野管工事業協会との応急対策復旧業務に関する協定

富良野市(以下「甲」という、)と富良野管工事業協会(以下「乙」という、)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という、)に、その災害応急復旧に関して必要な車両、建設機械、資材、労力等(以下「建設資機材等」という、)の確保について、甲が乙に協力を要請する手続を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が富良野市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において建設資機材等を必要とするときは、甲は乙に対して建設資機材等の協力を要請することができる。

(要請の方法等)

第4条 前条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(業務の実施報告)

第5条 乙は、業務が完了したときは、建設機械の種類、作業開始・終了時間、資材及び労務人数等を速やかに書面により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により乙が建設資機材等の協力に要した経費については、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 前条に規定する経費は、乙の建設資機材等活動実績に基づき作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市の規定に基づき速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の提供)

第10条 乙は、災害応急復旧業務活動中に覚知した被害状況等の情報を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成22年11月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年11月1日

甲 富良野市 富良野市長

乙 富良野市本町6番3号
富良野管工事業協会
会長 石 上 敏 巳

災害時における応急対策業務に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と道北電気工事協同組合富良野支部（以下「乙」という。）は、富良野市内で災害が発生すると予測され、又は発生した場合（以下「災害時」という。）において、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、甲の応急対策業務に関する乙の協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における甲が所有する公共建築物の機能の確保及び回復のほか、甲が必要と認める災害応急対策活動について、甲と乙が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときは、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- （1）被災する恐れがある又は被災した甲が所有する施設の設備等の応急措置及び復旧に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた業務に関すること。

（要請）

第3条 前条の協定による要請は、次の各号に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後に災害応急対策業務協力要請書を提出するものとする。

- （1）出動場所
- （2）災害の状況
- （3）応急対策業務の内容
- （4）その他必要な事項

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けた場合は、やむを得ない事情がない限り、他の業務に優先して当該要請に応じるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請した応急対策業務を実施したときは、次に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- （1）従事期間
- （2）従事者数
- （3）使用資機材の種類及び数量
- （4）その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が甲の要請による応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として甲乙協議の上で決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲乙は、定期的にこの協定に係る各種情報を交換し、災害時に円滑な運用が出来るよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成23年12月1日から平成24年11月30日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年12月1日

甲 富良野市 富良野市長

乙 富良野市若葉町6番15号
道北電気工事協同組合 富良野支部
支部長 一戸 雄司

(別記様式第1号及び別記様式第2号 省略)

災害時における応急対策業務に関する協定

旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町及び幌加内町の上川総合振興局管内市町村（以下「甲」という。）と上川地方建設業協会連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、災害応急対策の業務等（以下「業務等」という。）に関して、乙に協力を求めるに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務等は、次のものとする。

- (1) 緊急人命救助に伴う障害物の除去のための業務
- (2) 道路施設の損壊等に伴う道路交通確保のための業務
- (3) 河川施設の損壊等に伴う治水安全確保のための業務
- (4) 緊急パトロール業務
- (5) その他甲が必要と認める緊急応急業務

2 乙の所属会員等は、前項に規定する業務に従事するに当たり、必要がある場合については、警察官、消防職員等と連携し、従事者の安全を確保した上でこれを行うものとする。

（要請）

第3条 甲のうち、業務等のため、乙の所属会員等が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の協力が必要と認める市町村（以下「要請市町村」という。）は、乙に対し、別紙様式1の要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務の内容
- (2) 協力を要請する建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 協力を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要事項

2 乙は、通信の不能等により第1項の規定による要請が行われない場合において、前条に規定する業務等への協力が必要であると認められる災害の発生を認めたときには、前項の要請を待たずに必要な体制を整えるものとする。

3 本条は、要請市町村が直接企業等へ要請することを妨げるものではない。

（会員等への通知）

第4条 乙は、要請市町村から前条の要請があったときは、直ちに乙の所属会員に対しその旨を通知するものとする。

2 乙は、前条の要請に基づき協力派遣する会員（以下「派遣会員」という。）を決定したときは、速やかに要請市町村に連絡するものとする。

3 乙は、派遣会員が要請市町村の区域に存しない会員である場合は、派遣会員が存する甲の市町村にその旨を通知するものとする。

4 前条第3項において、要請市町村の区域に存しない企業等へ直接要請した要請市町村は、その企業が存する甲の市町村にその旨を通知するものとする。

（活動の報告）

第5条 派遣会員は、第2条に規定する業務が完了したときは、速やかに別紙様式2号により要請市町村に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の要請に基づく派遣会員の活動に要する費用は、要請市町村が負担する。

2 費用の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費を基準として、要請市町村及び派遣会員が協議して定めるものとする。

(契約の締結)

第7条 要請市町村は、乙から第4条第2項に規定する通知を受けたときは、要請市町村の規程に基づき、必要な契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第8条 第2条の業務等により第三者に及ぼした損害の負担は、要請市町村及び派遣会員が協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務等に従事した者が、本業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務等従事者の使用者の責任において行うものとする。

(他の協定等との関係)

第10条 甲と乙又は乙の所属会員がすでに締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 甲又は乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(情報の共有)

第12条 甲又は乙は、この協定の適正な運用を確保するため、平素から資機材の保有状況など必要な情報の共有に努めるものとする。

(災害情報の提供)

第13条 乙及び乙の所属会員等は、諸活動中に把握した災害の情報を、積極的にその災害の情報に係る甲の市町村に提供するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第14条 要請市町村は、第3条の要請に当たり、乙に対し、必要に応じて連絡調整員の派遣を求めることができる。

2 乙は、前項の求めを受けたときは、可能な限り要請市町村へ連絡調整員を派遣するものとする。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、この協定を円滑に実施するために、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第17条 この協定の有効期限は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までにいずれからも申し出がないときは、更に1年間覚書を自動的に更新し、以後についても同様とする

この覚書を証するため本書24通を作成し、甲の市町村長及び乙の代表者が記名押印の上、各自1通を保有し、乙の代表者は、乙の会員に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年10月30日

甲	旭川市	旭川市長	西川将人
	士別市	士別市長	牧野勇司
	名寄市	名寄市長	加藤剛士

富良野市	富良野市長	能	登	芳	昭
鷹栖町	鷹栖町長	谷	寿	男	
東神楽町	東神楽町長	山	本	進	
当麻町	当麻町長	菊	川	健	一
比布町	比布町長	伊	藤	喜代志	
愛別町	愛別町長	前	佛	秀	幸
上川町	上川町長	佐	藤	芳	治
東川町	東川町長	松	岡	市	郎
美瑛町	美瑛町長	浜	田	哲	
上富良野町	上富良野町長		向	山	富 夫
中富良野町	中富良野町長		木	佐	剛 三
南富良野町	南富良野町長		池	部	彰
占冠村	占冠村長	中	村	博	
和寒町	和寒町長	奥	山	盛	
剣淵町	剣淵町長	早	坂	純	夫
下川町	下川町長	谷		一	之
美深町	美深町長	山	口	信	夫
音威子府村	音威子府村長			佐	近 勝
中川町	中川町長	川	口	精	雄
幌加内町	幌加内町長	細	川	雅	弘

乙 上川地方建設業協会連絡協議会
会 長

川 島 崇 則

(別記様式第1号及び別記様式第2号 省略)

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

富良野市(以下「甲」という、)と (以下「乙」という。)とは、
次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙とが相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、応急生活物資の供給等に関する事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有又は製造する商品の供給及び運搬
- (2) 甲が必要とする応急生活物資の仕入れ及び運搬

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧等の業務に支障をきたさない範囲で、保有物品の供給に対する協力について積極的に努めるものとする。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達または製造可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要等により物資の供給ができない場合、乙にて物資の調達の可否・日時・戸数を決定することができる。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(要請の方法等)

第6条 第2条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、災害時に支障をきたさないよう日頃から点検、改善に努めるものとする。

(物資の運搬)

第7条 物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

(経費の負担)

第8条 第4条及び前条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬の経

費等については、甲が負担する。

(経費の請求)

第9条 前条に規定する経費は、乙が商品の供給及び運搬を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市の規定に基づき速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第11条 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協 議)

第12条 この協定の実施に関し必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成25年3月15日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月15日

甲 富良野市 富良野市長

乙 市内応急生活物資供給業者 7業者

災害時における非常通信業務に関する協定

富良野市(以下「甲」という、)と富良野市無線赤十字奉仕団(以下「乙」という、)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という、)に、その災害情報の収集に関して、甲が乙に協力を要請する手続等を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が富良野市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において、情報の収集等を必要とするときは、甲は乙に対して協力を要請することができる。

(要請の方法等)

第4条 前条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条の規定により乙の協力に要した経費については、甲が負担する。

(経費の請求)

第6条 前条に規定する経費は、乙の情報収集等活動実績に基づき作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市の規定に基づき速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の提供)

第9条 乙は、災害に関して覚知した被害状況等の情報を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項につ

いては、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、平成 8 年 10 月 1 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 8 年 9 月 24 日

甲 富良野市 富良野市長

乙 富良野市無線赤十字奉仕団

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と富良野地方石油業協同組合（以下「乙」という。）は、富良野市域内に地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者並びに避難者の救援活動を円滑に行うため、石油類燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲は、乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への燃料等の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への燃料等の優先提供
- (3) 乙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する燃料を除く。）の供給及び要員の動員等

2 前項の要請は、「災害応急対策業務協力要請書」（別記様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り、可能な範囲内において支援を実施するものとする。

ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

（報告手続）

第3条 乙等は、（第1条第1項第1号から第3号までの）協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「災害応急対策業務報告書」（別記様式第2号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、災害発生時直前ににおける通常の価格を基準として、甲と乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙等は、その燃料等の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第1条の規定による業務に従事する乙等並びにその役員及び従業員について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害賠償に関する条例」(昭和38年北海道条例56号)に準じ補償をする。

ただし、他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

(協力体制の構築)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 甲は、災害時に、乙等が燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

平成25年3月15日

甲 富良野市長

乙 富良野地方石油業協同組合
理事長

(別記様式第1号及び別記様式第2号 省略)

災害時における輸送等の協力に関する協定

富良野市(以下「甲」という、)と (以下「乙」という。)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、避難者、傷病者、応急作業員及び食糧、生活雑貨品、医薬品並びに防災資機材等の物資(以下「物資等」という。)の輸送について、甲が乙に協力を要請する手続等を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が富良野市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において物資等の輸送車両を必要とするときは、甲は乙に対して輸送の協力を要請することができる。

(要請の方法等)

第4条 前条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、災害時に支障をきたさないよう日頃から点検、改善に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 前条の規定により乙が輸送の協力を要した経費については、甲が負担する。

(経費の請求)

第6条 前条に規定する経費は、乙の輸送実績に基づき作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市の規定に基づき速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の提供)

第9条 乙は、輸送活動中に覚知した被害状況等の情報を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、輸送時間等の詳細及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成8年10月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成8年9月27日

甲 富良野市 富良野市長

乙 ふらのバス株式会社
社団法人旭川地区トラック協会富良野部会
富良野沿線ハイヤー協会
以上会社・団体の各代表者

災害時における炊き出し業務及び救護活動に関する協定

富良野市(以下「甲」という、)と富良野市赤十字奉仕団(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、炊き出し業務及び救護活動に関して、甲が乙に協力を要請する手続等を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が富良野市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において、炊き出し及び救護活動を必要とするときは、甲は乙に対して協力を要請することができる。

(要請の方法等)

第4条 前条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条の規定により乙の協力に要した経費については、甲が負担する。

(経費の請求)

第6条 前条に規定する経費は、乙の協力活動実績に基づき作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市の規定に基づき速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の提供)

第9条 乙は、災害に関して覚知した被害状況等の情報を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項につ

いては、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、平成 8 年 10 月 2 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 8 年 10 月 2 日

甲 富良野市 富良野市長

乙 富良野市赤十字奉仕団長

災害時における放送の協力に関する協定

災害時における放送の協力に関し、富良野市（以下「甲」という。）と株式会社 ラジオふらの（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内又は市内に影響があると考えられる災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害等の情報について緊急放送を行うことにより、災害等の被害の軽減を図り、市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害等」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、豪雪、大規模火災、武力攻撃事態その他の非常事態をいう。
- (2) 「緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、乙が自己の運営する放送局において、自己の所有する放送設備を使用して、他の放送に優先して災害等の情報を放送することをいう。
- (3) 「緊急割込放送」とは、甲の災害緊急放送システムと、乙の放送設備とを連動させ、甲が必要と認める情報を、乙の放送に自動的に割り込む臨時放送等をいう。

（緊急放送の実施）

第3条 甲は、緊急放送が必要と判断したときは、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 乙の通常勤務時間内での運用
 - ア 甲は、放送協力要請書（別紙様式）をもって緊急放送を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請することができる。
 - イ 乙は、甲からの緊急放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他のやむを得ない理由のない限り、緊急放送を行うものとする。
- (2) 前号に掲げる時間以外での運用
 - ア 甲は、緊急割込放送を行うときは、事前に乙に通知するものとする。ただし、やむを得ず連絡がつかない場合は、その実施日時及び内容を文書により乙に事後報告するものとする。
- (3) 全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）による緊急放送での運用
 - ア J-ALERT による緊急放送は、自動起動による緊急割込放送とするものとする。ただし、その実施日時及び内容を文書により乙に事後報告するものとする。
 - イ 緊急割込放送する内容は、甲が設定する J-ALERT 動作設定ルールに基づくものとする。

（費用の負担）

第4条 緊急放送に要した費用及び緊急割込放送に係る装置、保守点検、その他の経費等については、別途協議するものとする。

- 2 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼人との間の交渉により、その解決を図るものとする。

(連絡責任者)

第5条 放送の協力要請及び放送実施の連絡調整を円滑に行うため、甲、乙双方においてそれぞれ連絡責任者を定める。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、甲、乙いずれからも申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、なお期間を延長する。以後の場合も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年7月1日

甲 富良野市弥生町1番1号
富良野市 富良野市長 能 登 芳 昭

乙 富良野市本町7番10号
株式会社ラジオふらの代表取締役
丸 山 一 敏

災害発生時における富良野市と 富良野市内郵便局の協力に関する協定

北海道富良野市(以下「甲」という。)と富良野市内郵便局(以下「乙」という。)は、富良野市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおりに協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、富良野市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び(同意の上で作成した)避難者リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路などの損傷状況の地方公共団体等への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)(別添)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたいときは、その緊急性に鑑み、業務支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に格段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりにする。

甲 富良野市 総務課長

乙 富良野郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約に申し出がないときには、有効期間最終日から起算してさらに1年間効力を有するものとし、以後も同様する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月29日

甲 住所 富良野市弥生町1番1号
代表 富良野市長 北 猛 俊

乙 住所 富良野市若松町4番1号
富良野市内郵便局
代表 日本郵便株式会社 北海道支社長 長野 善仁

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びにセブン・イレブン店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達

が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）富良野市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）富良野市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あつせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

但し、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、セブン・イレブン店舗への商品供給を優先す

る必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するも

のとする。

- （1）食料品
- （2）飲料
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会する

ことができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口

頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則と

して乙が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

- 2 物資の代金は、災害発生時の直前における店頭販売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。

- 3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、掛かる費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第7条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、
乙は提供を受けた情報等をセブン・イレブン店舗を通じて来店者等に対し、情報提供するよう努めるものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第8条 甲は、住民の生活安定を確保するため、乙に対してセブン・イレブン店舗の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙2)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両、及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するため
の車両を緊急通行車両として通行できるように、可能な限りの支援をするものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。但し、この協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、1ヶ月前までに相手方に書面により申し入れることにより、この協定を終了することができる。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年2月17日

甲 北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市長 能登芳昭

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 古屋一樹

自治体と上富良野駐屯地との連絡体制の強化に係る協定書

富良野市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊上富良野駐屯地（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。）発生時等における甲及び乙の情報共有要領に関し、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の連絡体制を強化し、情報共有の促進を図るとともに、情報の収集及び共有要領を定め、富良野市内における迅速かつ円滑な人命救助活動に資することを目的とする。

（平素からの連絡体制の充実）

第2条 甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、連絡体制について次のように定めるほか、複数の情報伝達手段の確保に努め、連絡体制の充実を図るものとする。

（1） 甲

連絡先名称	昼夜	電話番号	F A X 番号	衛星電話番号
富良野市役所総務課	昼	0167-39-2300	0167-23-2120	
	夜	0167-39-2300		
インターネットメールアドレス		sohmu-ka@city.furano.hokkaido.jp		

注 この表において、「昼」とは8時45分から17時15分まで、「夜」とは17時15分から翌日8時45分までをいう。

（2） 乙

連絡先名称	昼夜	電話番号	F A X 番号	衛星電話番号
第104特科大隊 （第3係）	昼夜	0167-45-3101 （内線）2263	0167-45-3101 （内線）2623	080-1880-3634 （初動部隊）
上富良野駐屯地 当直司令	夜	0167-45-3101 （内線）2301	0167-45-3101 （内線）2621	080-8752-2963 （4群2科）
インターネットメールアドレス		1ab4fagp-na@inet.gsdf.mod.go.jp		

注 この表において、「昼」とは8時から17時まで、「夜」とは17時から翌日8時までをいう。

（情報の収集・伝達）

第3条 甲及び乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あらゆる手段を用いて情報の収集に努めるものとする。

2 甲及び乙は、警戒・非常配備体制（非常勤務態勢）をとった場合及び災害情報を入手した場合は、速やかに相互連絡するものとする。

- 3 乙は、必要に応じ甲に連絡幹部等を派遣し、情報の収集・伝達体制を強化するとともに、甲は乙が設置する連絡調整所を災害対策本部等内に設置できるよう配慮するものとする。
- 4 甲及び乙は、情報資料の収集に際し、甲及び乙が協議して定める様式を用いて、迅速・確実な情報資料の伝達を図るものとする。

(情報の分析・共有化)

第4条 甲は、収集した情報資料を各関係機関と協力して分析・処理するとともに、各関係機関との共有化を図るものとする。この際、乙は甲が行う災害情報等の分析に関して、積極的に協力するものとする。

(普及・教育)

第5条 甲及び乙は、情報の共有要領についてそれぞれの職員(隊員)に対し教育を実施して、周知徹底を図るものとする。

(訓練の実施)

第6条 甲及び乙は、本協定に定める内容を自ら実施する訓練に努めて反映させるとともに、訓練の実施に当たり相互協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、訓練成果に基づき、本協定を改善して実効性を高めるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定書に定めない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成29年5月22日

甲 富良野市
富良野市長

乙 陸上自衛隊上富良野駐屯地
司令

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と市町村（乙1から乙150まで）（以下、乙1から乙150までを総称して「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲及び乙は、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）

（2）その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙目らが柄の事務局へ要請することが出来る。

（復旧支援の実施）

第3条 丙は、第2条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

2 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調運するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

（費用）

第4条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

（報告）

第5条 丙は、甲及び乙の要請により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、署面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第6条 甲及び乙は、下水道管路施設の講査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）

第7条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

（情報の保護）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（広域被災）

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、丙は、当該下水道対策本部に関わる支援活動も併せて行う。

（事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局は、北海道建設部まちづくり局都市環境課とする。

（2）丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会北海道支部とする。

（3）その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

（4）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（合同訓練）

第11条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

3 第1項の合同訓練を実施する場合も、第7条第1項及び第2項を準用する。

（協定の有効期間）

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は甲及び丙に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。

平成30年 3月23日

甲 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道知事 高橋 はるみ

印

乙1 ●●市●●町●●番●●号
●●市町村長 ●● ●●

乙150 ●●市●●町●●番●●号
●●市町村水道管理者 ●● ●●

丙 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号
一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会
北海道支部長 佐藤 謙二

印

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

北海道（以下「甲」という。）及び市町村（乙 1 から乙 150 まで）（以下、乙 1 から乙 150 までを総称して「乙」という。）と一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会北海道支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（技術支援協力の範囲）

第 3 条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成など甲又は乙が要請する業務とする。

（技術支援協力の要請）

第 4 条 甲及び乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第 10 条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第 10 条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

2 丙は、甲又は乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）及び支援協力者のうち事務局となる会員（以下「事務局員」という。）を書面により甲又は乙に通知する。

3 甲及び乙は、丙から通知を受けた後、事務局員と技術支援に関する協議を行い、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）に対し、甲及び乙は書面により技術支援協力を要請する。

（費用）

第 5 条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議するものとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

（業務の実施）

第 6 条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 甲又は乙と丙及び業務実施者の三者による協議により、業務実施者を変更することができる。

3 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙にて協議の上で決定する。

（報告）

第 7 条 業務実施者は、技術支援協力が終了したときは、速やかに甲又は乙に書面をもって報告する。

（広域の被災）

第8条 丙及び業務実施者は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動も併せて行う。

（労災及び損害補償など）

第9条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定めるものとする。

3 業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲又は乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。

4 前項の講求は甲又は乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び業務実施者が協議して定めるものとする。

（事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の技術支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局は、北海道建設部まちづくり局都市環境課とする。

（2）丙の事務局は、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会北海道支部とする。

（3）その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

（4）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（情報の保護）

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

第12条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達言川練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（協定の期間）

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（補足）

第14条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は甲及び丙に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。

平成30年 3月23日

甲 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道知事 高橋 はるみ 印

乙 1 ●●市●●町●●番●●号
●●市町村長 ●● ●●

乙 150 ●●市●●町●●番●●号
●●市町村水道管理者 ●● ●●

丙 公益社団法人日本水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司 印

富良野市と公益社団法人隊友会旭川地方隊友会富良野支部とによる
災害時等における防災支援に関する協定書（案）

富良野市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会、旭川地方隊友会 富良野支部（以下「乙」という。）は、大規模災害等から、地域住民の生命、身体及び財産を守るために行う協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、市内において風水害、地震、雪害、噴火その他大規模災害等発生のため、協定の必要性が生じ、又は発生の恐れがある場合（以下「災害」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害等において災害対策本部（以下「本部」という。）を設置した場合、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請する事ができる。

- （1）災害、安否及び生活情報の収集・伝達の補助
- （2）給水及び炊き出し、その他の救援活動の補助
- （3）避難所の開設及び運営の補助
- （4）がれきの撤去及び清掃、又は防疫の補助
- （5）物資・資材等の輸送及び配分の補助
- （6）その他、甲が必要と認める業務の補助

（協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲で協力するものとする。

3 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

(安全の確保)

第4条 甲は、要請を受けて協力を要請する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 甲が、協力要請を行う場合は、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

(会員の移動手段)

第5条 甲の要請により、乙の会員が協力実施地域に移動する手段は、原則として乙が行うものとする。この際甲は、乙の移動が円滑なものとなるよう必要な処置を講ずるものとする。ただし、乙による移動手段の手配が困難な場合は、甲が行うものとする。

(会員の受入)

第6条 甲は、乙の会員が指定した場所に到着後、乙の会員を直ちに受入れるとともに、乙の会員に必要な指示を行うものとする。

2 甲は、乙の会員を受入れたときは、乙に対して速やかに受入れ完了を通知するものとする。

(協力の為の準備)

第7条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について、平常より相互に通知しておくものとする。

2 乙は、甲からの協力の要請に迅速・的確に応じるため、年度当初に会員数を把握するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が協力を行う際に生じる諸経費は、乙の負担とする。

(災害補償等)

第9条 甲は、要請により協力した乙の会員が、その者の貴に帰すことができない理由により死亡、その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害賠償に関する条例」(昭和38年北海道条例56号)に準じ補償をする。

ただし、他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免

れる。

(平時の活動)

第10条 甲及び乙は、協力が円滑に行われるように、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど、防災意識を高揚し、災害時に備える。又、甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 富 良 野 市

市 長 能 登 芳 昭 印

乙 公益社団法人隊友会 旭川地方隊友会 富良野支部

支 部 長 小 玉 憲 仁 印

災害に係る情報発信等に関する協定

富良野市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、富良野市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、富良野市が富良野市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ富良野市の行政機能の低下を軽減させるため、富良野市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、富良野市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、富良野市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、富良野市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 富良野市が、富良野市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 富良野市が、富良野市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 富良野市が、災害発生時の富良野市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 富良野市が、富良野市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 富良野市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、富良野市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく富良野市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、富良野市から提供を受ける情報について、富良野市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、富良野市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、富良野市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、富良野市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年1月17日

富良野市：北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市長 北 猛 俊

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と株式会社共成レンテム富良野営業所（以下「乙」という。）とは、災害時等におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、富良野市内において災害対策基本法第2条第1号で定義された災害及び、大規模な事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）に甲と乙が相互に協力して災害時等における住民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 災害時等において機材を必要とするときは、甲は、乙に対して保有機材についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

3 前項の規定する連絡を行うため双方の担当者及び連絡先について書面を持って周知するものとする。

（機材の品目）

第4条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、投光機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウスのほか、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

2 前項の規定の品目について、品目調達可能台数を必要に応じ、甲に提供するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第6条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第7条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のう

え決定する。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、機材及び運搬に要する費用を整理し、書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(協定に定めのない事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議をして決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2019年4月1日

甲 富良野市長 北 猛 俊

乙 株式会社共成レンテム富良野営業所
所 長 川 田 純 久

包括連携協定書

富良野市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、双方協議の上、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、自らの事業活動の範囲内で、連携して取り組むよう努めるものとする。

（1）災害対策に関すること

- ・災害時の支援物資の輸送協力や倉庫、運搬機材の提供
- ・帰宅困難者への支援
- ・行政機関への情報提供の協力

（2）物流・人流の活性化に関すること

- ・交通事業者との連携による「客貨混載」の推進
- ・ふらのエリア内における輸送効率化の推進

（3）観光支援や地場産品の販路拡大に関すること

- ・観光客の利便性向上に向けた手ぶら観光の推進
- ・国内外に向けた地場産品の販路拡大推進
- ・「ふらのオリジナルBOX」等によるふらのの魅力発信

（4）環境維持・保全に関すること

- ・「クロネコ環境教室」の開催などによる環境教育の推進

（5）地域の福祉に関すること

- ・生活困窮者の自立に向けた就労支援
- ・障がい者の自立に向けた就労支援

（6）安全・安心な地域づくりに関すること

- ・高齢者、障がい者、子どもその他住民等の何らかの異変に気付いた場合の情報提供
- ・道路損傷等の情報提供
- ・公共用地における不法投棄が疑われる廃棄物等の情報提供

（7）その他富良野の活性化に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組の内容及び実施方法については、甲乙協議の上、連携事項ごとに、別途、取り決めるものとする。

（費用の負担）

第3条 本協定に基づき、甲の依頼により乙が行った前条第1項第1号に係る業務の諸費用（以下「費用」という。）については、原則として甲が負担するものとし、業務を実施した時点において所管行政庁に届けている運賃及び料金等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。なお、連携事項ごとに別途、費用に関して取り決めた場合はこの限りでない。

(費用の支払)

第4条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求を受けたときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(確認事項)

第5条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定を締結し2019年4月23日から2020年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも意思表示がないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間同一条件で更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中といえども、本協定の履行を困難とする事由等が発生したときは、3月前までに書面をもって、相手方に通知することで、本協定の解約を行うことができる。

(本協定書の変更)

第7条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年4月23日

甲：北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市
富良野市長 北 猛 俊

乙：北海道旭川市永山北1条9丁目20番1号
ヤマト運輸株式会社 道北主管支店
支店長 佐 藤 賢 吾

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と合同容器株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙はできる限り暖段はこベッドの組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙は、納品した暖段はこベッドの使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り暖段はこベッドの回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙に対し、第4条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第7条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（情報の共有等）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は締結の日から令和2年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和元年8月30日

(甲) 富良野市弥生町1番1号

富良野市長 北 猛 俊

(乙) 恵庭市北柏木町3丁目39番

合同容器株式会社

代表取締役社長 日 野 威

災害時における医薬品及び応急生活物資の確保に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と株式会社ツルハ（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において医薬品及び応急生活物資（以下「物資」という。）の確保等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害等に富良野市地域防災計画に基づき富良野市が実施する救護医療及び生活物資供給活動として、乙の積極的な協力を得ることにより、早期に物資を確保し住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請の時期）

第2条 この協定における災害等の協力要請は、原則として甲が災害対策本部を設置後、乙に対して要請を行った時期とする。

（協力要請）

第3条 災害等において甲が物資を必要とするときは、乙に対して保有商品等の供給についての協力を要請することができる。ただし、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障をきたさない範囲とする。

2 前項の要請は、甲が行うものとする。ただし、災害等の状況により緊急を要する場合は、富良野市災害対策本部長（市長）の指定する者においても、乙に要請することができるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する災害等の物資は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が保有する物資とする。

- (1) 医薬品
- (2) 食料品
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取り扱う物資のうち、供給可能な甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲は、災害等において物資の確保を図る必要が生じた場合は、「協力要請書」（別記様式）により要請を行うものとする。ただし、災害等の状況により緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議のうえ決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認のうえ、引き渡すものとする

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資、運搬等の費用については、甲が負担する。

（費用の支払）

第8条 甲は、乙から費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する費用は、災害等発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては富良野市役所 総務課長とし、乙においては、株式会社ツルハ富良野地区スーパーバイザーとする。

2 甲と乙は、連絡体制・連絡方法・連絡手段等について支障をきたさないように日頃から点検や改善に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日1月前までに、甲乙のいずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは更に1年間延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年10月18日

甲 富良野市弥生町1番1号
富良野市長 北 猛 俊

乙 札幌市東区北24条東20丁目1-21
株式会社ツルハ
代表取締役社長 鶴 羽 順

災害時等における給電車等の貸出に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と旭川トヨタ自動車株式会社、旭川トヨペット株式会社、トヨタカローラ道北株式会社、ネッツトヨタ旭川株式会社、株式会社トヨタレンタリース旭川（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、電力供給が可能な車両等（以下「給電車等」という。）の貸出しに関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の協力を得て、甲が指定する避難所等において、給電車等を非常用電源車として活用し、避難所運営の安定を図ることを目的とする。

（避難所等）

第2条 この協定における避難所等は、公共施設、その他甲の指定した場所とする。

（給電車等の貸与要請）

第3条 災害時等において甲が給電車等を必要とするときは、乙に対して書面（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日書面を提出するものとする。

2 前項の要請は、甲が行うものとする。

（給電車等の貸与及び費用負担）

第4条 乙は、前条の要請があった場合、可能な限り給電車等を貸与することに努めるものとする。

2 給電車等の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

3 貸与に係る経費については、無償とする。ただし、貸与中に使用した燃料等の費用については、原則として甲が負担する。

（管理）

第5条 甲が、乙より貸与された給電車等の取扱いは、甲乙の協議により取決め、甲が管理する。

（故障等の対応）

第6条 甲が給電車等を貸与されている間に、貸与された給電車等に故障があった場合、甲に明らかに過失がある場合を除いて、甲は責任を負わないものとする。

2 第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、保証責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙が協議の上、その賠償に当たるものとする

（車両保険の取扱い）

第7条 乙は給電車等の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

（返却）

第8条 給電車等の返却時期については、避難所等の閉鎖等を勘案し、甲乙が協議して決めることとする。

（技術的支援）

第9条 甲は乙に対して給電車等の操作等にかかる助言及び支援を求めることができる。

(災害補償)

第10条 給電車等の貸与に従事したものの災害補償については、乙の責任において労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用等、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(訓練)

第12条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、甲の要請に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日1月前までに、甲乙のいずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは更に1年間延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年7月30日

甲 富良野市
富良野市長 北 猛俊

乙 旭川市4条通2丁目
旭川トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 西川 弘二

旭川市神居8条1丁目1番27号
旭川トヨペット株式会社
代表取締役社長 遠藤 穰

旭川市大雪通7丁目506番地
トヨタカローラ道北株式会社
代表取締役社長 千葉 孝三

旭川市忠和8条6丁目1番5号
ネットヨタ旭川株式会社
代表取締役社長 竹川 秀幸

旭川市東鷹栖4線10号
株式会社トヨタレンタリース旭川
代表取締役社長 浅田 勝広

災害時等におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と株式会社ふらの衛生社、富良野浄化工業株式会社及び株式会社西塚清掃社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害発生及び施設事故時（以下「災害時等」という。）におけるし尿、浄化槽汚泥等（以下「し尿等」という。）の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害等に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 災害時等において、し尿等の収集運搬を必要とするときは、甲は、乙に対して協力を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 前条の要請は、文書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって連絡し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協定業務の実施）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を可能な範囲で調達し、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）し尿等への異物混入防止に努めること。
- （3）甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（報告の実施）

第5条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、し尿等の収集、運搬、処理等報告書（別記第2号様式）により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- （1）協定業務に要した車両台数及び収集日時
- （2）協定業務におけるし尿等の収集量
- （3）協定業務のうち自然災害における避難所等ごとの収集件数
- （4）協定業務に従事した期間
- （5）その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく処理等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 経費の額については、甲と乙で協議のうえ決定するものとする。

（損害補償）

第7条 乙が、第2条に基づき実施した、し尿等の収集運搬により生じた損害補償については、甲と乙で協議するものとする。

(相互の連絡)

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和2年8月20日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月20日

富良野市弥生町1番1号

甲

富良野市長 北 猛 俊

乙

富良野市字山部東17線13番地

株式会社 ふらの衛生社

代表取締役 高橋 穰二

富良野市緑町10番40号

富良野淨化工業株式会社

代表取締役 福岡 榮一

空知郡上富良野町北町1丁目4番10

株式会社 西塚清掃社

代表取締役 西塚 邦夫

災害時における廃棄物処理等に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と富良野地区清掃事業協同組合、アートクリーン有限会社、富桑工業株式会社及び北清ふらの株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における災害廃棄物の円滑な処理を遂行するため、甲と乙における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害発生直後の一時的に大量に発生する、がれき類（災害により損壊した建物等の解体撤去等に伴ってコンクリート塊、木くず、金属くず、廃プラスチック等）、生活ごみ、避難所ごみ及び片付けごみ（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合、乙に対して次に掲げる協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）仮置場の管理
- （5）仮置場での災害廃棄物の分別、中間処理
- （6）甲が指定する避難所等の廃棄物の収集運搬
- （7）前各号に伴う必要な事業

（要請の手続）

第4条 第2条の要請は、原則として文書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって連絡し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、甲の要請内容に応じ、可能な限り災害廃棄物の処理を実施するものとする。

2 乙は、前項の業務にあたり、次に掲げる事項に留意することとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第6条 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、乙に市内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、第5条第1項に基づき災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書（別記第2号様式）により、甲に対して速やかに報告するものとする。

(1) 災害廃棄物の処理を実施した場所、処理期間及び車両、資機材等の使用期間

(2) 災害廃棄物の処理に従事した要員及び車両、資機材等の数量

(3) 災害廃棄物の処理内容

(4) その他必要な事項

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく処理等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 経費の額については、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第9条 乙が、第3条に基づき実施した災害廃棄物の処理により生じた損害補償については、甲と乙で協議するものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、令和 2年 9月10日からその効力を有する者とし、甲又は乙が文

書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2年 9月10日

富良野市弥生町1番1号

甲

富良野市長 北 猛 俊

乙 富良野市上五区

富良野地区清掃事業協同組合

代表理事 高橋 穰二

富良野市上五区

アートクリーン有限公司

代表取締役 佐藤 邦彦

富良野市春日町8番1号

富桑工業株式会社

代表取締役社長 福井 敏満

富良野市字学田三区

北清ふらの株式会社

代表取締役 上田 篤行

避難行動要支援者支援に関わる個人情報の管理に関する協定

富良野市（以下「甲」という。）と富良野市民生委員児童委員協議会（以下「乙」という。）とは、甲が保有する避難行動要支援者名簿の情報（以下「名簿情報」という。）を乙に提供するにあたり、富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画に基づき協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、互いに協力して避難行動要支援者に対して支援活動を行うとともに、支援のために作成された名簿情報については、避難行動要支援者に関する支援活動のために使用するものとともに、管理を適切に行うものとする。

（名簿等の管理）

第2条 甲が保有し、乙に提供する情報とは、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由とする。

2 乙は、提供を受けた名簿情報を第1条以外の目的に使用してはならない。また、それを第三者に提供してはならない。

3 乙は、紛失、盗難等の事故を防ぐため、適切に管理しなければならない。

4 乙は、第1条の目的に利用する場合を除き、提供を受けた名簿情報が収録された紙または磁気媒体を複写および複製してはならない。

（守秘義務）

第3条 乙は、当該情報提供により知り得た事項を他へ漏らしてはならない。要支援者の支援の役割を離れた後も同様とする。

（利用状況および管理状況の報告・検査）

第4条 甲は、乙の名簿情報の利用および管理状況について、必要に応じ報告を求めることができるものとし、乙は書面により速やかに応じるものとする。

（事故報告等）

第5条 乙は、名簿等の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（疑義が生じた場合の解決方法）

第6条 本協定について、甲乙間に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年11月18日

甲 富良野市長 北 猛 俊

乙 富良野市民生委員児童委員協議会
会 長 松 田 尚 美

し尿等処理に係る相互支援協定書

南宗谷衛生施設組合、西天北五町衛生施設組合、大雪浄化組合、富良野広域連合、名寄地区衛生施設事務組合（以下「協定団体」という。）は、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理に係る相互支援の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定団体のし尿等の処理における相互支援を図るとともに、処理施設の使用に関する必要事項を定め、自然災害時及び施設事故時（以下「災害時等」という。）におけるし尿等の円滑な処理を広域的に行うことを目的とする。

（対象となる災害時等）

第2条 相互支援による処理施設の使用の対象となる災害時等は、次のとおりとする。

- （1） 暴風雨、洪水、地震、津波等の災害により処理施設が被災し、し尿等の適正な処理が困難となったとき。
- （2） 処理施設の事故、故障等による緊急かつやむを得ない事由により、し尿等の適正な処理が困難となったとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、し尿等の適正な処理を困難とする特別な事情があると認められたとき。

（処理施設）

第3条 協定団体における施設とは、し尿処理施設をいう。

（支援要請の方法等）

第4条 災害時等において支援要請をしようとする協定団体（以下「支援要請団体」という。）は、次の事項を明らかにして処理が可能な協定団体に対して取り急ぎ電話等により要請するものとする。

- （1） 処理施設の被災、事故、故障等の状況又はし尿等の適正な処理が困難である特別な事情
- （2） 支援を必要とするし尿等の量
- （3） その他支援の実施を検討するために必要な事項

2 正式な支援要請は、電話等により要請を行った後、速やかに支援要請書（別記様式1）をFAX又はメールにより提出するものとする。

3 支援業務が終了した後は、支援要請実施報告書（別記様式2）を提出するものとする。

4 支援の要請を受けた協定団体（以下「支援団体」という。）は、自らの処理能力等を勘案し、支援の内容及びその実施を判断する。

（支援に要する経費）

第5条 支援に要する経費は、協定団体相互間の協議で決定した施設（以下「代表施設」という。）の維持管理費を基本として、次により算出した処理手数料に受入量に乗じて得た額（円未満切捨て）により支援要請団体が負担するものとする。

当年度におけるし尿等処理に要する維持管理費の

当初予算額（児童手当を除く）

当年度し尿等受入見込量

×消費税＝ 1リットル当たりの処理手数料

2 前項の受入量に応じた処理手数料は、支援団体が当月分を末日締めにより納付書を発行し、支援要請団体が翌月末日までに支払うものとし、当該年度の決算による精算は行わないものとする。

3 支援要請を受けたことにより、第1項の処理手数料以外に生じた経費については、双方協議の上、その都度決定するものとする。

4 第1項により算出した処理手数料は、代表施設を有する協定団体が、毎年度、他の協定団体に通知するものとする。

（情報の交換）

第6条 この協定の円滑な運用に資するため、協定団体は、し尿処理に係る相互の緊密な連携及び情報交換を積極的に行うものとする。

（定めのない事項等）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定団体が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに協定団体のいずれからこの協定を解除する旨の申出がないときは、更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、各団体記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

南宗谷衛生施設組合 組合長 菅原 信男

西天北五町衛生施設組合 組合長 野々村 仁

大雪浄化組合 組合長 村中 一徳

富良野広域連合 広域連合長 北 猛俊

名寄地区衛生施設事務組合 管理者 加藤 剛士

災害時における災害応急復旧業務に関する協定

富良野市(以下「甲」という、)と株式会社 橋場ガラス(以下「乙」という、)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生した場合(以下「災害時」という、)に、その災害応急復旧に関して必要な資機材等の確保について、甲が乙に協力を要請する手続を定めるものとする。

(資機材等の範囲)

第2条 甲が乙に協力を要請する資機材等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 窓サッシ
- (2) ドア
- (3) ガラス
- (4) 鍵工事
- (5) その他甲が指定する資機材
- (6) 災害応急復旧に必要な労力

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が富良野市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第4条 災害時において資機材等を必要とするときは、甲は乙に対して次の各号に掲げる事項を明確にした災害応急復旧業務協力要請書(様式第1号)により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後に災害応急復旧業務協力要請書を提出するものとする。

- (1) 出動場所
- (2) 災害の状況
- (3) 応急対策業務の内容
- (4) その他必要な事項

(業務の実施報告)

第5条 乙は、甲の要請した災害応急復旧業務を実施したときは、次に掲げる事項を明確にした災害応急復旧業務報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

- (1) 従事期間
- (2) 従事者数
- (3) 使用資機材の種類及び数量
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により乙が資機材等の協力に要した経費については、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 前条に規定する経費は、乙の資機材等活動実績に基づき作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市の規定に基づき速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の提供)

第10条 乙は、災害応急復旧業務活動中に覚知した被害状況等の情報を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年6月28日

甲 富良野市長 北 猛俊

乙 株式会社 橋場ガラス
代表取締役社長 橋場 和之

大規模災害時における相互協力に関する基本協定

富良野市（以下、「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下、「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「丙」という。）は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲、乙及び丙が相互に協力を行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害発生時の情報共有）

第2条 乙及び丙は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、甲からの要請に基づき、可能な限り甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣する。

また、甲、乙及び丙で相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2. 甲、乙及び丙が共有する主な情報は次の各号に定める。

（1）乙及び丙が甲に提供する情報

- ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- イ 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

（2）甲が乙及び丙に提供する情報

- ア 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
- イ 住民から提供された停電情報
- ウ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- エ 住民が避難している地域、甲が把握している避難場所等

（復旧における相互協力）

第3条 甲、乙及び丙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源提供について可能な範囲で相互に協力を行う。

（連絡体制の確立）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。

2. 乙及び丙は、甲との連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（連携訓練等の実施）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める内容を大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に円滑に行うため、連携訓練又は意見交換などを原則として年1回以上実施するものとする。

なお、訓練や意見交換などの内容については、甲、乙及び丙で協議のうえ決定する。

（重要施設の優先供給）

第6条 乙及び丙は、電力復旧計画の策定にあたっては、次に掲げる重要施設の優先供給

について十分に配慮しなければならない。

- (1) 生命の危険に直結する医療施設等
- (2) 避難所として開設されている施設
- (3) 災害対応の中核機能となる甲が設置する災害対策本部が存在する施設

(秘密の保持)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力等に関する協定等に基づく協力内容を妨げるものではない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

なお、協定期間が満了する1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも変更又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(細目協定等の締結)

第10条 この協定の各条項に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項等については、甲、乙及び丙の合意により別途細目協定又は覚書を作成し保有するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙おのその1通を所持する。

2021年2月1日

甲 富良野市長 北 猛 俊

乙 北海道電力株式会社
執行役員 総務部長 鹿 内 公 明

丙 北海道電力ネットワーク株式会社
旭川支店長 片 山 幸 一

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			河川名
			電話	FAX	その他	
学校	富良野小学校	若松町 10 番 1 号	23-2114	22-2079		空知川・布礼別川
	扇山小学校	緑町 8 番 20 号	22-3255	23-6719		空知川・布礼別川
	東小学校	北麻町 8 番 1 号	22-4895	22-4997		空知川・富良野川・ベベルレイ川・ヌッカシ富良野川・北一号川・布礼別川
	富良野東中学校	瑞穂町 1 番 30 号	22-2770	22-4259		空知川・富良野川・ベベルレイ川・ヌッカシ富良野川・布礼別川
	富良野西中学校	桂木町 1 番 1 号	22-2318	22-3147		空知川・富良野川・ベベルレイ川・ヌッカシ富良野川・布礼別川
	布部小中学校	上五区	23-5569	23-5867		空知川
	山部小学校	山部東町 8 番 64 号	42-3091	42-3088		勇振川
	麓郷小中学校	南麓郷	29-2021	29-2037		布部川・ポン布部川
	富良野高等学校	末広町 1 番 1 号	22-2174	22-2175		空知川・布礼別川
	富良野緑峰高等学校	西町 1 番 1 号	22-2594	22-2594		空知川・富良野川・ベベルレイ川・ヌッカシ富良野川・布礼別川
保育所等	虹いろ保育所	幸町 8 番 25 号	22-2533	22-2563		空知川・布礼別川
	ピッコロガーデン	末広町 6 番 22 号	22-8855	22-8855		空知川・布礼別川
	きらきら保育園 富良野	幸町 9 番 3 号	56-7163	56-7162		空知川・布礼別川
	みらい保育園	南町 5 番 11 号	56-7430	56-7530		空知川・布礼別川
	託児所ころ	西町 2 番 100 号	22-5425	22-5425		空知川・富良野川・ベベルレイ川・ヌッカシ富良野川
	託児ハウスきつき	弥生町 5 番 70 号	23-4882		080-1863-6343	空知川
	託児ハウスドレミ	住吉町 4 番 49 号	23-6241	23-6241	090-3773-3247	空知川・富良野川・ベベルレイ川・ヌッカシ富良野川・北一号川・布礼別川
	ふらの西病院保育室	桂木町 2 番 77 号	23-6600	22-3508		空知川・富良野川・ベベルレイ川・ヌッカシ富良野川・布礼別川
	富良野協会病院 保育所	錦町 1 番 15 号	23-3663	23-3663		空知川・富良野川・ベベルレイ川・ヌッカシ富良野川

資料 10 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

施設 区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			河川名
			電話	FAX	その他	
	おひさま保育園	東雲町 1 番 1 号	56-7780	56-7166		空知川・富良野川・ ベベルイ川・ヌッカシ 富良野川・北一号 川・ 布礼別川
	富良野市ファミリー サポートセンター	日の出町 9 番 2 号 2 階	080- 5834-1885			空知川・ 布礼別川
	山部保育所	山部北町 1 番 57 号	42-2388	42-2355		勇振川
	東山保育所	東山あかしや	27-2919	27-2256		西達布川・老節布川
幼稚園	ひまわり幼稚園	若松町 11 番 1 号	22-2504	23-4484		空知川・ 布礼別川
	聖園幼稚園	桂木町 3 番 73 号	22-2419	22-1928		空知川・富良野川・ ベベルイ川・ヌッカシ 富良野川・ 布礼別川
	ルンビニ幼稚園	本町 11 番 10 号	23-1303	23-1960		空知川・富良野川・ ベベルイ川・ヌッカシ 富良野川・ 布礼別川
	みどり幼稚園	扇町 1 番 1 号	22-2845	22-2865		空知川・ 布礼別川
学童・ 児童館	緑町学童保育セ ンター	緑町 9 番 53 号	23-3370	22-3370		空知川・ 布礼別川
	東部学童保育セ ンター	錦町 13 番 1 号	23-5129	23-5129		空知川・富良野川・ ベベルイ川・ヌッカシ 富良野川
	桂木学童保育セ ンター	桂木町 2 番 41 号	22-3792	22-3792		空知川・富良野川・ ベベルイ川・ヌッカシ 富良野川・ 布礼別川
	麻町児童センタ ー	西麻町 2 番 33 号	23-2937	23-2937		空知川・富良野川・ ベベルイ川・ヌッカシ 富良野川
障害児・ 障害者施設	こども通園セン ター	末広町 24 番 15 号	22-2091	22-2057		空知川・ 布礼別川
	児童発達支援セ ンターすくすく	若葉町 9 番 17 号	22-5615	22-5615		空知川・ 布礼別川
	放課後等デイサ ービスの一びる	若葉町 9 番 17 号	22-5615	22-5615		空知川・ 布礼別川
	放課後等デイサ ービス ビー玉	栄町 20 番 10 号 2F	23-6689	23-6689		空知川・ 布礼別川
	タイムケアセン ターえくぼ	栄町 20 番 10 号	22-6689	23-6689		空知川・ 布礼別川
	ライフサポート 彩	栄町 11 番 11 号	22-0624	22-0630		空知川・ 布礼別川
	サポートステー ションすきっぷ	西麻町 1 番 3 号	39-2904	39-2941		空知川・富良野川・ ベベルイ川・ヌッカシ 富良野川・ 布礼別川
	りんどう	幸町 2 番 6 号	22-2043	22-2043		空知川・ 布礼別川

資料 10 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

施設 区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			河川名
			電話	FAX	その他	
障害児・ 障害者施設	さくら荘	若葉町 12 番 16 号	22-3933	23-2828		空知川・布礼別川
	れんげ荘	緑町 12 番 43 号	23-6030	22-2043		空知川・布礼別川
	グループホーム 「たんぽぽ」	朝日町 5 番 12 号	22-0624	22-0630	ライフサポ ートセンタ ー彩へ連絡	空知川・布礼別川
	グループホーム 「なでしこ」	朝日町 5 番 12 号	22-0624	22-0630	〃	空知川・布礼別川
	グループホーム 「ひなげし」	若葉町 7 番 8 号	22-0624	22-0630	〃	空知川・布礼別川
	グループホーム 「わかば」	錦町 13 番 26 号	22-0624	22-0630	〃	空知川・富良野川・ ベベルレイ川・ヌッカシ 富良野川
	グループホーム 「あじさい」	錦町 13 番 27 号	22-0624	22-0630	〃	空知川・富良野川・ ベベルレイ川・ヌッカシ 富良野川
	グループホーム 「のぎく」	錦町 10 番 26 号	22-0624	22-0630	〃	空知川・富良野川・ ベベルレイ川・ヌッカシ 富良野川
	グループホーム 「すみれ」	錦町 2 番 13 号ス ノーレーン	22-0624	22-0630	〃	空知川・富良野川・ ベベルレイ川・ヌッカシ 富良野川
	グループホーム 「ひまわり」	緑町 12 番 53 号	22-0624	22-0630	〃	空知川・布礼別川
	グループホーム 「かえで」	緑町 2 番 33 号	22-0624	22-0630	〃	空知川・布礼別川
	富良野市地域福祉 センターいちい	住吉町 1 番 28 号	39-2215	39-2216		空知川・富良野川・ ベベルレイ川・ヌッカシ 富良野川
	フラノステップ	緑町 11 番 3 号	23-6772	56-7753		空知川・布礼別川
診療所・ 病院	かわむら整形外科 医院	末広町 6 番 20 号	22-4341	22-4362		空知川・布礼別川
	かとう整形外科 クリニック	本町 6 番 8 号	22-3795	22-9910		空知川・布礼別川
	渡部医院	本町 1 番 10 号	22-2025	22-1717		空知川・布礼別川
	内海内科クリニ ック	弥生町 6 番 31 号	39-1133	23-6672		空知川・布礼別川
	いんやぐ小児科 クリニック	弥生町 6 番 30 号	39-1177	23-6675		空知川
	ふらの眼科	弥生町 6 番 30 号	56-9321	56-9324		空知川
	ふらの消化器・ 内科クリニック	幸町 9 番 12 号	56-7058	56-7059		空知川・布礼別川
	ふらの皮フ科	住吉町 3 番 33 号	22-0208			空知川・富良野川・ ベベルレイ川・ヌッカシ

資料 10 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

施設 区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			河川名
			電話	FAX	その他	
						富良野川
	はやし耳鼻咽喉科クリニック	瑞穂町 1 番 1 号	23-8733			空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌッカシ富良野川
	山部診療所	山部東町 7 番 14 号	56-7088	56-7287		勇振川
	富良野協会病院	住吉町 1 番 30 号	23-2181	22-4256		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌッカシ富良野川
	ふらの西病院	桂木町 2 番 77 号	23-6600	22-3508		空知川・布礼別川
高齢者・介護保険施設	介護医療院ふらの	桂木町 2 番 77 号	23-6600	22-3508		空知川・布礼別川
	サービス付高齢者向け住宅すえひろ	末広町 6 番 22 号	22-8822	22-8801		空知川・布礼別川
	サービス付高齢者向け住宅花・水・木富良野	幸町 9 番 3 号	56-7161	56-7162		空知川・布礼別川
	ニチイケアセンターふらの	緑町 11 番 5 号	22-9151	23-3536		空知川・布礼別川
	デイサービスセンターあさひ郷	本町 8 番 10 号	39-0020	39-0031		空知川・布礼別川
	デイサービスセンターいちい	住吉町 1 番 28 号	39-2215	39-2216		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌッカシ富良野川
	北の峯ハイツ	東雲町 1 番 1 号	23-1611	23-1711		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌッカシ富良野川・北一号川・布礼別川
	介護老人保健施設ふらの	住吉町 1 番 25 号	23-3933	23-3926		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌッカシ富良野川
	介護老人保健施設けんこう・ふらの	末広町 6 番 17 号	56-8000	56-8001		空知川・布礼別川
	ニチイケアセンターしのめ	東雲町 3 番 2 号	22-8551	22-8552		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌッカシ富良野川・北一号川・布礼別川
	グループホームほがらか	春日町 12 番 15 号	23-6811	56-7880		空知川
	グループホームあんしん・ふらの	末広町 6 番 22 号	22-8833	22-8833		空知川・布礼別川

資料 10 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

施設 区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			河川名
			電話	FAX	その他	
	住宅型有料老人 ホームかえで	春日町 5 番 57 号	56-7778	56-7779		空知川・富良野川・ ベベルイ川・ヌカカシ 富良野川

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設 区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			備 考
			電 話	F A X	その他	
病院	北の峰病院	中御料 2 0 6 2	22-2011	23-1606		四線川
障害児・ 障害者施設	デイセンター芽ぐみ野	中御料 2 0 6 7 － 1 4	23-5822			四線川
	グループホーム 「ぼぷら」	中御料 2 0 6 7 － 3	22-0624	22-0630	ライフサポ ートセンタ ー彩へ連絡	四線川
	グループホーム 「ごりょう」	中御料 2 0 6 2 － 2 5	22-0624	22-0630	〃	四線川
	北の峯学園	中御料 2 0 6 7 － 1 4	23-3633	23-2489		四線川
施設 児童 養護	国の子寮	東鳥沼	23-3995	22-2935		名取の沢川

市内医療機関一覧（令和 4 年 4 月現在）

(1) 病院、診療所

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号
北海道社会事業協会富良野病院（富良野協会病院）	内、消、循、呼、外、整、産、小、心外、泌、眼、神内、耳鼻、皮、麻、透、リハ	住吉町 1-30	23-2181
ふらの西病院	内、外、整、小、麻、透、脳、眼、リハ	桂木町 2-77	23-6600
かとう整形外科クリニック	整、リハ	本町 6-8	22-3795
渡部医院	内、小	本町 1-10	22-2025
北の峰病院	精、神	中御料	22-2011
かわむら整形外科病院	整、リハ、リウ	末広町 6-20	22-4341
ふらの眼科	眼	弥生町 6-30	56-9321
内海内科クリニック	内	弥生町 6-31	39-1133
はやし耳鼻咽喉科クリニック	耳、アレルギー	瑞穂町 1	23-8733
ふらの皮フ科	皮	住吉町 3-33	22-0208
ふらの消化器・内科クリニック	内、消	幸町 9-12	56-7058
山部診療所	内	山部東町 7-34	56-7088

(2) 歯科診療所

名 称	所 在 地	電話番号
水口歯科医院	日の出町 9-3	23-1047
宮田歯科医院	本町 6-25	23-2288
高橋歯科医院	日の出町 3-2	22-2408
高畑歯科医院	栄町 10-10	23-1120
藤堂デンタルオフィス	朝日町 1-11	22-2736
ふらの駅前歯科クリニック	日の出町 4-23	22-3724
山部歯科クリニック	山部南町 3-33	42-2191
ふらの小児歯科矯正歯科	日の出町 8-10	23-1477
ごうだ歯科医院	若葉町 7-1	23-4848
くりの歯科クリニック	瑞穂町 3-37	22-8181
森歯科診療所	若葉町 13-1	22-2500
とがし歯科医院	錦町 6-18	22-8214
本通り歯科医院	本町 6-25	22-1080

給水施設の応急復旧工事業者一覧（令和 4 年 4 月現在）

富良野市指定給水装置工事事業者（市内業者のみ）

名 称	住 所	電話番号
後田設備工業(株)	本町 6-3	23-3565
(有)玉手鋼建	山部南町 1-5	42-2221
(株)ヤマサ	学田 3 区	22-4168
(有)糠谷鉄工所	山部西町 4-28	42-2126
山本鉄工所	山部中町 1-35	42-2434
(株)津山興産	朝日町 5-1	22-2135
跡部設備工業	日の出町 10-15	22-2306
(株)北菱	桂木町 1-17	23-3311
(有)宮内設備工業	新光町 1-50	23-6132
三開工業	北の峰町 28-28	23-1646
LIFE-FIXING 宮川	東町 8-19	22-3869

し尿収集業者一覧（令和 4 年 4 月現在）

名 称	住 所	電話番号
ふらの衛生社（株）	山部東 17-13	42-2396
富良野浄化工業（株）	緑町 10-40	22-4744

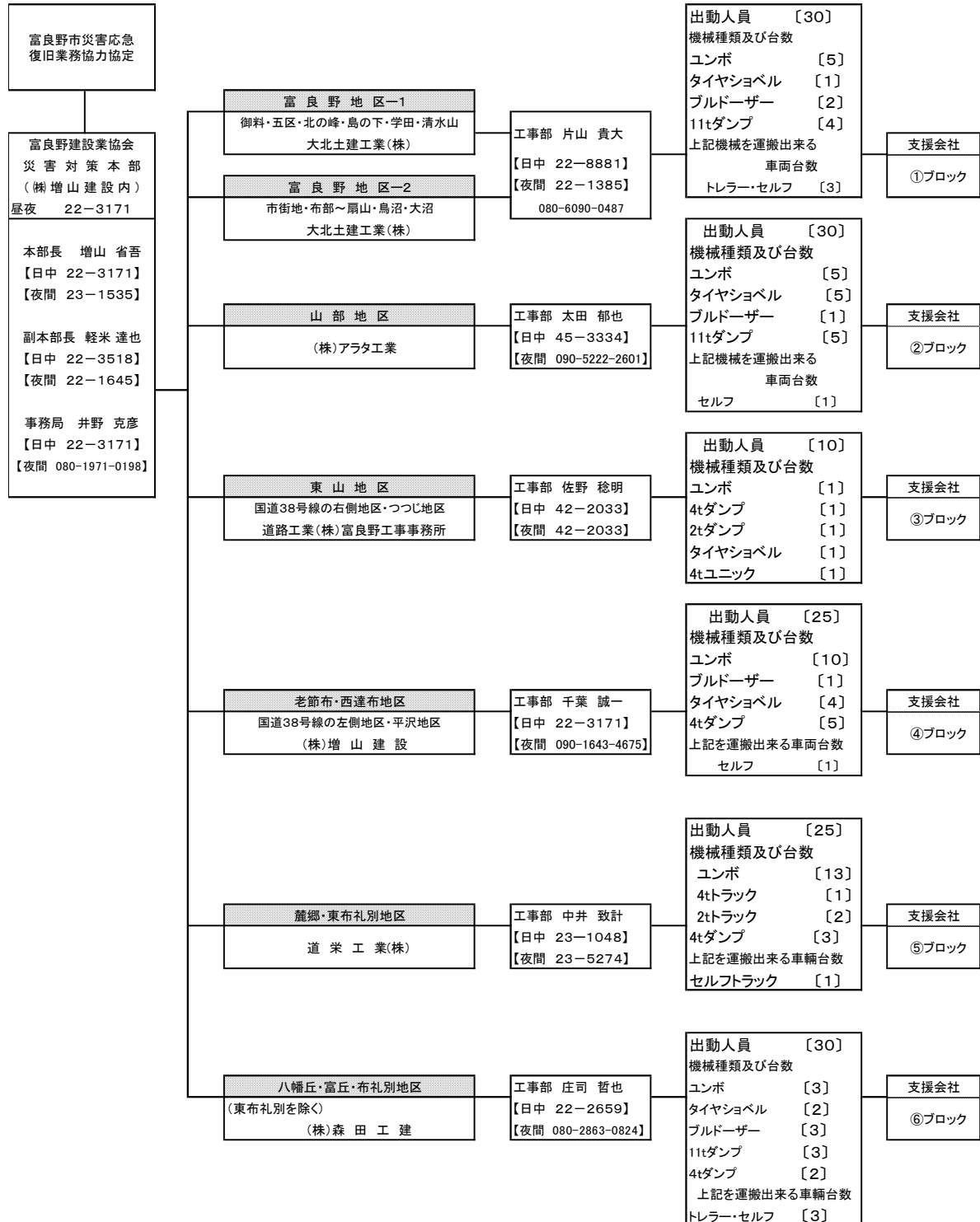
一般廃棄物収集運搬業者一覧（令和 4 年 4 月現在）

（事業系のみの業者を含まない。）

名 称	住 所	電 話 番 号
北清ふらの（株）	学田三区	22-5066
富良野浄化工業（株）	緑町 10-40	22-4744
富良野地区清掃事業協同組合	上五区	23-3939
アートクリーン（有）	上五区	23-1221
（株）ふらの衛生社	山部東 17-13	42-2396

富良野建設業協会応急復旧業務協力組織図

令和 4 年 6 月 現在



富良野市自主防災組織一覧（令和 4 年 4 月現在）

	組 織 名	代 表 者		連絡責任者	
		氏 名	電話番号	氏 名	電話番号
1	若葉町連合会				
2	若松町連合会				
3	扇町南町連合会				
4	栄町連合会				
5	緑町連合会				
6	布部連合会				
7	幸町連合会				
8	新富町連合会				
9	朝日町連合会				
10	弥生町第 1 町内会				
11	桂木町第 1 町内会				
12	桂木町第 2 町内会				
13	桂木町第 3 町内会				
14	桂木町第 4 町内会				
15	桂木町第 5 町内会				
16	北斗町				
17	弥生町第 2 町内会				
18	北の峰第 3 町内会				
19	麻町連合会				
20	山部第 2 町内会				
21	山部第 4 町内会				
22	山部第 5 町内会				
23	山部第 6 町内会				
24	山部第 7 町内会				
25	山部第 9 町内会				
26	山部北町第 1 町内会				
27	山部北町第 2 町内会				
28	山部西町第 1 町内会				
29	山部西町第 2 町内会				
30	山部共進自主防災会				
31	山部南陽農事組合				
32	住吉第 2 町内会				
33	桂木町第 6 町内会				
34	山部第 1 町内会				
35	山部北星自主防災会				
36	山部桜丘自主防災会				
37	山部中央区自主防災会				
38	麓郷地区自主防災				
39	西町第 3 町内会自主防災会				

資料 1 1 市内協力団体等一覧

40	東山振興会				
41	老節布振興会				
42	西達布振興会				
43	南扇山全区会西扇山 1 区会				
44	西町第 1 町内会自主防災組織				

※代表者氏名及び電話番号については総務課で管理。

国・道・指定公共機関・地方公共機関等

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道開発局札幌開発建設部 空知川河川事務所	芦別市滝里町 683 番地	0124-24-4111
北海道開発局旭川開発建設部 富良野道路事務所	西扇山 1	23-3171
北海道開発局旭川開発建設部 富良野地域農業開発事業所	桂木町 6-10	23-3541
北海道森林管理局 上川南部森林管理署	南富良野町字幾寅	050-3160-5750
旭川地方気象台	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3-15	0166-32-7102
旭川公共職業安定所 富良野出張所	緑町 9 - 1	23-4121

(2) 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊上富良野駐屯地 第 4 特科群第 104 特科大隊	上富良野町南町 4 丁目	45-3101

(3) 北海道庁上川総合振興局

機 関 名	所 在 地	電話番号
地域政策課	旭川市永山 6 条 19 丁目	0166-46-5918 主査（防災）
旭川建設管理部 富良野出張所	緑町 8-1	23-2168
富良野保健所	末広町 2-10	23-3161
上川農業改良普及センター 富良野支所	新富町 3-1	23-2175

(4) 北海道警察

機 関 名	所 在 地	電話番号
富良野警察署	若葉町 11-1	22-0110

(5) 富良野市及び消防機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
富良野市	弥生町 1-1	39-2300 (総務課)
富良野市教育委員会	弥生町 1-1	39-2320

資料 1 2 関係機関連絡先一覧

富良野広域連合富良野消防署	栄町 18-20	23-5119
---------------	----------	---------

(6) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道旅客鉄道株式会社 富良野駅	日の出町 1-30	22-0909
東日本電信電話株式会社 北海道事業部 (NTT 東日本ー北海道北支店)	旭川市 10 条通 10 丁目	0166-20-5410
北海道電力ネットワーク株式会 社富良野ネットワークセンター	栄町 20-1	23-4131
日本郵便株式会社富良野郵便局	若松町 4-1	22-8115

(7) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
富良野医師会	本町 2-27	22-2767
旭川歯科医師会	旭川市金星町 1 丁目	0166-22-2361
空知川上流土地改良区	山部東町 8-3	42-2529
富良野土地改良区	中富良野町丘町 7-18	44-2131
北海道薬剤師会旭川支部	旭川市金星町 1 丁目	0166-29-2422
北海道獣医師会上川支部	旭川市宮前通 14 丁目	0166-24-1600
旭川地区バス協会	旭川市東旭川町共栄 128	0166-34-6431

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
富良野商工会議所	本町 2-27	22-3555
山部商工会	山部中町 1-15	42-2409
ふらの農業協同組合	朝日町 3-1	23-3532
富良野地区森林組合	弥生町 2-42	22-2369
北海道中央農業共済組合道央統 括センター富良野支所	南大沼の 2	23-4830
東京大学大学院農学生命科学研 究科附属演習林北海道演習林	山部東町 9-61	42-2111
株式会社ラジオふらの	本町 2-27	22-2761